【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成22年6月28日

【事業年度】 第42期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

【会社名】 株式会社 C S K ホールディングス

【英訳名】 CSK HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 西 毅

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭 彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目26番1号

【電話番号】 03 - 6438 - 3901(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 恭 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高	(百万円)	241,154	245,981	239,695	206,099	169,518
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	26,981	30,810	20,634	122,479	2,919
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	30,874	8,679	1,272	161,529	59,180
純資産額	(百万円)	179,824	208,775	185,495	25,247	15,807
総資産額	(百万円)	543,134	577,294	550,054	363,931	267,749
1 株当たり純資産額	(円)	2,437.08	2,479.33	2,317.18	251.40	241.34
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額()	(円)	410.52	117.35	17.34	2,097.39	720.62
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	387.98	105.60	15.46		
自己資本比率	(%)	33.1	31.9	29.7	5.5	4.0
自己資本利益率	(%)	18.4	4.8	0.7	175.9	383.8
株価収益率	(倍)	14.3	42.1	132.6		
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	25,052	7,069	30,363	5,715	5,500
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	28,986	16,546	27,954	12,398	6,531
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	6,620	39,532	12,200	6,681	1,969
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	74,747	105,447	59,200	33,882	43,394
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	9,878 [3,979]	10,267 [3,148]	10,633 [2,943]	10,756 [3,023]	10,509 [2,627]

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 3 純資産額の算定に当たり、第39期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 - 4 第41期及び第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株 当たり当期純損失のため記載しておりません。
 - 5 第41期及び第42期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

(2) 提出会社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第38期	第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高及び営業収入	(百万円)	59,807	15,583	12,986	13,792	17,255
経常利益又は経常損失 ()	(百万円)	6,206	10,785	4,423	1,806	5,350
当期純利益 又は当期純損失()	(百万円)	22,563	7,625	7,423	152,190	50,966
資本金	(百万円)	71,523	72,790	73,225	73,225	96,225
発行済株式総数	(株)	77,791,992	78,437,124	78,670,524	80,290,414	125,787,714
純資産額	(百万円)	163,862	170,018	144,524	13,054	9,963
総資産額	(百万円)	288,996	331,321	352,469	235,068	171,965
1株当たり純資産額	(円)	2,224.36	2,288.61	2,048.58	162.61	250.55
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	40.00	40.00 (20.00)	40.00 (20.00)	()	()
1株当たり当期純利益 金額又は1株当たり当 期純損失金額()	(円)	302.75	103.10	101.18	1,975.73	620.42
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	286.51	93.28			
自己資本比率	(%)	56.7	51.3	41.0	5.6	5.5
自己資本利益率	(%)	14.4	4.6	4.7	193.1	452.0
株価収益率	(倍)	19.3	47.9			
配当性向	(%)	13.2	38.8			
従業員数	(名)	122	139	152	186	100

- (注) 1 上表のうち、百万円単位で記載している金額については、単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 2 売上高及び営業収入には消費税等は含まれておりません。
 - 3 第38期は、平成17年10月1日付で持株会社体制に移行しております。このため、経営成績及び財政状態は、大きく変動しております。
 - 4 第40期、第41期及び第42期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。
 - 5 第40期、第41期及び第42期の株価収益率及び配当性向については、当期純損失のため記載しておりません。

2 【沿革】

- 昭和43年10月 大阪市東区大川町(現在大阪市中央区北浜)にコンピューターサービス㈱(現社名 ㈱CSKホールディングス)設立。
 - システム開発サービス及びFM(ファシリティ・マネジメント)サービスを開始。
- 昭和45年12月 関東、中部地区の業務拡大の為、東京営業所、名古屋営業所を設置。
- 昭和52年8月 本社を大阪から東京へ移転(東京都新宿区)。
- 昭和55年9月 株式を日本証券業協会東京地区協会へ店頭銘柄として登録。
- 昭和57年6月 東京証券取引所市場第二部に上場。
- 昭和57年12月 データベース事業への着手として、ビジネスエクステンション(株) (現社名 (株) CSK サービスウェア 現・連結子会社)設立。
- 昭和58年3月 アイ・エヌ・エス㈱を、当社と住友信託銀行㈱との合弁で設立(平成9年1月に社名を㈱サービスウェア・コーポレーションに変更。(現社名 ㈱CSKサービスウェア 現・連結子会社))。
- 昭和58年8月 NASDAQ(米国店頭市場)に株式を登録(平成17年9月上場廃止)。
- 昭和59年4月 ホーム・エレクトロニクス分野への進出を図るため、㈱セガ・エンタープライゼス (現社名 ㈱セガサミーホールディングス)に資本・経営参加。
- 昭和59年9月 ネットワーク事業への進出を目的として共同VAN㈱(平成16年4月にASP事業とネットワーク事業を新設分割し、㈱CSKネットワークシステムズ(現社名 ㈱CSK-ITマネジメント 現・連結子会社)を設立。分割後の同社を当社に吸収合併)設立。
- 昭和60年3月 東京証券取引所市場第一部に指定される。
- 昭和60年9月 高度システム・エンジニアリング・サービスを主業務とする日本インフォメーション・エンジニアリング(株) (現社名(株) JIEC 現・連結子会社)を、当社と日本アイ・ビー・エム(株)との合弁で設立。
- 昭和62年1月 (株) CSK (現社名(株) CSKホールディングス)に社名変更。
- 昭和62年12月 プリペイドカード事業の推進を目的として、日本カードセンター(株) (現社名 (株)クオカード 現・連結子会社)設立。
- 昭和63年6月 東京都多摩市にCSK情報教育センター竣工。
- 平成元年4月 テレマーケティングサービスへの進出を図るため、(株)ベルシステム二四(現社名(株) ベルシステム24)に資本・経営参加。
- 平成元年9月 日本アイ・ビー・エム製品の販売及びソフトウェア開発の強化のため、CSI(株) (現社名 (株) CSI ソリューションズ 現・連結子会社)を、当社と日本アイ・ビー・エム(株)との合弁で設立。
- 平成3年3月 CADシステム分野への進出を目的として、スーパーソフトウェア㈱(現・連結子会社)に資本・経営参加。
- 平成3年5月 ベンチャービジネスの育成・支援を目的として、マネジメント アンド キャピタル (株) (現社名 ゲン・キャピタル(株)) を設立。
- 平成3年6月 大阪証券取引所、名古屋証券取引所市場第一部に上場(平成15年3月1日上場廃止)。
- 平成4年12月 重度障がい者の多数雇用事業所として、東京都・多摩市・当社の出資による第3セクター方式の東京グリーンシステムズ㈱を設立。
- 平成7年3月 パソコンビジネスを中心とした㈱亜土電子工業(現社名 ㈱MAGねっとホールディングス)に資本参加。
- 平成8年3月 ネットワークビジネス分野強化のため、ネクストコム㈱(現社名 三井情報㈱)に資本参加.
- 平成8年10月 中国におけるシステム開発拠点として、希世軟件系統(上海)有限公司を設立。
- 平成9年10月 地方展開ビジネスの一環として、沖縄県那覇市に㈱沖縄CSK(平成16年2月 ㈱CSKコミュニケーションズと合併)を設立、平成10年4月 ㈱CSKコールセンター沖縄設立(現社名 ㈱CSKサービスウェア 現・連結子会社)。
- 平成10年1月 出版、ゲームソフト、教育等のコンテンツビジネスを中心とした㈱アスキー(現社名 (株)メディアリーヴス)に資本参加。
- 平成10年2月 証券・金融分野に特化した情報システム開発を目的として、日本フィッツ(株)(平成17年10月(株)CSKシステムズに吸収合併)を設立。
- 平成11年9月 ネットワーク事業強化のためにインターナショナル・インベストメント㈱(現社名 (株)四谷ビジネス)に資本参加。

- 平成13年3月 3月16日、当社創業者である取締役名誉会長大川功が逝去。
 - 海外子会社事業の体制再編を実施。
- 平成13年4月 関西文化学園都市内(京都府精華町)に、当社創業者 故・大川功の「こどもたちが情報社会の創造を先導していく」という考えを実現・継承する研究施設として 大川センターを開設。
- 平成13年4月 グループ5社が株式公開(日本フィッツ㈱(現社名 ㈱CSKシステムズ)(4月~9月 店頭市場: JASDAQ)、㈱サービスウェア・コーポレーション(現社名 ㈱CSKサービスウェア)(5月 東京証券取引所市場第二部)、㈱JIEC(7月 東京証券取引所市場第二部)、CSKネットワークシステムズ㈱(現社名 ㈱CSK-ITマネジメント)(8月 東京証券取引所市場第二部)、㈱CSKコミュニケーションズ(現社名 ㈱CSKサービスウェア)(9月 大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現 ヘラクレス市場))。
- 平成13年8月 検証事業の拡大を図るため、㈱ベリサーブ(現・連結子会社)を設立。
- 平成14年3月 ㈱CSK・エレクトロニクス(現社名 ㈱MAGねっとホールディングス)及び㈱ アスキー(現社名 ㈱メディアリーヴス)の株式を譲渡し、経営権移行を実施。
- 平成14年10月 CSK eサービスデータセンター (千葉県印西市) 開設。
- 平成14年12月 CSKグループ・キャッシュマネジメントシステムの運用開始。
- 平成15年2月 中国におけるBPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)事業の拠点として、希世軟件系統(大連)有限公司を設立。
- 平成15年2月 グループ事業再編の一環として、株式交換による4社の完全子会社化を実施(㈱C 5月 S K コミュニケーションズ(現社名 ㈱C S K サービスウェア)(2月 上場廃止)、C S K ベンチャーキャピタル㈱(2月(新社名C S K ファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)))、C S K ネットワークシステムズ㈱(現社名 ㈱C S K I T マネジメント)(5月 上場廃止)、㈱サービスウェア・コーポレーション(現社名 ㈱C S K サービスウェア)(5月 上場廃止))。
- 平成15年5月 本社を東京都新宿区から東京都港区に移転(CSK青山ビル)。
- 平成15年6月 取締役会改革、執行役員制度導入を柱とする経営機構改革を実施。
- 平成15年12月 (株)ベリサーブが東証マザーズ市場に上場。 (株)セガの株式を譲渡。
- 平成16年4月 グループ事業再編の一環として、㈱CSKネットワークシステムズ(現社名 ㈱CSK-ITマネジメント)の行う事業の分割・統合を実施。 証券事業の新展開を図るため、コスモ証券㈱に資本参加。
- 平成16年8月 (株)ベルシステム24の株式を譲渡。
- 平成16年8月 グループ事業再編の一環として、株式交換による3社の完全子会社化を実施(日本~平成17年3月 フィッツ㈱(現社名 ㈱CSKシステムズ)(8月 上場廃止)、㈱クオカード(10月)、プラザアセットマネジメント㈱(3月)。
- 平成16年9月 新コールセンター会社として、(株) CSKマーケティング(現社名(株) CSKサービスウェア 現・連結子会社)を設立。
- 平成16年12月 連結子会社ネクストコム(株) (現社名 三井情報(株)) が、合併、新株式発行に伴う持分 変動により持分法適用関連会社へ移行。
- 平成17年7月 ネクストコム㈱(現社名 三井情報㈱)の株式を譲渡。
- 平成17年10月 グループ全体の企業価値の最大化を図るため、ホールディングス体制へ移行。(株) C S K ホールディングスに社名変更。

グループ経営体制実現のため、会社分割により平成17年5月に設立したCSKシステムズ分割準備㈱(現社名 ㈱CSKシステムズ)に当社の事業を承継。また、総合的なサービスプロバイダー型企業グループへの転換を目指すため、同社は日本フィッツ㈱を吸収合併。

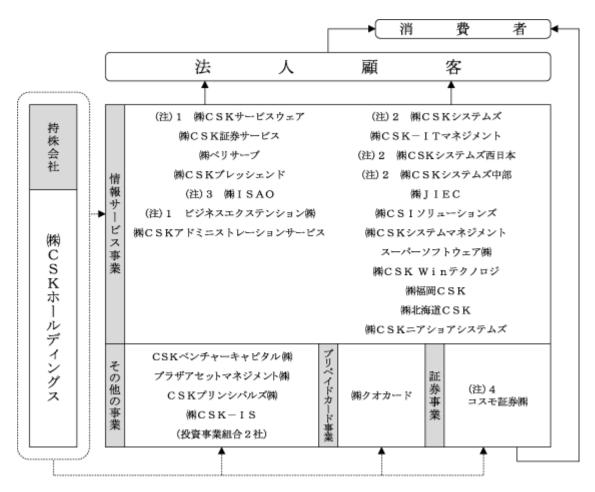
- 平成17年12月 グループ事業再編の一環として、(株)エイ・エヌ・テイ (現社名 (株) CSK Winテクノロジ 現・連結子会社)を株式交換により完全子会社化。
- 平成18年1月 サステナビリティ(社会の持続的発展)を実現するための研究活動を行うシンクタンクとして㈱CSK-IS(現・連結子会社)を設立。
- 平成18年3月 保有資産の流動化及び機動的な投資資金確保を目的に、本社CSK青山ビルを譲渡。
- 平成18年12月 兵庫県三田市のデータセンター設備を取得(CSK三田センター)。

- 平成19年1月 ㈱CSKシステムズの証券分野に関する事業を㈱CSK証券サービス(現・連結子会社)へ移管。 地域金融機関向け証券会社として、CSK-RB証券㈱を設立。
- 平成19年3月 (㈱ゼイヴェル(現社名 (㈱ブランディング)との間で、e コマースサービスプラットフォームの合弁事業を開始することに合意し、同社の子会社である㈱ソロ(現社名 (㈱CSKプレッシェンド 現・連結子会社)の株式を取得。
- 平成19年5月 グループ事業再編の一環として、㈱ISAO(現社名 ㈱四谷ビジネス)を株式交換により完全子会社化。
- 平成19年6月 研究活動やグリーンビジネスの生産拠点、社員研修施設として東京都多摩市にCSK 多摩センターを竣工。
- 平成19年7月 (株CSKシステムズ、(株CSKネットワークシステムズ)(同日付で株)CSK-ITマネジメントへ社名変更)、CSKフィールドサービス株)(同日付で株)CSK-ITマネジメントと吸収合併し消滅)の3社について会社分割・合併等により組織再編を実施。
- 平成19年9月 グループ事業再編の一環として、スーパーソフトウェア㈱を株式交換により完全子会社化。
- 平成19年10月 金融サービス事業の業容拡充を目的として、光陽投資顧問㈱(現社名 プラザキャピタルマネジメント㈱)の株式を取得。
- 平成19年12月 (株)ベリサーブが東京証券取引所市場第一部に指定される。
- 平成20年1月 (株)サービスウェア・コーポレーション(現社名(株) CSKサービスウェア)、(株)サービスウェア九州(同日付で株)北九州 CSKへ社名変更(現社名(株) CSKサービスウェア))、(株) CSKコミュニケーションズ(現社名(株) CSKサービスウェア)の3社について会社分割・株式譲渡により組織再編を実施。
- 平成20年8月 グループ事業再編の一環として、コスモ証券(株を株式交換により完全子会社化。
- 平成20年12月 証券事業の推進体制を強化することを目的として、コスモ証券㈱を存続会社とする C S K R B 証券㈱との合併を実施。
- 平成21年7月 (株サービスウェア・コーポレーション、株) CSKマーケティング、株) CSKコミュニケーションズ、株) 福井 CSK、株) 株) 保制 日 SKのBPOサービス事業を統合して、株) CSKサービスウェアを設立。 (株) CSKコミュニケーションズ、株) 福井 CSK、株) 集局 CSK、株) 特) は CSKのニアショア開発事業を統合して、株) CSKニアショアシステムズを設立。
- 平成21年9月 CSKファイナンス㈱(現社名ゲン・キャピタル㈱)の株式を譲渡。 ACA㈱による資本増強策の実施。 住商情報システム㈱との業務・資本提携に向けた基本合意書を締結。
- 平成21年10月 プラザキャピタルマネジメント(株)の株式を譲渡。

3 【事業の内容】

当社グループは、「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」を目指した事業活動を推進しております。

事業分野、事業の種類別セグメントの区分と主要なグループ会社の関係は下図のとおりとなります。



上表は、当社が株式を直接保有している連結子会社を記載していおります。

<上場連結会社名と公開市場名>

(株) J I E C 東京証券取引所第二部 (株) 東京証券取引所第一部 東京証券取引所第一部

- (注) 1 (耕CSKサービスウェア、ビジネスエクステンション(耕は、平成22年4月1日付で(耕CSKサービスウェアを存続会社として合併しております。
 - 2 (株) C S K システムズ、(株) C S K システムズ西日本、(株) C S K システムズ中部は、平成22年4月1日付で、(株) C S K システムズを存続会社として合併しております。
 - 3 (株ISAOは、平成22年4月1日付で既存の全事業を譲渡しております。
 - 4 コスモ証券(株)は、平成22年4月16日付で全株式を譲渡しております。

前掲の事業分野におけるグループ会社の位置付け・事業内容は概ね次のとおりであります。なお、複数の 事業分野で事業活動を行っている会社については、主たる事業分野について記載しております。

事業の到で手来の到で1000000000000000000000000000000000000					
会社名	事業内容				
(株) C S K システムズ	コンサルティング、システム・インテグレーション、システ				
(MAC 2 K) X) AX	ム運用、ASP(アプリケーション・サービス・プロバイ				
	ダー)、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)等。				
(株) CSK-ITマネジメント	コンサルティング、システム・インテグレーション、システ				
	ム運用、ハードウェア保守、BPO、ITO(ITアウトソー				
	シング)等。				
(株)CSKシステムズ西日本	コンサルティング、システム・インテグレーション、システ				
(平成22年4月1日付で㈱CSKシステムズと	ム保守・運用、BPO等。				
合併)	コンサリニッンが シュニ ノンニがし ション・シュニ				
│ │ ㈱ C S K システムズ中部 │ │ (平成22年 4 月 1 日付で㈱ C S K システムズと	コンサルティング、システム・インテグレーション、システ				
	ム開発、BPO等。				
(株) J I E C	基盤技術をコアコンピタンスとした情報システムの設計・				
	構築等。				
㈱CSIソリューションズ	E R P ソリューション、C R M ソリューション、コールセン				
	ターシステム構築及びヘルプデスクサービス、システムイン				
	テグレーション、ハードウェア販売・保守等。				
株CSKシステムマネジメント	情報システムのオペレーション管理等のシステム運用サー				
	ビス。				
スーパーソフトウェア(株)	住宅産業向けのパッケージ事業、ソリューション事業、保守				
(44) C C 1/ 14/ 1 - 2 \cdot	事業等。				
(株)CSK Winテクノロジ	Windowsプラットフォームにおけるコンサルティング、ネッ				
	トワークシステムの診断・設計・構築・運用、ソフトウェア 製品の開発・販売、教育等。				
	製品組込みシステム設計・開発、ビジネスシステム設計・開				
	発い組込のシステム設計・開光、ビジネスシステム設計・開 発、ERPコンサルティング・設計・開発、運用管理・保守、				
	ネットワーク設計、機器販売等。				
	コンピュータソフトウェアの開発・販売及び賃貸、コン				
(MATO) 3 C S C C	ピュータによる情報処理サービス業及び情報提供サービス				
	業、情報処理関連コンピュータ・ハードウェアの販売及び賃				
	貸。				
希世軟件系統(上海)有限公司	コンピュータシステムに関するコンサルティング、システム				
(英文社名 CSK SYSTEMS(SHANGHAI)CO.,LTD.)	設計・開発、保守サービス等。				
㈱CSKサービスウェア	プロセスサービス、業務プロセス分析・調査サービス等。				
(株) CSK証券サービス	証券システムASPサービス、金融マーケット情報配信サー				
	ビス及び証券業務アウトソーシング。				
(株)ベリサーブ	製品検証サービス、セキュリティ検証サービス等。				
(株)CSKプレッシェンド	e コマースシステム・フルフィルメントサービス。				
(株) ISAO (現社名 (株)四谷ビジネス)	ネットワークソリューション、アプリケーションサービス、				
(平成22年4月1日付で全事業を譲渡)	モバイルサービス企画・運営、ネットワークゲーム運営等。				
ビジネスエクステンション(株)	コンピュータによる情報の処理・加工業務、コンピュータ利				
│ │ (平成22年4月1日付で㈱CSKサービスウェ │ │ アと合併)	用技術に関する開発、コンサルタント業務。				
(株) CSKアドミニストレーションサービス	各種事務代行サービス及び各種運営管理サービス。				
(株)ライトワークス	e ラーニングのプランニング、コンテンツ開発、実施、効果測				
	定等。				
希世軟件系統(大連)有限公司	コンタクトセンターサービス、システム開発等。				
(英文社名 CSK SYSTEMS(DALIAN)CO.,LTD.)					

プリペイドカード事業 / 証券事業 / その他の事業					
会社名	事業内容				
(株)クオカード	プリペイドカード事業(プリペイドカードの発行・精算業務、カードシステムの開発・販売等)。				
コスモ証券(株) (平成22年4月16日付で全株式を譲渡)	証券事業(有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、取次ぎ及び代理、有価証券の引受け及び売出し、有価証券の募集及び売出しの取扱い並びに私募の取扱い、その他証券関連業務)。				
CSKベンチャーキャピタル(株)	金融サービス事業(国内外のベンチャー企業への投資・育成・公開支援、投資事業組合の設立・運営管理等)。				
プラザアセットマネジメント(株)	金融サービス事業(投資信託委託業者の業務、有価証券等に関する投資顧問業及び投資一任契約に係る業務)。				
(株)CSKホールディングス	CSKグループ及びグループ各社の経営管理、並びにそれに付帯する業務。				
東京グリーンシステムズ㈱	売店・喫茶室の運営、名刺作成、生花の販売、観葉植物の販売・レンタル、インターネット上のホームページ作成・メンテナンスサービス等(重度障がい者の雇用を目的に東京都、多摩市との第三セクター方式により設立)。				
(株)CSKアグリコール	農作物の生産・販売、農作業の代行・請負・委託、農作物の 生産に関する調査・研究・開発・技術指導、農業用地の耕作 及び農業研修指導、牧場の経営、乳牛の育成及び飲用牛乳・ 乳製品の生産・販売、食料品等の仕入れ・輸出入・卸売・小 売・通信販売。				
㈱CSK CHINA CORPORATION	希世軟件系統(上海)有限公司及び希世軟件系統(大連)有限 公司の持株会社。				

当社(連結財務諸表提出会社) 連結子会社 非連結子会社 持分法適用関連会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	摘要
(連結子会社) (株) C S K システムズ	東京都港区	百万円 10,000	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員7名、当社従業員1名・設備の賃貸借…有り	(注) 3、5
(株) C S K - I T マネジメ ント	東京都 港区	3,000	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員6名、当社従業員2名 ・営業上の取引 事務所等賃貸(売上高) ・設備の賃貸借…有り	(注) 4、5
(株)CSKシステムズ西日本	大阪市 中央区	1,500	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員6名、当社従業員2名 ・営業上の取引 事務所等賃貸(売上高) ・設備の賃貸借…有り	(注) 5
(株)CSKシステムズ中部	名古屋市 中区	400	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員5名、当社従業員1名 ・営業上の取引 事務所等賃貸(売上高) ・設備の賃貸借…有り	
(株)JIEC	東京都 新宿区	674	情報サービス	69.5	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員1名・設備の賃貸借…有り	(注) 2、5
(株CSIソリューション ズ	新宿区	210	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員2名、当社従業員1名・設備の賃貸借…有り	
(株) C S K システムマネジ メント	港区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員3名、当社従業員1名 ・設備の賃貸借…有り	
スーパーソフトウェア(株) -	東京都 新宿区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員2名・貸付金…85百万円・設備の賃貸借…有り	
(株) CSK Winテクノ ロジ	東京都新宿区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員 2 名、当社従業員 1 名 ・貸付金…702百万円 ・設備の賃貸借…有り	
(株福岡CSK	福岡市 中央区	200	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員1名	
(株)北海道 C S K	札幌市 中央区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員 2 名、当社従業員 1 名 ・設備の賃貸借…有り	
(株) CSKサービスウェア	港区	2,063	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員4名、当社従業員1名 ・設備の賃貸借…有り	(注) 5
(株) C S K ニアショアシス テムズ 	東京都 港区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員 1 名、当社従業員 2 名 ・貸付金…50百万円 ・設備の賃貸借…有り	
(株)CSK証券サービス	東京都中央区	4,400	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員 2 名、当社従業員 3 名 ・貸付金…1,839百万円 ・設備の賃貸借…有り	
㈱ベリサーブ	東京都 新宿区	786	情報サービス	56.2		(注) 2、5
(株)CSKプレッシェンド	東京都 港区	299	情報サービス	66.7	・役員の兼任…当社役員 2 名、当社従業員 2 名 ・貸付金…212百万円 ・設備の賃貸借…有り	
㈱ISAO	東京都 新宿区	279	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員 2 名、当社従業員 2 名 ・貸付金…270百万円	
ビジネスエクステンショ ン(株)	中央区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社従業員3名 ・設備の賃貸借…有り	
(株) C S K アドミニスト レーションサービス	東京都 港区	100	情報サービス	100.0	・役員の兼任…当社役員 6 名、当社従業員 2 名 ・貸付金…600百万円 ・設備の賃貸借…有り	(注) 5
㈱クオカード	東京都 中央区	1,810	プリペイド カード	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員3名・設備の賃貸借…有り	(注) 5
コスモ証券(株)	大阪市 中央区	13,500	証券	100.0	・役員の兼任…当社役員 2 名、当社従業員 1 名 ・貸付金…3,000百万円	(注) 5

名称	住所	資本金	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容	摘要
(連結子会社) CSKプリンシパルズ㈱	東京都港区	百万円 100	その他	100.0	・役員の兼任…当社従業員5名・貸付金…10,405百万円・設備の賃貸借…有り	(注) 7
C S K ベンチャーキャピ タル(株)	東京都 港区	100	その他	100.0	・役員の兼任…当社役員2名、当社従業員1名 ・貸付金…1,900百万円 ・設備の賃貸借…有り	
プラザアセットマネジメ ント(株)	東京都 中央区	1,630	その他	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員1名	
㈱CSK-IS	東京都 港区	100	全社(共通) その他	100.0	・役員の兼任…当社役員1名、当社従業員4名 ・貸付金…11,547百万円	(注) 7
その他 3 社 (投資事業組合 2 社含む)						(注) 6
(持分法適用関連会社) ㈱ライトワークス	東京都 千代田区	146	情報サービス	49.5	・役員の兼任…当社従業員1名	
(その他の関係会社) 合同会社ACAインベス トメンツ	東京都千代田区	3	当社の株式及 び新株予約権 の保有及び処 分	被所有 36.5	・当社への出資をしております。	(注) 8

- (注) 1 連結子会社の主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2 有価証券報告書の提出会社であります。
 - 3 (株) CSKシステムズについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 売上高 51,918百万円 経常利益 6,983百万円 当期純利益 3,458百万円 純資産額 22,264百万円 総資産額 30,611百万円

4 (㈱CSK-ITマネジメントについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等売上高28,583百万円経常利益2,038百万円当期純利益1,026百万円純資産額7,025百万円総資産額12,979百万円

- 5 特定子会社であります。
- 6 投資事業組合2社は、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」 (実務対応報告第20号 平成18年9月8日)により、実質的に支配していると判定したため子会社としております。
- 7 債務超過会社であります。債務超過の金額は、平成22年3月末時点で以下のとおりであります。

引力但過去性 しのりより。原	が心心の立欲は、
	債務超過額
名称	
	(百万円)
CSKプリンシパルズ(株)	9,237
㈱CSK IS	7,577

8 合同会社ACAインベストメンツは、ACA㈱が当社の株式保有を目的に設立された合同会社であり、当社における実質的な主要株主は、ACA㈱であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成22年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
情報サービス事業	9,398[2,534]
プリペイドカード事業	91[27]
証券事業	881[60]
その他の事業	38[]
全社(共通)	101[6]
合計	10,509[2,627]

- (注) 1 平均臨時従業員数は、[]内に外数で記載しております。
 - 2 全社(共通)として記載している従業員数は、特定のセグメントに区分できない当社及び連結子会社の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
100名	41歳 1ヶ月	12年 8ヶ月	6,784,524円

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。
 - 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3 従業員数が前事業年度末に比べ86名減少しましたのは、本社間接機能見直しによる関係会社への送出出向者の増加及び関係会社からの受入出向者の減少等によるものであります。

(3) 労働組合の状況

名称	CSK労働組合コスモ証券従業員組合ベリサープユニオン福岡CSK労働組合北海道CSK労働組合CSKシステムマネジメント労働組合
組合員数	5,894名
労使関係	一部の連結子会社において労働組合が組織されております。 当社は、現在、労働組合は結成されておりませんが、主要な連結子会社である㈱CSKシステムズにはCSK労働組合があり、上部団体として全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会に加盟しております。 同労働組合は情報処理を営む者としての職業倫理を確立するために、この業界に最もふさわしい労使関係を確立しなければならないと考え、㈱CSKシステムズとの間に「労使憲章」を締結しております。その基本理念は話し合いを唯一の問題解決手段とする健全な労使関係を維持することにあります。なお、同労働組合はユニオンショップ制であります。また、その他の労働組合に関しましても、労使関係は良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、政府の経済対策の効果などもあり、景気の持ち直し傾向が見られつつあるものの、設備投資の抑制やデフレの進行などにより企業収益の動向は厳しい局面を脱してはおらず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費も総じて弱含みであることなど、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

情報サービス業界においては、企業収益の悪化から企業のIT投資においても、依然として抑制傾向が見られ、引き続き厳しい事業環境が続いております。

プリペイドカード業界では、経済環境の急激な悪化を受けギフト市場における法人需要に減少傾向が見られる一方で、交通機関における共有ICカード等の非接触IC型電子マネーが急速に普及するなど着実に市場は拡大しており、利用可能店舗の増加やギフトカード市場の拡大、エコポイントとの交換等、新たな需要も増加しております。

証券業界においては、信用不安の後退や政府の経済対策、米国株式市場の高値更新などから、日経平均株価は3月に11,000円台を回復しましたが、依然、世界景気の先行き等に慎重な見方が根強いことなどから株価は足踏みを続けており、証券事業分野においては業績改善の傾向に期待が持てる状況に変化しつつあるものの、急速な回復は難しい状況となっております(なお、平成22年4月、当該事業を行う連結子会社の全株式を譲渡しており、当該事業から撤退しております)。

このような経営環境のなか、当連結会計年度においては、「信頼の回復」、「収益力の回復」、「成長力の回復」の3つの経営施策を重点的に実施してまいりました。

なお、当連結会計年度に実施した経営施策の具体的な内容については、「第2事業の状況 7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)当連結会計年度に実施した経営施策」をご参照ください。

これらの結果、当連結会計年度の連結業績は、次のとおりとなりました。

< 売上高 1,695.1億円(前連結会計年度比 365.8億円(17.7%)減収) >

売上高は、情報サービス事業においては、主に電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けを中心に減少し、また前連結会計年度においては銀行・信託の統合における再構築案件やクレジットファイナンス向け機器販売等の大型案件があったこと等により前連結会計年度比20.8%の減収となりました。プリペイドカード事業及び証券事業においては堅調に推移し、前連結会計年度比で増収となるものの、連結全体としては1.695.1億円(前連結会計年度比17.7%減)となりました。

< 営業利益 41.7億円(前連結会計年度1,230.6億円の営業損失) >

営業利益は、情報サービス事業においては売上高の減少による影響をコスト削減の推進により補完した結果113.2億円(前連結会計年度比28.9%増)となりました。また、証券事業においては前連結会計年度に実施したコスト構造の改善が功を奏し、当連結会計年度は1.4億円の営業利益(前連結会計年度78.6億円の営業損失)となり、全社費用及びその他の事業での損失を吸収し、連結全体では41.7億円の営業利益(同1,230.6億円の営業損失)と前連結会計年度と比較し大きく改善することができました。

< 経常利益 29.1億円(前連結会計年度1,224.7億円の経常損失) >

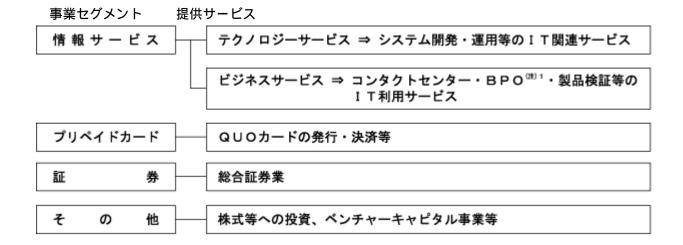
経常利益は、カード退蔵益の増加はあったものの、支払利息をはじめ資本増強のための株式交付費や支払手数料等の営業外費用が影響し29.1億円の経常利益(前連結会計年度1,224.7億円の経常損失)となりました。

< 当期純損失 591.8億円(前連結会計年度1,615.2億円の当期純損失) >

当期純損失は、不動産証券化事業撤退損失や特別退職金等の特別損失640.9億円の発生により、591.8 億円の当期純損失(前連結会計年度1,615.2億円の当期純損失)となりました。

<事業セグメント別の業績>

当社グループの「事業セグメントごとの提供サービスの概要」及び「セグメント別業績」は、次のとおりとなっております。



)情報サービス事業

売上高は、テクノロジーサービスにおいては、電気・精密及び輸送用機器関連等の製造業向けシステム開発案件の減少に加え、前連結会計年度において、銀行・信託の統合における再構築案件やクレジットファイナンス向け機器販売等の大型案件の精算があった影響により減少いたしました。ビジネスサービスにおいては、フルフィルメントサービス (注) 2 関連の売上高が増加いたしましたが、コンタクトセンターや製品検証サービス等の売上高が減少し、情報サービス全体の売上高は1,510.5億円(前連結会計年度比20.8%減)となりました。

営業利益は、テクノロジーサービス、ビジネスサービス共に顧客のIT投資抑制など厳しい受注環境の中、売上高の減少により売上総利益が減少したものの、売上原価・販売費及び一般管理費の削減を積極的に推進した結果、営業利益は113.2億円(同28.9%増)となりました。

(注) 1 B P O (Business Process Outsourcing):業務運用サービス。業務の効率性や品質向上にとどまらず、差別化を推進するために業務を外部委託すること

2 フルフィルメントサービス : 商品の受注処理から配送までのバックオフィス業務

) プリペイドカード事業

店頭及びギフトによるカード発行量は前年よりも若干減少しましたが、売上高は機器の販売が貢献 し31.9億円(前連結会計年度比16.4%増)となりました。

営業利益は、機器販売に関する売上総利益の増加が寄与し、2.3億円(同26.0%増)となりました。なお、営業外収益としてカード退蔵益等を計上しており、当事業に関する経常利益は13.5億円(同10.6%増)となっております。

) 証券事業

売上高は、国内景気への回復期待等を背景に日経平均株価も緩やかな上昇基調となり、株式及び債券のトレーディングに係る収益が増加し176.3億円(前連結会計年度比12.9%増)となりました。

営業利益は、売上高の増加に加えて販売費及び一般管理費における取引関係費や事務費等を前期比で約57.3億円削減し、1.4億円(前連結会計年度78.6億円の営業損失)となりました。

) その他の事業

当連結会計年度より、不動産証券化事業からの撤退に伴い、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。そのため、前連結会計年度比較にあたっては前連結会計年度分を変更後の表示に組み替えて行っております。

売上高は、主に有価証券の売却益が減少し、10.7億円(前連結会計年度比 69.1%減)となりました。 営業利益は、当連結会計年度においては、有価証券の評価損等により18.4億円の営業損失となりました。 前連結会計年度については有価証券及び投資不動産において多額の評価損の計上等があったこと から1,156.1億円の営業損失となっております。

上記の各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高を含んでおります。なお、詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報)」をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

- < 営業活動によるキャッシュ・フロー 55.0億円(前連結会計年度比 112.1億円増加) > 税金等調整前当期純損失となるものの、不動産証券化事業撤退損失や減価償却費及び売上債権の増減額等により営業活動によるキャッシュ・フローは55.0億円となりました。
- < 投資活動によるキャッシュ・フロー 65.3億円(同 189.3億円増加) > 投資有価証券の取得による支出があるものの、土地の売却及び投資有価証券の売却による収入等により投資活動によるキャッシュ・フローは65.3億円となりました。
- < 財務活動によるキャッシュ・フロー 19.6億円(同 47.1億円増加) > 株式発行による収入があるものの、短期借入債務の長期化に伴う内入弁済や長期借入金の返済等により財務活動によるキャッシュ・フローは 19.6億円となりました。
- < 現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高

433.9億円(前連結会計年度末比 95.1億円(28.1%)増加) >

上述の各段階キャッシュ・フローに換算差額等が加わった結果、現金及び現金同等物の残高は前連結会計年度末比95.1億円増加し、433.9億円となりました。

(3) 財政状態

< 資産 2,677.4億円(前連結会計年度末比 961.8億円(26.4%)減少) >

流動資産は、不動産証券化事業撤退に伴い、連結子会社であったCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)に対する短期貸付金が216.1億円増加するも金融サービス運用資産が1,019.4億円減少したこと等により756.0億円減少いたしました。

固定資産は、土地の売却や子会社の連結除外等により有形固定資産が135.2億円減少したことや主に売却による投資有価証券の減少38.5億円等により、固定資産全体では205.7億円減少いたしました。

これらの結果、資産合計は、前連結会計年度末比961.8億円減少し、2,677.4億円となりました。

< 負債 2,519.4億円(同 867.4億円(25.6%)減少) >

負債は、当社における短期借入金300.0億円をデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)により 資本化したことや不動産証券化事業撤退に伴い金融サービス負債が410.1億円減少したこと等により、負 債合計は、前連結会計年度末比867.4億円減少し、2,519.4億円となりました。

< 純資産 158.0億円(同 94.3億円(37.4%)減少) >

純資産は、デット・エクイティ・スワップ300.0億円、及び合同会社ACAインベストメンツを引受先とする第三者割当増資160.0億円により資本金及び資本剰余金がそれぞれ230.0億円増加するも、当期純損失による利益剰余金が減少したこと等により94.3億円減少し、158.0億円となりました。

なお、純資産の増減の詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表連結株主資本等変動計算書」をご参照ください。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産の実績

当連結会計年度における生産の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)	前年度比(%)
情報サービス事業	150,883	21.8

(2) 受注の実績

当連結会計年度における受注の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年度比(%)	受注残高(百万円)	前年度比(%)
情報サービス事業	161,728	21.0	74,273	5.9

(3) 販売の実績

当連結会計年度における販売の実績は以下のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)	前年度比(%)
情報サービス事業	147,804	19.9
プリペイドカード事業	3,023	16.8
証券事業	17,619	12.9
その他の事業	1,070	69.2
合計	169,518	17.7

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 「(1)生産の実績」の金額は、販売価格によっております。
 - 3 「(1)生産の実績」の情報サービス事業には、機器販売に係る仕入高は含まれておりません。
 - 4 「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」は、当社及び連結子会社の総額を記載しております。但し、「(1)生産の実績」及び「(2)受注の実績」には、当社グループ内の情報サービス事業における間接スタッフ業務の一部を請け負っている(株) CSKアドミニストレーションサービスの生産高・受注高・受注残高を含んでおりません。
 - 5 「(3)販売の実績」の各セグメントの販売高には、セグメント間の内部売上高を含んでおりません。なお、プリペイドカード事業におけるカードの発行高は、57,281百万円であります。

3 【対処すべき課題】

景気動向は、昨年来の急速な景況悪化の傾向に弱まりが見られたものの、企業収益の動向は厳しい局面を脱してはおらず、また、雇用・所得環境の不透明感から個人消費は総じて弱含みであることなどから、依然として不透明な状況が継続しております。また、情報サービス市場の状況及びお客様の変化について下記のとおり認識しております。

- ・情報サービス市場の状況
 - 国内市場は成熟化:従来型ビジネスは成長性、収益性の低下
 - 低価格化・短納期化
 - サービスの多様化・複雑化
 - 成果重視:事務処理の効率化に留まらない、コスト削減、売上拡大効果等への期待
- ・お客様の変化
 - 「所有」から「利用」へのニーズ
 - ITを活用した「事業収益力強化」「新たな事業創造」のための投資を選別

このような事業環境認識のもと、グループビジョンの具現化のためには、差別化と競争力強化をさらに進める必要があると認識しております。事業方針に基づき、次の5点について継続的に取組んでまいります。

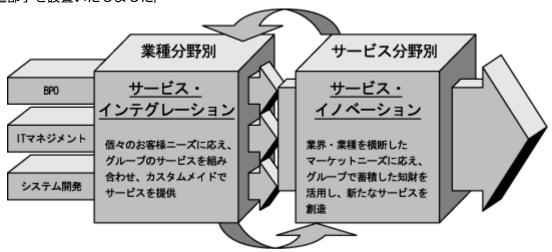
1)個々の事業強化と連携強化(=サービス・インテグレーション)

当社グループの強みは、ビジネスの基盤となるBPO、ITマネジメント、システム開発の3事業分野において一定の規模と競争力を持つ点です。3事業分野毎の更なる強化を進めるとともに、3事業分野間の連携強化を通じて当社グループ独自の価値を提供し、差別化要素として強化・発展させてまいります。

2) 新たな事業の創出(=サービス・イノベーション)

これまでのサービスで得たノウハウ・知識・経験をベースとし、既存サービスの延長線上にない新しい"事業"の創造に継続的に挑戦してまいります。

平成23年3月期については環境・仕組みの整備に注力するものとし、推進機能の強化を目的として、㈱ CSKサービスウェア、㈱ CSK・ITマネジメント、㈱ CSKシステムズに「サービスイノベーション推進部」を設置いたしました。



3)同業及び異業種との協業・提携

住商情報システム㈱との業務提携を推進しており、その他、同業及び異業種との協業・提携を継続検討してまいります。

4)人材育成

サービス・技術の根幹は「人」という認識のもと、新人事制度を軸とした人材育成、認定委員会の設置及びITスキル標準(ITSS $^{(\dot{\Xi})}$)をベースとした認定基準の設定を行っております。

(注) ITSS: 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が普及を推進している、各種 T関連サービスの提供 に必要とされる能力を明確化・体系化した指標

5)海外市場への挑戦

中国を中心とした東アジア市場への進出を目的とし、当社に「グローバル推進室」を設置し、海外市場への進出に取組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社では、当社グループに物理的、経済的、信用上の損失又は不利益を生じさせ、事業目的の達成を阻害する可能性のある事象を「事業等のリスク」として捉え、体系的なリスク対応を実現すべく体制・仕組みの整備を進めております。

当社グループでは、情報サービス事業、プリペイドカード事業、証券事業、その他の事業(当連結会計年度より、不動産証券化事業からの撤退に伴い、金融サービス事業をその他の事業として表示しております。)を行っており、当該事業セグメントの観点並びにリスクの固有性・共通性の観点から事業等のリスクを分類・整理すると下表のとおりとなるものと考えております。各リスク要因につき、必要なリスク管理及び内部牽制の仕組みを通じリスクの極小化に努めておりますが、想定外のリスクが発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は大きく影響を受ける可能性があります。

なお、ここに記載する当社グループの「事業等のリスク」は、投資者(株主、投資家等)の判断に影響を 及ぼす可能性がある事項のうち、当連結会計年度末現在で重要と思われる事項を記載したものであります。 このため、今後の経済状況及び経営状況によっては、現在重要なリスク要因でないと判断される事項が相対 的に重要度が増すことや想定していない新たなリスク要因が発生する可能性があります。

	事業セグメント	情報サー	プリペイ	証券事業	その他の	全社
リスク属性		ビス事業	ドカード 事業		事業	
固	(1)各事業セグメント特有の事業環境					
有	(2)特有の法規制					
IJ	(3)特定取引先・技術への依存、技術革新					
ス	(4)取引慣行、不正取引					
ク	(5)不採算案件、瑕疵対応及び不正利用					
	(1)取引先の与信					
 共	(2)情報漏洩及びシステムダウン					
) 一 一 通	(3)事業継続上のリスク					
'-	(4)会計上の見積り			•		
リー	(5)重要な訴訟及び知的財産	─ 各事業セグメントに共通するリスク —				
スク	(6)特定役員等への依存及び従業員の確保					
	(7)株式の希薄化					
	(8)コーポレート・ガバナンス					

(注) 印は、重要なリスク要因が想定されるもの。

< 固有リスク >

(1) 各事業セグメント特有の事業環境

情報サービス事業

1) お客様の設備投資に係る影響等

当社グループのお客様は、金融、製造、電機、通信、建設、商業、サービス業等の様々な業種・業態の法人企業であります。このような幅広い業界にわたるお客様の設備投資の実行は、経済環境、株式市況、金利動向等に直接・間接的に影響を受け、この結果として、お客様の設備投資の実行時期・規模により、当社グループの業績も影響を受ける傾向にあります。更に、IT技術者の世代交代、産業自体の成熟化、情報システム処理能力の強化等が業界全体の中長期的な取り組み課題として認識されております。

2) 同業他社との競業及び異業種からの参入

近年の情報サービス業界の変化として、お客様が情報システムの用途に応じて「所有」と「利用」を選択できるクラウドサービスが進展しています。

従来からの同業他社との競争に加え、通信事業者や、アプリケーションソフトウェアベンダー、 サービスベンダー、データセンター事業者などの多様な企業が市場への参入を図っています。その結果、業界内での競争激化が進み、収益力の維持に多大な経営努力が必要となってきております。

当社グループは、国内における情報サービス産業の黎明期から当該事業に携わっており、業界の代表的企業グループの一つとなりました。これらの約40年間に渡る事業活動の結果得られた「お客様との信頼関係」及び「高い技術力・サービスノウハウ」等の経営資源を有効に活用し、今後も業界内外からの影響を受けにくい経営体制の整備に努力してまいります。

しかし、経済環境、お客様のニーズが急速かつ多面的に変化した場合、業界内部での価格競争が、現状を大幅に超える水準で継続した等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は大きく影響を受ける可能性があります。

3) 研究開発・先行投資費用の回収

当社グループでは、事業投資にあたっては、市場調査・技術調査等を先行的に行ったうえで、短期及び中長期の事業計画を策定し、投資額以上のリターンを獲得し得る分野にフォーカスして投資を実行しております。しかし、経済環境の急変、法令等の成立・改変、競業会社の出現等の外部環境の変動に加え、当社グループ内での研究開発活動等の遅延、業績及び資金の状況等の内部的要因により、当初想定していたリターンが期待できなくなる可能性があります。

プリペイドカード事業

プリペイドカード事業は、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド、書店等全国約3万7千店舗で利用できる全国共通のプリペイドカードである「QUOカード」、精算及びカードシステムの提供等に関連する事業であります。当事業は、銀行カード、クレジットカード、電子マネー等の他の決済手段との競合やカード使用実績率の変動も考えられ、これらの事象が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

証券事業

証券事業は、連結子会社であるコスモ証券㈱が行っている証券業及び証券業付随業務等であります。同社では、次の観点からリスクを捉え、リスク管理統括部署で一元的な管理体制を構築しておりますが、想定を超える又は想定外の事象が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

1) 信用リスク

与信先の状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクがあります。

2) 市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場リスク要因の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスク(金利リスク、価格変動リスク及び為替リスク等)があります。

3) 流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りが困難になる場合や、資金確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクがあります。

4) オペレーショナルリスク

) システムリスク

オンライン障害など、コンピュータシステムによるデータ処理に随伴するリスクがあります。 当社では、特にインターネットによる株式委託注文や外国為替証拠金取引に係る注文件数の増加 により、システム障害発生のリスクは増大しています。

)事務リスク

事務処理プロセスで発生する事務ミスや事故により、収益や信用を損うリスクがあります。

)法務リスク

契約等に法律関係の不確実があることにより損失を被るリスクがあります。また、法令違反等により金融庁から処罰・処分を受けるリスクがあります。

5) 情報関連リスク

インサイダー取引、個人情報・内部情報の漏洩、情報管理や適時開示の不備、及び市場や投資家の間における風評等により、損失を被るリスクがあります。

信用リスク・市場リスク・流動性リスクの市場関連リスクについては、リスクコミッティーにおいてリスクを把握し管理手法や低減策等を検討しております。また、オペレーショナルリスク及び情報関連リスクについては、手続き・マニュアル等の整備を継続的に実施し、教育・指導体制の充実及び検査機能の強化により社内管理体制の向上を図っております。

その他の事業

その他の事業におけるベンチャー企業等への投資事業は、投資事業組合や有価証券の取得を通じた事業でありますが、投資案件の選定にあたっては、当社グループ会社における専門組織により、当該投資案件の業種・業態の将来性、収益計上の可能性及び投資回収リスクを十分に検討したうえで選定しております。

(2) 特有の法規制

情報サービス事業

決算情報の開示に関しては、開示内容の充実・四半期決算の実施、決算早期化などが求められてきました。当社グループとしては、随時適切な対応を行っており、今後も関連法令への遵守と開示水準の向上に努力してまいります。

しかし、情報サービス業に係る会計基準は、必ずしも会計慣行が定まっていない部分があることから、会計基準及び監査手続きが整備されつつあり、また、国際会計基準の動向など企業会計に影響をもたらす要因も存在します。このため、会計慣行及び会計制度に大きな変更があった場合、当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となる可能性があります。

また、情報サービス業に近接する関連法令等として、労働者派遣法・下請法・外形標準課税制度があります。当社グループとしては、業務遂行上関連の深い重要な法令等であることから、適切な対応を行っており、現時点においては特段の影響があるものとは考えておりません。しかし、今後更に関連法令等の変更が行われた場合、現在協業を行っている外部委託先が確保できなくなる可能性があり、法令変更が結果として人件費や外部委託費用の増加をもたらすものであった場合には、当社グループにとって不利益な結果をもたらす可能性があります。

プリペイドカード事業

プリペイドカード事業においては、前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金として投資有価証券等を供託しております。当該供託は、当該事業を行うグループ会社が発行するプリペイドカードが利用不能になった場合に、当該カードの保有者が被り得る損失を填補するためのものであります。当該事業の運営にあたっては、セキュリティ・システム・信用・資金管理等のさまざまな観点からの経営施策を通じ、安定的な事業継続に努めておりますが、今後不測の事態が生じ当該カードが利用不能になった場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

証券事業

コスモ証券㈱が行う証券事業については、当該営業に関して金融商品取引法等による規制や検査の対象となっております。当該事業会社及びグループ経営管理体制として、リスク管理及び内部牽制の仕組みの構築・運営を通じ、適法・適切な業務運営を実行しておりますが、今後当該規制に抵触又は検査の結果重大な問題が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

その他の事業

その他の事業は、投資事業組合等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託業等でありますが、監督官庁による許認可事業が一部含まれております。当該事業を行う各社及びグループ経営管理体制として、多重的な内部牽制の仕組みを構築しており、安定的に許認可は維持・継続されると考えておりますが、今後不測の事態が生じ当該許認可が取り消された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(3) 特定取引先・技術への依存、技術革新

情報サービス事業

情報サービス事業においては、売上高の10%を超える特定のお客様への依存及び単一技術・サービスや単一製品に対する依存はないことから、現時点においてこの観点からのリスクは少ないものと考えております。

但し、買収や事業再編等に伴い当社グループのお客様が大きく経営方針を変更し、当社グループとの取引を停止した場合、当社グループと取引のある複数の業界が何らかの要因により同時並行的に業績不振に陥り、設備投資を延期もしくは中止した場合、当社が取り扱う複数の技術・サービスや製品の陳腐化が同時並行的に発生した場合、新技術・サービスや新製品への対応が遅れた等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

プリペイドカード事業

プリペイドカード事業においては、QUOカード(プリペイドカード)が主要なコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等に導入されておりますが、業種的には限られた範囲での展開であり、取引先数自体は多くないことから、特定取引先への依存度は相対的に高いと考えております。このため、従来に進出していない新たな業種への展開により、特定取引先への依存度の低減を進めております。

しかし、このような経営施策が計画どおりに進捗せず、既存業種での事業減少又は大口取引先との取引停止等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

証券事業

証券事業においては、定常業務の多くをコンピュータシステムに依存していることから、システム専門部門と専任担当者を設置し、システムの安定稼動の体制を構築・運営しております。しかし、何らかの要因により、店舗店頭やバックオフィスに係るシステム、ネットトレードに係るシステム等がシステム障害に陥った場合、ネットトレードの急増にシステムの処理能力が対応できなくなった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(4) 取引慣行、不正取引

情報サービス事業

当社グループが行うシステム開発、コンピュータ及びネットワーク機器の販売については、3月、9月、12月の順に、検収・納品が集中する傾向があげられます。

特に、多くのお客様の事業年度末となる3月に検収・納品が集中することから、第4四半期(下期)の業績が大きな比重を占めており、上半期に比べ、下半期に売上高・利益が集中しております。また、第1四半期(6月末)は、検収・納品が少ないこと及び定期採用社員の教育費用により、他の期間と比べ売上高及び利益とも低い水準となります。

また、お客様の予算残高・予算の設定状況によっては、当社グループへの発注等が当初予定した時期と異なる場合、又はお客様の検収作業に遅れが生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

近年、情報サービス・電機業界における「スルー取引、循環取引、架空取引」等の不正取引が断続的に発覚し、IT分野における社会的な信頼性が低下しております。これらに対し、会計基準の施行、監査厳格化、業界団体による改善指導等の対応がなされておりますが、当社グループでは、取引の健全性・透明性の確保のために、そして不正取引に巻き込まれないようにするために、平成14年9月にグループ間取引の内規を制定し、平成16年12月には必然性のない多重取引等の禁止を明示したグループ共通ルールを設定し、適切に運用しております。

当社グループとしては、取引の健全性・透明性の確保に努めているものの、業界全体の信頼性が維持できない等の場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は、直接的又は間接的に影響を受ける可能性があります。

証券事業

証券事業における信用取引では、信用取引に必要な株式及び資金を事業者側が調達し、お客様からの信用取引のニーズに対応するという形となります。このため、信用取引の増加に伴い、信用取引に係る資産・負債が増加し、連動してこれらに係る営業活動によるキャッシュ・フローが先行的に資金の支出となります。また、トレーディング損益についても、当該損益に係る資産・負債の増加及び先行的資金の支出が発生いたします。

このような先行的資金支出は、お客様のニーズを予想し、適切な範囲内で実行しておりますが、市場環境の急変等により想定を越える過剰な先行支出となった結果、資金繰りに課題が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

(5) 不採算案件、瑕疵対応及び不正利用

情報サービス事業

情報サービス事業において、当社グループがお客様に提供するシステム及びサービスは、主に「実績精算」型の契約とプロジェクトの契約時に契約総額を決定するいわゆる「一括請負」型の契約形態があります

当社グループとして、契約形態に拘らず、お客様に提供するシステム及びサービスについて、品質・生産性向上、適正利益確保、不採算プロジェクト及び瑕疵対応の未然防止のために、第3者レビュー制度、標準開発技法の運用、技術部品化を通じた技術情報の共有の推進、IS09001(注)の取得、プロジェクト情報の集中管理等の活動を積極的に推進しております。

「一括請負」型の契約形態の場合、システム開発等に係る生産性が向上した場合は、当初計画以上の利益が得られる可能性がある反面、前述のような品質の維持向上活動に拘らず、当初契約時点での工数見積りや仕様確定に過誤があった場合、原価管理が適正に行われなかった場合には、低利益率又は損失計上等の不採算プロジェクトが発生することがあります。

なお、システム開発、システム運営管理等の事業に係る不採算プロジェクトについて、将来発生が見込まれる損失の見積り額を開発等損失引当金として計上しております。

当社グループの提供するシステム及びサービスが、契約で定めた仕様に達していないと判断された場合には、瑕疵対応として追加作業の発生及び損害賠償が求められる可能性があり、不採算プロジェクトとあわせ、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす場合があります。

(注) ISO9001: 国際標準化機構が認定する「顧客満足度向上を目指した品質運営管理の仕組みの国際規格」。 プリペイドカード事業

プリペイドカード事業においては、セキュリティ対策には十分な配慮を行っておりますが、偽造による不正利用問題が将来発生する可能性は否定できず、大規模な不正利用の発生により、当社グループの発行・運営するプリペイドカードの信頼性が低下した場合、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

< 共通リスク >

(1) 取引先の与信

当社グループは、取引先に関する信用リスクに対応するため、取引部門から独立した与信担当部門が財務的・経営的な観点から客観性の高い与信審査を行っております。会計上も一定の見積り及び評価に基づき、貸倒引当金を設定しており、想定し得るリスク対応を行っているものと認識しております。また、与信リスクへの対応を更に向上させるべく、与信管理制度の改善に努めておりますが、何らかの理由により取引先が支払不能・倒産に陥ったり、多額の回収不能・遅延が発生した場合には、当社グループの資金状況が影響を受ける可能性があります。

(2) 情報漏洩及びシステムダウン

当社グループは、取引先との機密情報の取り扱い、個人情報の取り扱いに関し、専門組織の設置、関連社内規程類の整備及び実務上の運用ルールの設定を行っております。

現在の急速に多様化するサービス内容や技術革新という環境下において、機密情報・個人情報の保護・漏洩防止に関する対策が従来以上に複雑化することが予想され、当社グループとしてはこれらに対し、十分な配慮と努力をはらっていく所存であります。

しかし、万一取引先との間にセキュリティに関する問題が発生し、当社グループの社会的信用に甚大な 影響をもたらした場合、当社グループは経営上大きなリスクを抱えることになる可能性があります。

また、当社グループの行う取引先との営業取引及び本社事務処理部門のバックオフィス業務の双方ともに、コンピュータシステム及びインターネット等のネットワークに多くを依存しており、発生原因の如何を問わず想定外のシステムダウンが起こった場合、また、コンピュータウィルスによる重要な障害が発生した場合には、お客様との契約や信頼関係に問題が起きることが想定され、当社グループの事業運営が影響を受ける可能性があります。

(3) 事業継続上のリスク

事業継続上のリスクは、地震等の災害・情報漏洩・システムダウン等、当社グループの存続に関わる重大な事象のことをいい、損失を未然に防止するためのリスク回避策、及び発生した事象に対し会社の損失を最小限に止め、速やかに平常の業務に復帰させるための具体的な対応策や各種規程を整備し、危機管理体制を強化しております。

(4) 会計上の見積り

退職給付会計における年金資産の変動と基礎率変動の可能性

企業年金基金の年金資産は、運用成績により増減いたします。また、退職給付会計における退職給付債務計算の要素の一つである基礎率は、企業年金基金における加入人員の加齢、入退社等により変動します。

前述のとおり、年金資産及び基礎率は、必ずしも当社の経営努力だけでは管理できない要因により変動する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績が影響を受ける場合があります。

繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産については、営業取引を源泉とした課税所得による回収を見込んで計上しております。 しかし、経営成績が想定している計画を下回り、回収可能性に疑義が生じた場合は、繰延税金資産の取 崩しが必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

固定資産の減損損失

保有資産について減損の兆候が発生した場合には、将来キャッシュ・フロー等を算定し減損損失の 認識・測定を実施いたします。その結果、固定資産の減損損失を計上する可能性があり、当社グループ の財政状態及び経営成績に影響を与えることがあります。

(5) 重要な訴訟及び知的財産

当社グループは、お客様との契約にあたって、提供するシステムやサービスの仕様、契約の期間、提供の方法、機密情報の取り扱い等について、社内の関連部署と必要な協議・検討を行い、お客様と双方合意のうえ、契約を締結しております。

また、コンタクトセンター等のサービス提供型のビジネスは、無形のサービスが契約対象であること、新たな形態のサービス提供であり、対象となる業務の範囲が可変的であることから、契約慣行や先例が少なく、契約にあたっては十分な注意が必要となっております。このため、当社グループでは、サービス内容の定量化・可視化を通じ、お客様及び当社グループにとって最適な契約締結、契約内容に係るトラブルの未然防止に努めております。

また、知的財産権に関しても、専門部署を設け、当社グループの知的財産権及び他者の知的財産権に関し適切な対応をとっており、お客様との契約とあわせ、現在までのところ、重要な訴訟事件は発生しておりません。

しかし、前述のようなリスク回避策にもかかわらず、契約で定めた内容と実際に提供したシステム及び サービスについて、当事者間で解釈の相違が発生した場合、又は当事者間で合意がみられないような問題 が発生した場合、将来重要な訴訟が発生する可能性があり、当社グループの財政状態及び経営成績に大き な影響を与えることがあります。

(6) 特定役員等への依存及び従業員の確保

当社グループにおいては、適正な内部牽制が機能し、特定個人に依存しない最適な経営判断が実行される組織的経営体制を構築しております。しかし、経営体制及び経営に携わる特定個人について、適切な代替なしに変更・減員があった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績は影響を受ける可能性があります。

また、従業員の確保については、定期採用、中途採用等を行っており、また、業績評価・人事考課等、適切な対応をしておりますが、何らかの理由により従業員が確保できない場合、従業員が一時に大量に離職するようなことが起こった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。

(7) 株式の希薄化

当社が平成15年9月に発行している2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債及び平成18年7月発行の第7回無担保転換社債型新株予約権付社債が株式に転換された場合には、発行済株式数が増加し、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があり、この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成21年9月発行のA種、B種、E種及びF種優先株式並びに第6回及び第7回新株予約権が全て同時に普通株式に転換することができるものと仮定し(なお、優先株式については、保有者が普通株式を対価とする取得請求権を行使するものと仮定)、かつ転換価額及び権利行使価額を各優先株式及び各新株予約権の仕組み上の下限値に設定することにより、当該転換後の議決権の数の理論上の最大値を算出すると3,441,492個となります。かかる数を、平成22年3月期末時点における発行済みの普通株式の議決権の総数(1,245,707個)で除した割合(希薄化率)は、約276%となります(なお、当社取締役会の判断により、普通株式を対価に強制的に普通株式へ転換すると仮定する場合には、銀行優先株式との関係で転換価額の下限値が設定されていないため、理論上の最大希薄化率を算定することはできません)。そのため、A種、B種、E種及びF種優先株式並びに第6回及び第7回新株予約権が転換又は行使されることにより当社普通株式が発行されると、当社の発行済株式数が増加し、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があり、この希薄化が株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、上記優先株式の転換や上記新株予約権の行使が可能となるのは、発行後一定の期間が経 過してからであり、かつ原則として種類ごとに転換可能期間をずらしてあるため、発行後直ちに大幅な希 薄化が生じないよう配慮しております。また、発行後一定の期間が経過した後は、当社の判断により随時 優先株式の償還を行うことが可能となるため、この点においても希薄化が生じる可能性を低減すること ができる仕組みを採用しております。加えて、当社は、㈱東京証券取引所における上場規程第601条第1項 第17号及び同施行規則第601条第13項第6号に定められた上場廃止基準への抵触を回避するために、A 種、B種、E種及びF種優先株式並びに第6回及び第7回新株予約権が存在する限り、 当該優先株式及 び新株予約権の払込期日から6カ月間は発行可能株式総数を増加させないこと、 将来において発行可 能株式総数を増加する場合は、その時点における発行済みの普通株式の総数の4倍を超えては増加させ ないこと、及び 将来において発行可能株式総数を増加する場合は、その直前に行った発行可能株式総数 の増加の時から6カ月以上の間隔を空けることにより、短期間に大幅な希薄化が生じることを可及的に 防ぐよう配慮いたします。このように、会社法上の制限よりも発行可能株式総数の増加限度額を低く設定 し、発行可能株式総数を拡大するに当たってその都度株主総会決議により定款変更を行うことを通じて、 株主の皆様の意思を段階的に確認することといたします。また、6カ月間に行うことができる授権枠の拡 大を1回のみに限定することも、短期に大幅な希薄化が生じる可能性を低減することにつながるものと 考えております。これらの点から、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的なものと判断しておりま す。

(8) コーポレート・ガバナンス

当社の主要株主(議決権の36.5%を保有)である合同会社ACAインベストメンツが保有する平成21年9月発行のE種及びF種優先株式並びに第6回及び第7回新株予約権が全て当初の条件で転換又は行使されることにより当社普通株式が交付された場合には、合同会社ACAインベストメンツの議決権所有割合は約71.0%となる見込みです。そのため、合同会社ACAインベストメンツの議決権行使の状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与える可能性があります。

また、合同会社ACAインベストメンツがその保有する当社優先株式若しくは新株予約権又はそれらを転換又は行使することにより取得した当社普通株式を第三者に譲渡することにより、合同会社ACAインベストメンツの指名に係る取締役又は監査役が変更される可能性があります。そのため、合同会社ACAインベストメンツの第三者への売却状況等により、当社のコーポレート・ガバナンスに大きな影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

<㈱ISAO(現社名 ㈱四谷ビジネス)の会社分割による既存の全事業移管>

当社は、平成22年2月9日開催の取締役会において、当社の完全子会社である㈱ISAOの既存の全事業を、会社分割のうえ、豊田通商㈱が設立する㈱豊通ISAO(現社名 ㈱ISAO)に移管することを決議し、同日付けで分割契約を締結いたしました。なお、平成22年4月1日(分割期日)をもって、当該会社分割を完了しております。

(1) 会社分割の理由

当社グループは、グループ再生に向けた事業基盤の再構築を目的に、昨年より不動産証券化事業からの完全撤退、資本増強などによる財務基盤の強化、経営体制の刷新、情報サービス事業への経営資源の集中など、事業構造及びコスト構造の改革に取り組んでおります。

情報サービス事業へ経営資源を集中するにあたり、今後当社グループが目指す事業の方向性を検討した結果、エンターテイメント関連業務を中心にネットワークサービスを展開する㈱ISAOについては、事業上の相乗効果の発揮の見込みが薄いこと、加えて幅広い事業領域で多くの顧客層を持つ豊田通商㈱との連携は、㈱ISAOの事業拡大にとって有益であると判断し、㈱ISAOの既存の全事業を豊田通商㈱に移管することに関する分割契約を締結いたしました。

(2) 会社分割の概要

(株) I S A O は、平成22年4月1日付で、(株) I S A O の既存の全事業を会社分割により、豊田通商株が設立する新会社へ移管いたします。同事業にかかる資産、付随する契約などすべてを、金銭を対価として移管し、(株) I S A O の従業員についても同日付で新会社へ移籍いたしました。

(3) 両社の概要

(株) ISAO(平成22年3月末現在)

1)	名称	(株)ISAO(現社名 (株)四谷ビジネス)
2)	所在地	東京都新宿区若葉一丁目4番1号
3)	代表者	代表取締役社長 町田 啓一
4)	事業内容	ネットワークソリューション事業 アプリケーションサービス事業 モバイルサービス企画・運営事業 ネットワークゲーム運営事業
5)	資本金	279百万円
6)	設立年月日	平成11年10月
7)	従業員数	86名(平成22年3月末現在)
8)	株主	(株) C S K ホールディングス(100%出資)
9)	年商	2,202百万円(平成22年3月期)

豊田通商㈱(平成22年3月末現在)

1)	名称	豊田通商㈱
2)	所在地	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
3)	代表者	代表取締役社長 清水 順三
4)	事業内容	各種物品の国内取引、輸出入取引、外国間取引、建設工事請負、各種保険 代理業務、等
5)	資本金	64,936百万円
6)	設立年月日	昭和23年7月
7)	従業員数	連結:29,832名(平成22年3月末現在)
8)	株主	トヨタ自動車㈱、㈱豊田自動織機、他

EDINET提出書類 株式会社 C S Kホールディングス(E04786)

有価証券報告書

9) 年商 連結:5,102,261白万円(平成22年 3 月期)	9) 年商	連結:5,102,261百万円(平成22年3月期)
--	-------	---------------------------

《参考:豊田通商㈱が設立する新会社の概要》

1)	名称	(株豊通ISAO(現社名 (株ISAO)
2)	代表者	代表取締役社長 山崎 大
3)	株主	豊田通商㈱(100%出資)

(4) 日程

1)	取締役会決議	平成22年2月9日
2)	分割契約締結	平成22年2月9日
3)	分割期日	平成22年4月1日

<㈱CSKシステムズの組織再編>

当社は、平成21年11月11日開催の取締役会において、当社の完全子会社である㈱CSKシステムズ、㈱CSKシステムズ西日本、㈱CSKシステムズ中部の3社の合併方針を決議し、平成22年1月14日開催の取締役会において、㈱CSKシステムズを存続会社とした当該3社の吸収合併を実施することを決議しました。なお、当該合併につきましては、平成22年4月1日に完了しております。

(1) 合併の目的

当社グループは、「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」を3本の柱と位置付け、情報サービス事業への経営資源の集中を進めており、サービス・インテグレーションとサービス・イノベーションを両輪としたグループの新たな成長を目指しております。

合併後の新会社は、各社に蓄積された業務ノウハウ・技術力・知財を集約し、主力事業であるシステム開発・SIを強化・発展させ、ITマネジメント事業やBPO事業との連携の要となることで、グループ全体の業容の拡大を図ります。また、本社機能・管理機能の統合・見直しにより、コスト競争力強化を図るとともに、さらなる成長に向けた戦略的投資を行ってまいります。

これにより、競争力強化とサービス価値向上を実現し、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ための事業構造改革を進めてまいります。

(2) 合併の要旨

合併の日程 合併期日(効力発生日) 平成22年4月1日

合併方式 ㈱CSKシステムズを存続会社とする吸収合併方式

合併比率

(株) CSKホールディングスの完全子会社間での合併であるため、合併比率の取り決めはありません。 また、本合併による新株式の発行及び金銭などの交付は行いません。

(3) 合併の当事会社の概要(平成22年3月31日現在)

1)商号	㈱CSKシステムズ	(株) C S K システムズ西日本	㈱CSKシステムズ中部
2)設立年月	平成17年 5 月	平成17年4月	平成19年4月
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26 番1号	大阪府大阪市中央区北浜一 丁目 8 番16号	愛知県名古屋市中区錦三丁 目25番11号
4)代表者	代表取締役社長 中西 毅	代表取締役社長 田財 英喜	代表取締役社長 鈴木 正彦
5)資本金	10,000百万円	1,500百万円	400百万円
6)発行済株式数	200,000株	1,001株	2,001株
7)総資産	30,611百万円	5,127百万円	2,437百万円
8) 売上 (平成22年3月期)	51,918百万円	11,747百万円	3,492百万円
9)決算期	3月31日	3 月31日	3月31日
10)従業員数	2,487名	698名	280名
11)株主および持株比率	当社 100%	当社 100%	当社 100%

(4) 合併後の状況

1)商号	(株) C S K システムズ
2)事業内容	コンサルティング システム・インテグレーション システム運用 ASP(アプリケーション・サービスプロバイダー) BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番 1 号
4) 代表者	代表取締役社長 中西 毅
5)資本金	10,000百万円
6)決算期	3月31日
7)株主および持株比率	当社 100%

< B P O事業の組織再編 >

当社は、平成22年1月14日開催の取締役会において、当社の完全子会社である㈱CSKサービスウェア及びビジネスエクステンション㈱の2社の合併方針を決議し、平成22年2月9日開催の取締役会において、㈱CSKサービスウェアを存続会社とした当該2社の吸収合併を実施することを決議しました。なお、当該合併につきましては、平成22年4月1日に完了しております。

(1) 合併の目的

当社グループは、「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」を3本の柱と位置付け、情報サービス事業への経営資源の集中を進めており、サービス・インテグレーションとサービス・イノベーションを両輪としたグループの新たな成長を目指しております。

その中において「BPO事業」は、企業の業務効率化・コスト削減への期待から、引き続き需要の増加が見込まれます。今回の組織再編の対象となる㈱CSKサービスウェアは、グループにおけるBPO事業の中核企業と位置付けており、さらなる事業規模の拡大に向けて、「新規顧客の開拓」「新サービスの開発」に積極的に取り組んでいます。一方、ビジネスエクステンション㈱はビジネス情報の提供や業務改善・業務サポートなどに関するIT商材を販売する企業であり、さまざまな業種に渡る約1,500社の顧客との取引実績を持っています。

ビジネスエクステンション(株の顧客は、企業の経営戦略・企画部門などが多く、これらの部門では全社 最適の観点から業務効率化・コスト削減の潜在ニーズがあり、同社が行っている単一のIT商材の提供 に加えて、(株)CSKサービスウェアのBPO事業を合わせた包括的なサービスを提供することで、顧客に

EDINET提出書類 株式会社 C S K ホールディングス(E04786) 有価証券報告書

対してより最適なサービス提供が可能となります。

これにより、さらなる競争力強化とサービス価値向上を実現し、「お客様の満足を追求し、お客様に必要とされる企業グループであり続ける」ための事業構造改革を進めてまいります。

(2) 合併の要旨

合併の日程 合併期日(効力発生日) 平成22年4月1日

合併方式 ㈱CSKサービスウェアを存続会社とする吸収合併方式

合併比率

(株) CSKホールディングスの完全子会社間での合併であるため、合併比率の取り決めはありません。 また、本合併による新株式の発行及び金銭などの交付は行いません。

(3) 合併の当事会社の概要(平成22年3月31日現在)

1)商号	(株)CSKサービスウェア	ビジネスエクステンション(株)
2)設立年月	昭和58年3月	昭和57年12月
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番 1 号	東京都中央区日本橋本町二丁目4番1号 日本橋本町東急ビル
4) 代表者	代表取締役社長 石村 俊一	代表取締役社長 佐藤 泰広
5)資本金	2,063百万円	100百万円
6)発行済株式数	6,539,707株	2,000株
7) 総資産	10,928百万円	410百万円
8) 売上 (平成22年3月期)	19,383百万円	1,644百万円
9)決算期	3月31日	3月31日
10)従業員数	1,910名	15名
11)株主および持株比率	当社 100%	当社 100%

(4) 合併後の状況

1)商号	㈱CSKサービスウェア
2)事業内容	BPO (ビジネス・プロセス・アウトソーシング)
3)本店所在地	東京都港区南青山二丁目26番 1 号
4) 代表者	代表取締役社長 石村 俊一
5) 資本金	2,063百万円
6)決算期	3月31日
7) 株主および持株比率	当社 100%

<コスモ証券(株)の株式譲渡>

当社は、平成22年4月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるコスモ証券㈱の全株式を、岩井証券㈱に譲渡することを決議いたしました。なお、当該株式譲渡につきましては、平成22年4月16日完了しております。

株式譲渡の詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載のとおりです。

6 【研究開発活動】

当社グループでは、常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指すために、研究開発活動を行っております。当連結会計年度の研究開発費は4.9億円であり、「ユビキタス特区研究開発」等の研究開発活動を行っております。

「ユビキタス特区研究開発」とは、(㈱エフエム東京等と共同にて、放送波によるコンテンツダウンロード課金の実験を行うなどの新たなビジネスモデルに関する研究・開発であります。これに係る研究開発費は2.1 億円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

次の文中における今後の事業戦略及び将来に関する記載は、当有価証券報告書提出日の前日末現在における判断によるものであり、今後の経済環境及び経営状況によっては、変更になる可能性がありますのでご了承ください。

(1) 中長期的な経営戦略

当社グループは「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」ことをグループビジョンとし、事業方針として、以下の3つを掲げております。

1)競争力強化と差別化

BPO事業・ITマネジメント事業・システム開発事業を事業の3本柱と位置づけ、それぞれがサービスの革新により競争力強化と差別化を果たす。

2)グループの連携・協業推進

グループ間での連携及び協業により、重点顧客向け営業を強化することでグループ全体の事業規模拡大を図る。

3) NO.1サービスの創造

3 つの事業をベースに、保有・蓄積するノウハウの活用を通じて、NO. 1 を目指せる新たなサービスを創造し、将来的な集積の柱を構築する。

このような取組みにより、早急に業績を回復し継続的な企業価値の向上を図ることで、全てのステークホルダーの皆様の期待に応えるべく努めてまいります。

(2) 当連結会計年度に実施した経営施策

CSKブランドの再構築

当社グループは、ステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、今後の業績及び財務体質を速やかに回復させるべく、前第4四半期から、事業リスクの低減(金融サービス事業の縮小及び資産・事業売却)、資本増強、資金・財務の安定化、借入金の長期化の検討、事業再構築(本業である情報サービス事業における事業撤退等も含む収益基盤の強化、徹底したコスト削減の実施)、ガバナンス体制の拡充(経営体制面の整備)に取組んでまいりました。

上記のCSKグループの再生に向けた取組みは、いずれも今後の成長発展のために必要不可欠な事項でありますが、これらの背景には当社グループが抱える構造的な経営リスクとして、「不動産証券化事業に係るリスク」、「資金リスク」、「自己資本毀損リスク」の3項目がありました。

これらのリスクに対して、当社は平成21年9月29日開催の臨時株主総会において、「不動産リスク遮断策」、「ACA資本増強策」、「取引銀行支援策」、「経営体制の刷新」に係る議案を上程し、承認可決をいただき、平成21年9月30日付で不動産証券化事業に係るリスクを実質的に遮断し、併せて資金リスク及び自己資本毀損リスクを補う一連の資本増強策が完了いたしました。

なお、上記4つの施策の詳細は以下のとおりです。

〔不動産リスク遮断策〕

当社グループにおいて不動産証券化事業を行う CSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピタル㈱)の株式及び同社に対する貸付金のうち約1,200億円を、合同会社 ACAインベストメンツの親会社である ACA㈱が無限責任組合員として管理・運営する ACAプロパティーズ投資事業有限責任組合に総額約5億円で譲渡することで、不動産リスクの遮断を図りました。なお、短期的に売却の目処のある案件等、追加評価損のリスクが顕在化する可能性の低い資産等に係る貸付金は譲渡せずに引き続き保有します。

[ACA資本増強策]

A C A (株の100%子会社である合同会社 A C A インベストメンツを引受先とする優先株式による約160億円の増資を実施いたしました。併せて、同社に対し新株予約権(払込金額の総額4億6,728万円、権利行使による払込金額の総額最大60億円)を発行いたしました。

〔取引銀行支援策〕

取引銀行4行には、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)、すなわち当社に対する貸付債権をもって出資の目的とする現物出資を行うことによる資本増強300億円の実施(優先株式の発行)、加えて取引銀行4行に対する総額500億円の短期借入債務の長期借入債務への借り換えの実施等について、「協定書」を締結し、当社再建に向けたご支援をいただきました。

[経営体制の刷新]

今回の資本増強策の実施に際して、取締役及び監査役は平成21年9月30日付で全員辞任し、合同会社 ACAインベストメンツの指名に基づき招聘する取締役4名及び監査役2名を含む新任役員9名(取締役6名及び監査役3名)が、新たに就任いたしました。

現在は、新経営体制のもと、当社グループが長年培ってきた技術力・顧客基盤・人材等の経営資源を活かし、当社グループの企業価値の向上に邁進しております。

また、今後の事業基盤を再構築するための当社グループの課題認識と取組み施策として下記を実施 してまいりました。

1)信頼の回復

不動産証券化事業の損失による経営危機により失った当社グループへの信頼を取戻すため、情報サービス事業に集約するとともに、収益基盤を確保し、確実な事業運営による信用リスクの低減を推進。

2)収益力の回復

) 徹底的なコスト構造改革の断行

主なコスト構造改革施策として、本社間接機能の見直し、オフィスや拠点の統廃合の実施、早期退職優遇制度の導入、社内情報システムの開発凍結と運用コスト見直しの実施。

)事業の選択と集中

不採算事業、証券事業及び金融サービス事業において、下記の事業撤退・売却を実施。

- ・㈱CSK-IS、CSKプリンシパルズ㈱は投資事業から完全撤退
- ・平成21年10月にプラザキャピタルマネジメント㈱の全株式を譲渡
- ・平成22年4月に㈱ISAOの既存の全事業を譲渡
- ・平成22年4月にコスモ証券㈱の全株式を譲渡

3)成長力の回復

) 3事業分野の強化

当社グループ事業の3本柱と位置づける「BPO事業」「ITマネジメント事業」「システム開発事業」3事業分野の競争力強化に向けて、体制整備を推進。

- ・システム開発事業における組織再編
 - (株) C S K システムズ、(株) C S K システムズ西日本、(株) C S K システムズ中部の 3 社を平成22年 4 月に合併。
 - a. 統合による業務プロセスの効率化とコスト構造改革を推進
 - b. システム開発事業を中心に、ITマネジメント事業、BPO事業の営業面での連携の要としての位置づけ
- ・BPO事業における組織再編
 - (株) CSKサービスウェア、ビジネスエクステンション(株)の2社を平成22年4月に合併。
 - a. 企業の経営戦略・企画部門を中心としたビジネスエクステンション(株のお客様に対して、 (株) C S K サービスウェアの B P O 事業を組合わせた包括的なサービスを提供することで、事業基盤を拡大
 - ・事業革新プログラムの始動
 - a. 「営業」「サービス」「分室」「技術」の4つのテーマについてグループ各社社長を責任者に任命し、グループ一体の事業革新を目的として、プロジェクトを組成
 - b. グループ内の連携強化施策

グループ戦略営業の強化 (グループー体でお客様対応を行う営業体制を整備) グループ内の強みのあるサービス・商材を認定し、クロスセルにより拡販を強化

-)新たな成長分野の開拓
 - ・組織の新設
 - a. 当社に「グローバル推進室」を設置しアジアを中心とした海外戦略を強化
 - b. (株) CSKサービスウェア、(株) CSK-ITマネジメント、(株) CSKシステムズに「サービスイノベーション推進部」を設置し、新たなサービスの創造をグループ連携により推進
-)同業及び異業種との協業推進
 - ・住商情報システム㈱との事業提携
 - 11の協業分野を設定し、タスクフォースの立上げ

(3) 連結経営成績の推移について

(単位:百万円)

				<u> </u>
決算年月	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
売上高	245,981	239,695	206,099	169,518
経常利益又は損失()	30,810	20,634	122,479	2,919
当期純利益又は純損失()	8,679	1,272	161,529	59,180

平成19年3月期:

- ・売上高は、情報サービス事業におけるASP、コンタクトセンター関連のBPO、システム稼動テスト等の検証サービス、金融・保険、輸送用機器、機械、運輸・旅行業界に係るシステム開発等が順調に推移したことに加え、金融サービス事業、プリペイドカード事業が拡大したことにより、増収となっております。
- ・経常利益は、前述の増収要因に加え、情報サービス事業においては、収益性重視の受注獲得や生産性向上及び研究開発費用の減少により、同事業は大幅な増益となりました。また、金融サービス事業も好調に推移し、経常利益全体でも増益となりました。
- ・当期純利益は、前連結会計年度に特別利益として投資有価証券売却益等があったこと、当連結会計 年度に国税更正処分に係る法人税等を計上したことにより、減益となりました。

平成20年3月期:

- ・売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、金融・保険業界に係るシステム開発が順調に拡大したことに加え、ビジネスサービスにおける製品検証サービスが順調に推移いたしましたが、金融サービス事業において期末に見込んでいた収益取込が翌期になったこと、証券事業において株式市況の低迷による影響を受けたこと等により減収となりました。
- ・経常利益は、情報サービス事業におけるテクノロジーサービスにおいては、増収に加えて収益性重視の受注獲得や生産性向上が進んだことにより大幅に増加し、ビジネスサービスにおける中長期的な拡大に向けた先行投資費用の増加をカバーし、増益となりました。しかし、金融サービス事業においては、減収に加え、前連結会計年度に大型投資案件の精算があったこと、また証券事業においては、急速に業績が悪化したこと、さらに当社にて進めているグループ全体の情報インフラ整備費用等の増加により減益となりました。
- ・当期純利益は、経常利益の減少に加え、当社連結子会社における事業用資産の減損処理による特別 損失を計上したこと等の影響により、減益となりました。

平成21年3月期:

- ・売上高は、情報サービス事業のテクノロジーサービスにおいて、クレジットファイナンス系及び生 損保向けSI案件やアウトソーシングは堅調に推移いたしましたが、ビジネスサービスにおける 証券向けASPやコンタクトセンター、製品検証サービスが減少したことに加え、金融サービス事 業及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと等により減収となりました。
- ・経常損益は、金融サービス事業における既存の投資不動産の評価に加え、金融サービス事業全般及び証券事業においては、経済環境悪化の影響を受けたこと、全社ではグループ全体の情報基盤整備のための費用が増加したこと等により、経常損失となりました。
- ・当期純損益は、経常損失に情報サービス事業、証券事業及び全社等における固定資産や証券事業におけるのれんの減損損失を計上したこと、横浜市みなとみらい21本社ビル建設中止に係る損失及び繰延税金資産取崩し等の影響により、当期純損失となりました。

平成22年3月期:

・「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績」をご参照ください。

(4) 資本の財源及び資金の流動性について

有利子負債の状況(証券事業に係るものを除く)

当連結会計年度末における有利子負債の状況は、短期有利子負債109.3億円(短期借入金)、長期有利子負債968.5億円(新株予約権付社債567.9億円、長期借入金400.6億円)であり、有利子負債合計で1.077.8億円となっております。

格付

(㈱日本格付研究所による格付では、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債217.9億円及び第7回無担保転換社債型新株予約権付社債350.0億円は、平成21年10月2日付でBB(安定的)で「債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない」という状況でありますが、財務体質の強化策を着実に推進し、格付の向上を図ってまいります。

CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム

当社グループは、グループ各社の資金需要をトータル管理することにより、資金効率の向上、スケールメリットを活かした資金調達、グループ全体としての有利子負債と支払利息の削減等を目的として、平成14年12月からCSKグループ・キャッシュマネジメントシステムを運用しております。

資金の安定化について

- 「(2) 当連結会計年度に実施した経営施策」にあるとおり、当連結会計年度において「不動産リスク遮断策」、「ACA資本増強策」、「取引銀行支援策」を実施したことにより、当面の資金は安定しております。また、引続き事業再構築等を進めることで、営業キャッシュ・フローの確保と有利子負債の圧縮を実現し、財務体質の健全化に取組んでまいります。
- (5) CSR (Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)への取組みについて 東京グリーンシステムズ株式会社

同社は、東京都・多摩市・当社の共同出資による第三セクター企業として、平成4年に設立されました。重度障がい者雇用モデル企業として、「参加・自立・共生」を理念として掲げ、これを実践していくことによりノーマライゼーション(障がい者とそうでない者が共に暮らす社会が正常であるという考え方)を推進しています。なお、事業内容は、生花販売・観葉植物レンタル、ホームページ・名刺作成、売店・喫茶室運営等を行っております。

CAMP (Children's Art Museum & Park)

「こどもたちが情報化社会の創造を先導していく」との当社創業者の故・大川功の理念を受け継ぎ、MITメディアラボを始めとする国内外の研究・教育機関の協力のもとに、未来のこどもたちのための活動として「CAMP」を運営しております。

CAMPは、30種類以上のワークショップの運営を通じて、こどもたちが、自分にあった表現やコミュニケーションの方法を見いだす「機会」を提供するプロジェクトであり、ワークショップ自体の外部への貸出し、スタッフ向け研修も実施しております。

1) 活動拠点

京都の大川センター及び CAMP東京オフィスの 2拠点をベースに、東京、横浜、名古屋、大阪、奈良、北海道、沖縄等各地でワークショップを開催しております。

2) ワークショップの事例

- 「クリケットワークショップ」:小型コンピュータ「クリケット」と身のまわりの素材を 使ったおもちゃ作りを通じ、自由な発想を形にしていくもの
- 「すいそく・かいぞく・図鑑ワークショップ」:海の生物の視点で撮影された映像の観察を 通じ、科学的な考え方やアイディアを広げる楽しさを体験するもの
- 「ピクトデザインワークショップ」:絵文字(ピクトグラム)の作成を通じ、デザインの基礎を体験するもの

財団法人 大川情報通信基金

当財団は、情報・通信分野の新しい研究に対する助成、顕彰活動、調査・分析、情報収集等を目的として、昭和61年に当社創業者の故・大川功が設立いたしました。現在の基本財産は約50億円であり、特に公益性が高い財団法人として、総務大臣より「特定公益増進法人」の認定を受けております。

研究助成及び顕彰の対象は、国内のみならず海外も対象としており、今後とも情報・通信分野のますますの発展と振興に努め、21世紀における高度情報化社会の形成の一助となって、充実した公益活動を推し進めていくものであります。

環境活動

当社グループの保有するITに係る技術・ノウハウを活用し、ペーパーレス化、省資源化、集中管理による電気等の節約、廃棄物の分別回収等の環境活動を推進しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資額は、4,683百万円であり、事業の種類別セグメントで示すと情報サービス事業3,049百万円、プリペイドカード事業28百万円、証券事業682百万円、その他の事業12百万円、全社910百万円となっております。

連結会社別の主な内訳は以下のとおりであります。

会社名	事業の種類別 セグメントの名称	設備投資の内容	投資額 (百万円)	摘要
(株)CSK-ITマネジメント	情報サービス事業	データセンターにおけるインフラ構築に係る資産の取 得等	1,253	
(株)CSK証券サービス	情報サービス事業	ASP事業関連設備等	1,121	
コスモ証券㈱	証券事業	株券電子化関連システム構築等、東証次世代システム対 応 等	682	
(株) C S K ホールディングス	全社	事務所設備・研修施設の取得等	908	

- (注) 1 設備投資額には建物、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産、長期前払費用及びリース資産が含まれて おります。
 - 2 上記金額には消費税等を含んでおりません。

また、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等の内容及び金額は、次のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	除却・売却時の 簿価(百万円)	完了年月
㈱CSKホールディングス	横浜みなとみらい 21中央地区43街区 (神奈川県横浜市 西区)	全社	本社ビル、研究・研修施設、文化・商業施設	9,058	平成22年 1 月

- (注) 1 本社ビル建設中止に伴い、違約金が控除された残額について当連結会計年度において返還されております。
 - 2 上記金額には消費税等を含んでおりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名	事業の種類別		帳簿価額(百万円)				従業	
(所在地)	セグメントの名称		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	員数 (名)	摘要
CSK三田センター (兵庫県三田市)	情報サービス事業	データ センター設備	2,548	561 (22,641)	13	3,124		(注) 1
CSK eサービスデータセンター (千葉県印西市)	情報サービス事業	データ センター設備	2,767	1,026 (12,941)	166	3,961		(注) 1
CSK多摩センター (東京都多摩市)	全社	研修・研究設備	2,823	2,546 (28,650)	143	5,513		(注) 1
レクセル多摩センターマークレジデンス (東京都多摩市)	全社	研修用宿泊施設 及び社宅	446	296 (1,216)	0	743		
CSK四谷ビル (東京都新宿区)	全社	事務所設備	1,145	1,704 (1,115)	24	2,874		(注) 1
本社 CSK青山ビル (東京都港区)	全社	事務所設備	378		1,191	1,569	100	(注) 2
大川センター (京都府相楽郡)	全社	研究設備	0	1,846 (27,117)	4	1,851		

- (注) 1 建物及び土地について賃貸しております。
 - 2 建物について賃借しており、一部を転貸しております。
 - 3 帳簿価額の「その他」には建設仮勘定及び無形固定資産、長期前払費用が含まれております。
 - 4 上記金額には消費税等を含んでおりません。

(2) 子会社

4 +1 -5	事業所名	事業の種類別	10 M - 1 -	帳簿価額(百万円)					従業	
会社名	(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資 産	その他	合計	員数 (名)	摘要
(株) C S K - I T マネジメント	東天満オフィス (大阪市北区)	情報サービス事業	情報処理 関連設備等	256		231	194	682	38	(注) 1
(株) C S K - I T マネジメント	千葉 e サービス データセンター (千葉県印西市)	情報サービス事業	データセン ター	154		686	131	973	47	(注) 1
(株) C S K 証 券 サービス	本社 (東京都中央区)	情報サービス事 業	A S P事業 関連設備等	39		11	1,849	1,900	353	(注) 1
コスモ証券㈱	本店 (大阪市中央区)	証券事業	事務所設備	150		7	924	1,082	127	(注) 1

- (注) 1 建物については賃借しております。
 - 2 帳簿価額の「その他」には工具、器具及び備品及び無形固定資産が含まれております。
 - 3 上記金額には消費税等を含んでおりません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において新たに計画している重要な設備の新設,除去等は該当ありません。また前連結会計年度に計画中でありました重要な設備の新設、除去等における重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	298,000,000
A 種優先株式	15,000
B種優先株式	15,000
C 種優先株式	227,273 (注) 2
D種優先株式	2,273 (注) 2
E種優先株式	5,000
F 種優先株式	5,000
計	298,000,000 (注) 1、2

- (注) 1 当社の発行可能種類株式総数の合計は298,269,546株でありますが、当社の定款では発行可能株式総数は 298,000,000株と定めております。なお、発行可能種類株式総数の合計と発行可能株式総数との一致については、会社法上要求されておりません。
 - 2 平成22年6月25日開催の定時株主総会の決議により、同日付で発行可能株式総数を200,376,800株増加させ、498,376,800株とするとともに、C種及びD種優先株式の発行可能種類株式総数につき削除する定款変更を行っております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年 6 月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	125,747,714	125,747,714	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株
A種優先株式 (注) 2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、7
B種優先株式 (注)2	15,000	15,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、8
E 種優先株式 (注) 2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、9
F 種優先株式 (注) 2	5,000	5,000	非上場	単元株式数 1株 (注) 3、4、5、6、10
計	125,787,714	125,787,714		

- (注) 1 提出日現在発行数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの優先株式に係る取得請求権の 行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 各種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等であります。
 - 3 各種優先株式は、当社普通株式の株価の下落により、転換価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式の数が増加します。行使価額等の修正基準及び修正頻度、行使価額等の下限、当社取締役会の決議で金銭又は普通株式を対価として当該優先株式の全部又は一部を取得することができる権利について、それぞれ(注) 7、8、9、10のとおり定款で定めております。なお、割当株式数の上限についての定めはありません。
 - 4 各種優先株式について、当該優先株式に付された各種権利の行使及び当社株券の売買に関する事項についての 所有者との間の取決めはありません。
 - 5 各種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません。なお、各種優先株式の単元株式数については、これら株式が非上場株式であること等に鑑み、定款において1株と定めております。
 - 6 各種優先株式について、会社法第322条第2項に関する定款の定めはありません。
 - 7 A種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) A種優先配当金
 - a . A 種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)とは普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「A種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってA種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該A種優先中間配当の金額を控除した額をA種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、A種優先配当金額とA種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるA種優先配当以外には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.A 種優先配当金の金額

A種優先配当金額は、A種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、A種優先配当又はA種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。) +1.0%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がA種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払A種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のA種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金額及び累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2.優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「A種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払A種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。A種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、A種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、A種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) A種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、B種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) A 種優先株式の残余財産の分配順位は、B 種優先株式と同順位とし、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及びF 種優先株式に劣後する。

5 . 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、当会社に対し、2016年3月1日以降いつでも、当会社に対してA種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、A種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきA種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日における累積未払 A 種優先配当金額(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする A 種優先配当に係る A 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はB種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくA種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下 「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下 「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するA種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における A 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする A 種優先配当に係る A 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日 (同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払 A 種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9.普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

A種優先株主は、2017年3月1日から2027年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がA種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() A 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った A 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の A 種優先株式についてのみ、当該 A 種優先株主の株式対価取得請求に基づく A 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる A 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る A 種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する A 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた A 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る A 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる A 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、A種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記 9 項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社が A 種優先株式の取得と引換えに A 種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該 A 種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、A 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、(i)給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2018年3月1日から2027年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、A種優先株式の発行後、下記本号 .に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで 算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくA種優先株式の株式対価取得請求日にA種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2027年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、A種優先株式の取得と引換えに、当該A種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、A種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

A種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、A種優先配当及びA種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 8 B種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) B種優先配当金
 - a.B種優先配当金の配当

当会社は、2012年4月1日以降、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株式を有する株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「B種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってB種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該B種優先中間配当の金額を控除した額をB種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、B種優先配当金額とB種優先中間配当の金額の合計額は100,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるB種優先配当以外には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b. B 種優先配当金の金額

B種優先配当金額は、B種優先株式の1株当たりの払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、B種優先配当又はB種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+1.2%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の金額の合計額がB種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「累積未払B種優先配当金額」という。)については、当該翌事業年度以降、その事業年度のB種優先配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

(3) 非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金額及び累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2012年4月1日以降、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、B種優先株式の払込金額(1,000,000円。ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「B種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,000,000円(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、残余財産の分配時点における累積未払B種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額を支払う。B種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、B種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、B種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) B種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、A種優先株式と同順位とし、C種優先株式、D種優先株式、 E種優先株式及びF種優先株式に優先する。
- (2) B 種優先株式の残余財産の分配順位は、A 種優先株式と同順位とし、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及びF 種優先株式に劣後する。

5 . 議決権

B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、B種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、当会社に対し、2018年3月1日以降いつでも、当会社に対してB種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本7項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、B種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきB種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、金銭対価取得請求日における累積未払 B 種優先配当金(もしあれば)の合計額、及び当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする B 種優先配当に係る B 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本7項若しくは第8項又はA種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本7項に基づくB種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

8. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2012年4月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下 「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下 「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するB種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における B 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,000,000円(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に115%を乗じた額に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする B 種優先配当に係る B 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日 (同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)及び当該金銭対価強制取得日における累積未払 B 種優先配当金額(もしあれば)の合計額を加えた金額とする。

9. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

B種優先株主は、2019年3月1日から2029年9月30日までの期間中、本9項第(3)号に定める条件で、当会社がB種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったB種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のB種優先株式についてのみ、当該B種優先株主の株式対価取得請求に基づくB種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるB種優先株式以外の株式対価取得請求に係るB種優先株式については、株式対価取得請求がなされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するB種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたB種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るB種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるB種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数 (自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権 (新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、B種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記9項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記 9 項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社が B 種優先株式の取得と引換えに B 種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該 B 種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、B 種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a. 当初転換価額

当初の転換価額は、()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)、又は()給付期日(割当日)の翌日に先立つ45取引日目(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)に始まる30取引日(ただし、終値のない日は取引日に含めない。)の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値のいずれか高い方(ただし、下限は110円とする。)とする。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

b. 転換価額の修正

転換価額は、2020年3月1日から2029年9月30日までの期間中、毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の300%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には上限転換価額にも必要な調整が行われる。)を上回る場合には、上限転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額が当初転換価額の45%に相当する金額(以下「下限転換価額」という。ただし、下記c.に定める転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、B種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

				既発行	_	交付株式数 × 1株当たりの払込金額
調整後	_	調整前		株式数		時価
転換価額	_	転換価額	X			既発行株式数 + 交付株式数

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

有価証券報告書

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求の競合

本9項に基づくB種優先株式の株式対価取得請求日にB種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

10. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、B種優先株式の取得と引換えに、当該B種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、B種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。この場合、円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

B種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が 定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、B種優先配当及びB種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 9 E種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) E種優先配当金
 - a . E 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株式を有する株主(以下「E種優先株主」という。)又はE種優先株式の登録株式質権者(以下「E種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、E種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「E種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってE種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該E種優先中間配当の金額を控除した額をE種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、E種優先配当金額とE種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるE種優先配当以外には、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.E 種優先配当金の金額

E種優先配当金額は、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、E種優先配当又はE種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR(6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がE種優先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対しては、E種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたE種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株につき、E種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「E種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、E種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。E種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、E種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、E種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) E 種優先株主又は E 種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 優先順位

- (1) E種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C種優先株式、D種優先株式及びF種優先株式と同順位とし、A種優先株式及びB種優先株式に劣後する。
- (2) E 種優先株式の残余財産の分配順位は、C 種優先株式、D 種優先株式及び F 種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及び B 種優先株式に優先する。

5 . 議決権

E 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6.譲渡制限

譲渡によるE種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、Ε種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、E種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してE種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、E種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきE種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、若しくはF種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくE種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するE種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合における E 種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、E 種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とする E 種優先配当に係る E 種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五入)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

E種優先株主は、2011年9月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がE種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() E 種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E 種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の E 種優先株式についてのみ、当該 E 種優先株主の株式対価取得請求に基づく E 種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じる E 種優先株式以外の株式対価取得請求に係る E 種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得する E 種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされた E 種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係る E 種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じる E 種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、E種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がE種優先株式の取得と引換えにE種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、E種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2012年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の割整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、E種優先株式の発行後、下記本号 .に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで 算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち未だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

- () 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。
- () 上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は上記本号 .に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

調整後転換価額 = 調整前転換価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、E種優先株主又はE種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づく E 種優先株式の株式対価取得請求日に E 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式、D 種優先株式、E 種優先株式及び F 種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、E種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当会社は、E種優先株式の取得と引換えに、当該 E種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、E種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社法第234条に従い現金を交付する。

(2) 一部強制取得

E種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12. 除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、E 種優先配当及び E 種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

- 10 F種優先株式について定款で次のとおり定めております。
 - 1.優先配当金
 - (1) F種優先配当金
 - a.F 種優先配当金の配当

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して剰余金の配当をするときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株式を有する株主(以下「F種優先株主」という。)又はF種優先株式の登録株式質権者(以下「F種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、F種優先株式1株につき、本項第b.号に定める金額(以下「F種優先配当金額」という。)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先配当」という。)を行う。ただし、当該事業年度において、第2項に従ってF種優先中間配当(第2項において定義される。)を行った場合には、当該F種優先中間配当の金額を控除した額をF種優先配当金額とする。また、ある事業年度につき、F種優先配当金額とF種優先中間配当の金額の合計額は110,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を上限とし、当該金額を超えて剰余金の配当を行わない。

当会社は、上記に定めるF種優先配当以外には、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行わない。

b.F種優先配当金の金額

F種優先配当金額は、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額(ただし、1円未満は切り捨て)とする。

「優先配当年率」とは、F種優先配当又はF種優先中間配当の基準日の属する事業年度の4月1日 (当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の日本円TIBOR (6ヵ月物)(以下に定義される。)+0.5%の利率をいう。優先配当年率は%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR(6ヵ月物)」とは、午前11時における日本円(6ヵ月物)トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR(6ヵ月物))として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。日本円TIBOR(6ヵ月物)が公表されない場合には、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時にスクリーンページに表示されるユーロ円(6ヵ月物)ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR(6ヵ月物))として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを用いる。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の額がF種優 先配当金額に達しない場合、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、F種優先配当金額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 優先中間配当金

当会社は、2014年4月1日から2019年3月31日までの期間、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されたF種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株につき、F種優先株式の1株当たりの払込金額(1,100,000円。ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に優先配当年率の2分の1を乗じて算出した金額(ただし、1円未満は切り捨て)の金銭による剰余金の配当(以下「F種優先中間配当」という。)を行う。

3.残余財産の分配

- (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、F種優先株式1株当たりの残余財産分配価額として、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)を支払う。F種優先株式と同順位の他の優先株式その他の証券(以下「同順位証券」という。)が単一又は複数存在し、F種優先株式及び同順位証券の保有者の有する残余財産分配請求権の額の合計額が当会社の残余財産の額を超える場合には、F種優先株式及び同順位証券の保有者に対して支払われる残余財産の分配価額は、その株数及びその払込金額に応じた比例按分の方法により決定する。
- (2) F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4.優先順位

- (1) F 種優先株式の剰余金の配当の支払順位は、C 種優先株式、D 種優先株式及び E 種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及び B 種優先株式に劣後する。
- (2) F種優先株式の残余財産の分配順位は、C種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式と同順位とし、A 種優先株式及びB種優先株式に優先する。

5 . 議決権

F 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

6 . 譲渡制限

譲渡によるF種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

- 7. 優先株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 - (1) 当会社は、法令に定める場合を除き、F種優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 当会社は、F種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

8. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、当会社に対し、2020年3月1日以降いつでも、当会社に対してF種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに金銭を交付することを請求(以下「金銭対価取得請求」という。)することができる。当会社は、かかる請求がなされた場合には、当該金銭対価取得請求が効力を生じた日(以下「金銭対価取得請求日」という。)における取得上限額(本8項第(2)号において定義される。)を限度として法令上可能な範囲で、当該金銭対価取得請求日に、F種優先株式の全部又は一部の取得と引換えに、金銭の交付を行うものとする。この場合において、取得上限額を超えて金銭対価取得請求がなされた場合には、当会社が取得すべきF種優先株式は金銭対価取得請求がなされた株数に応じた比例按分の方法により決定する。

(2) 取得価額

金銭対価取得請求が行われた場合における F種優先株式 1 株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価取得請求日が属する事業年度末日を基準日とする F種優先配当に係る F種優先配当金額に当該事業年度に属する 4 月 1 日(同日を含む。)から当該金銭対価取得請求日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

「取得上限額」は、金銭対価取得請求がなされた事業年度の直前の事業年度末日(以下「分配可能額計算日」という。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものをいう。以下同じ。)を基準とし、当該分配可能額が150億円を超えている場合において、当該分配可能額より150億円を控除した金額から、分配可能額計算日の翌日以降当該金銭対価取得請求日(同日を含まない。)までの間において、(1)当会社株式に対してなされた剰余金の配当、並びに(2)本8項若しくは第9項又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式若しくはE種優先株式の発行要項に基づいて金銭を対価として取得された、若しくは取得することを当会社取締役会において決議されたA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式の取得価額の合計を減じた額とする。ただし、取得上限額がマイナスの場合は0円とする。

(3) 金銭対価取得請求の競合

本8項に基づくF種優先株式の取得並びにこれと同一の日において取得されるべきA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得に必要な金額の合計が、当該日における取得上限額を超える場合、当会社が取得すべき株式は、取得と引換えに金銭を交付することとなる各種優先株式の取得に必要な金額に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得がなされるものとする。

9. 金銭を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、A種優先株式及びB種優先株式の発行済株式の総数(ただし、当会社が保有するA種優先株式及びB種優先株式の株式数を除く。)が最初に零となった日以降いつでも(ただし、2014年4月1日以降に限る。)、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価強制取得日」という。)の到来をもって、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに、当該金銭対価強制取得日における分配可能額を限度として、F種優先株主又はF種優先登録株式質権者に対して金銭を交付することができる(以下「金銭対価強制取得」という。)。なお、一部取得を行う場合において取得するF種優先株式は、抽選、比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。

(2) 取得価額

金銭対価強制取得が行われる場合におけるF種優先株式1株当たりの取得価額は、1,100,000円(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額とする。)に、当該金銭対価強制取得日が属する事業年度の末日を基準日とするF種優先配当に係るF種優先配当金額に当該事業年度に属する4月1日(同日を含む。)から当該金銭対価強制取得日(同日を含む。)までの日数を乗じ365で除して算出した額(1円未満は四捨五人)を加えた金額とする。

10. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

F種優先株主は、2013年3月1日以降いつでも、本10項第(3)号に定める条件で、当会社がF種優先株式の全部又は一部を取得するのと引換えに当会社の普通株式を交付することを請求することができる(以下「株式対価取得請求」という。)。

(2) 株式対価取得請求の制限

前号にかかわらず、株式対価取得請求の日(以下「株式対価取得請求日」という。)において、剰余授権株式数(以下に定義される。)が請求対象普通株式総数(以下に定義される。)を下回る場合には、() F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行ったF種優先株式の数に、() 剰余授権株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)のF種優先株式についてのみ、当該F種優先株主の株式対価取得請求に基づくF種優先株式の取得の効力が生じるものとし、取得の効力が生じるF種優先株式以外の株式対価取得請求に係るF種優先株式については、株式対価取得請求がされなかったものとみなす。なお、当該一部取得を行うにあたり、取得するF種優先株式は、抽選、株式対価取得請求がなされたF種優先株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって決定されるものとする。また、株式対価取得請求に係るF種優先株式を当会社が取得と同時に消却する場合、かかる消却による発行済株式総数の減少を考慮して、取得の効力が生じるF種優先株式の数を決する。

「剰余授権株式数」とは、()当該株式対価取得請求日における定款に定める当会社の発行可能株式総数より、() 当該株式対価取得請求日における発行済株式の総数(自己株式を除く。)、及び 当該株式対価取得請求日に発行されている新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。ただし、当該株式対価取得請求日において行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)の全てが行使されたものとみなした場合に発行されるべき株式の数の合計数を控除した数をいう。

「請求対象普通株式総数」とは、F種優先株主が当該株式対価取得請求日に株式対価取得請求を行った F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理 的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とす る。)を、当該株式対価取得請求日における下記10項第(3)号に定める転換価額で除して算出される数(小 数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)の総数をいう。

(3) 株式対価取得請求により交付する普通株式数の算定方法

上記10項第(1)号の株式対価取得請求に基づき当会社がF種優先株式の取得と引換えにF種優先株主に対し交付すべき当会社の普通株式数は、当該F種優先株式に係る払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、本号に定める転換価額で除して算出される数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。なお、F種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項に従い現金を交付する。

a . 当初転換価額

当初の転換価額は、110円とする。

b.転換価額の修正

転換価額は、2014年以降毎年3月1日に、当該日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当会社の普通株式の各取引日の売買高加重平均価格(以下「VWAP価格」という。)として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。)に相当する金額(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額を上回る場合には当初転換価額をもって修正後転換価額とし、修正後転換価額の調整が行われた場合には下限転換価額にも必要な調整が行われる。)を下回る場合には下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

c.転換価額の調整

. 転換価額調整式

当会社は、F種優先株式の発行後、下記本号 . に掲げる各事由により当会社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

 調整後 = 転換価額
 調整前 株式数 +
 一 交付株式数 × 1株当たりの払込金額 時価

 転換価額 *
 ・ 大の付株式数 + 交付株式数 +

上記転換価額調整式において使用する「時価」は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、下記本号 .の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記転換価額調整式で使用する「既発行株式数」は、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、当該基準日がない場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社の普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に下記本号 . 又は本号 . に基づき交付株式数とみなされた当会社の普通株式のうち末だ交付されていない当会社の普通株式の株式数を加えた数とする。また、当会社の普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当会社の有する当会社の普通株式に割当てられる当会社の普通株式数を含まないものとする。

. 転換価額調整事由

転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 上記本号 .に定める時価を下回る払込金額をもって当会社の普通株式を交付する場合(ただし、下記本号()の場合、取得と引換えに当会社の普通株式が交付される証券の取得により当会社の普通株式を交付する場合、当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)の行使により当会社の普通株式を交付する場合又は当会社が存続会社となる合併若しくは完全親会社となる株式交換により当会社の普通株式を交付する場合を除く。)。

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 当会社の普通株式の株式分割又は当会社の普通株式の無償割当てをする場合。 調整後の転換価額は、株式分割の場合は当該株式の分割に係る基準日の翌日以降、無償割当て の場合は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当会社の普通株式の 無償割当てについて、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日 がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

有価証券報告書

() 上記本号 に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付する定めがある取 得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付され た新株予約権を含む。)又は上記本号 . に定める時価を下回る価額をもって当会社の普通株 式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付された新株予約権を含 む。)を発行する場合。

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新 株予約権付社債に付された新株予約権を含む。)又は新株予約権(新株予約権付社債に付され た新株予約権を含む。)の全てが当初の条件で行使されたものとみなして転換価額調整式を準 用して算出するものとし、払込期日(新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日)の翌 日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるため の基準日がある場合は、基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価 額を調整する。

併合前発行済普通株式数 調整後転換価額 = 調整前転換価額 併合後発行済普通株式数

. その他の転換価額の調整

上記本号ii.の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、当会社 取締役会が判断する合理的な転換価額に調整を行う。

- () 合併(合併により当会社が消滅する場合を除く。)、株式交換又は会社分割のために転換価額の 調整を必要とするとき.
- () その他当会社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調 整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価 額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- . 転換価額による調整を行わない場合

転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にと どまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、かかる調整後転換価額は、その後転換価 額の調整を必要とする事由が発生した場合の転換価額調整式において調整前転換価額とする。

. 転換価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後直ちに、F種優先株主又はF種優先 登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事 項を通知しなければならない。

(4) 株式対価取得請求等の競合

本10項に基づくF種優先株式の株式対価取得請求日にF種優先株式の取得の対価として交付されるべ き普通株式数、並びにこれと同一の日において取得されるべき A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株 式、D種優先株式、E種優先株式及びF種優先株式の取得の対価として交付されるべき普通株式数の合 計数が剰余授権株式数を上回る場合には、取得と引換えに当会社の発行が予定されている普通株式の株 数に応じた比例按分の方法又はその他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うも のとする。

11. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 取得条項の内容

当会社は、2029年10月1日以降の日で、当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日(以下「株式対価 強制取得日」という。)に、交付する当会社の普通株式の数が当該株式対価強制取得日における剰余授権 株式数を超えない限度で、当会社の普通株式を交付するのと引換えに、F種優先株式の全部又は一部を 取得することができる。この場合、当会社は、F種優先株式の取得と引換えに、当該F種優先株式に係る 払込金額の総額(ただし、F種優先株式について、株式分割、併合その他調整が合理的に必要とされる事 由が発生した場合には、当会社取締役会により合理的に調整された額の総額とする。)を、株式対価強制 取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の各取 引日のVWAP価格として東京証券取引所において公表される価格の単純平均価格(ただし、上記30連 続取引日において東京証券取引所においてVWAP価格が公表されない日が存在する場合には、上記単 純平均価格の算出にあたり、当該日を除いた単純平均価格を算出するものとする。円位未満小数第2位 まで算出して小数第2位を四捨五入する。)に相当する金額(ただし、当該金額が下限転換価額を下回る 場合には、下限転換価額とする。)又はその直近の修正後転換価額のいずれか低い方の金額で除した数の 当会社の普通株式を交付する。なお、当該株式数の算出にあたり1株未満の端数が生じた場合には、会社 法第234条に従い現金を交付する。

EDINET提出書類 株式会社 C S K ホールディングス(E04786) 有価証券報告書

(2) 一部強制取得

F種優先株式の一部につき本項に基づく取得を行う場合は、按分比例、抽選その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって取得を行うものとする。

12.除斥期間

当会社定款の配当金の除斥期間に関する規定は、F種優先配当及びF種優先中間配当に係る支払いについてこれを準用する。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第341条ノ2の規定に基づく新株予約権付社債

2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年9月4日発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	21,792	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,418,553 (注) 1、2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,937.5 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成15年10月 2 日 ~ 平成23年 8 月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,937.5 (注) 2、3 資本組入額 1,469 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使の条件	当社の選択による本社債の による本社債の による本社債の による本社債の による本社債の による 日まで、 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で 一部で	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株 予約権付社債に付されたものであ るため、本社債から分離譲渡でき ない。	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を 出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		
新株予約権付社債の残高(百万円)	21,792	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は340.425株であります。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
 - 2 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C 種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、2011年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の信託証書の規定に基づき、転換価額を平成21年10月1日付で6,030.9円から2,937.5円に調整しております。
 - 3 上記(注) 2 の転換価額の調整に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権行使時の払込金額、新株 予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額も調整されております。

会社法に基づく新株予約権付社債

第7回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年7月27日発行)

	車業任府士坦力	担出口の前日士珥左
	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	35,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,425,447 (注) 1、2、3	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 2,816.8 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年 9 月 1 日 ~ 平成25年 9 月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,816.8 (注) 2、3 資本組入額 1,409 (注) 2、3	同左
新株予約権の行使の条件	平成25年9月27日以前に本社債 当会社債 当会社債 当会社債 当会社債 で、をを日組のので を日期限ののますが のまる。会会は のは、別ので のまる。会会は のので のので のので ののに ののに ののに ののに のので ののに ののに	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第 254条第2項本文及び第3項本文 の定めにより、本新株予約権又は 本社債の一方のみを譲渡すること はできない。	同左
代用払込みに関する事項	新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を 出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項		
新株予約権付社債の残高(百万円)	35,000	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は335.012株であります。但し、行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
 - 2 平成21年9月8日開催の取締役会及び平成21年9月29日開催の臨時株主総会において決議いたしました、C 種、D種、E種及びF種優先株式の発行、並びに第6回及び第7回新株予約権の発行に伴い、第7回無担保転換社債型新株予約権付社債の社債要項の規定に基づき、転換価額を平成21年10月1日付で5,892円から2,816.8円に調整しております。
 - 3 上記(注) 2 の転換価額の調整に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権行使時の払込金額、新株 予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額も調整されております。

会社法に基づく新株予約権

第6回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 125	同左
新株予約権の行使期間	平成22年 3 月 1 日 ~ 平成23年 3 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。
 - 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

第7回新株予約権(平成21年9月30日発行)

	事業年度末現在 (平成22年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年 5 月31日)
新株予約権の数(個)	240,000 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 株当たり 125	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 3 月 1 日 ~ 平成24年 3 月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 125 資本組入額 63	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	(注) 2	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は100株であります。
 - 2 当会社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」という。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、新株予約権の行使の条件、新株予約権の取得条項の有無、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金並びに新株予約権証券

残存新株予約権に準じて、組織再編行為に際して決定する。

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後の開始事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年4月1日~ 平成18年3月31日 (注)1	1,058,708	77,791,992	2,033	71,523	2,033	27,169
平成18年4月1日~ 平成19年3月31日 (注)2	645,132	78,437,124	1,266	72,790	1,266	28,436
平成19年4月1日~ 平成20年3月31日 (注)3	233,400	78,670,524	435	73,225	435	28,871
平成20年8月1日 (注)4	1,619,890	80,290,414		73,225		28,871
平成21年 9 月30日 (注) 5	269,546	80,559,960	23,000	96,225	23,000	51,871
平成22年 3 月17日 (注) 6	45,227,754	125,787,714		96,225		51,871

- (注) 1 新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,058,708株、資本金及び資本準備金が各々 2,033百万円増加しております。
 - 2 新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が645,132株、資本金及び資本準備金が各々1,266 百万円増加しております。
 - 3 新株引受権及び新株予約権の行使により、発行済株式総数が233,400株、資本金及び資本準備金が各々435百万円増加しております。
 - 4 平成20年5月23日開催の取締役会決議に基づく平成20年8月1日付のコスモ証券株式会社との簡易株式交換により、発行済株式総数が増加しております。なお、当該株式交換に係る資本金及び資本準備金の増加はありません。
 - 5 平成21年9月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、以下のとおり有償第三者割当増資を実施しております。これにより、資本金及び資本準備金が各々23,000百万円増加しております。
 - (1) デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)によるΑ種優先株式の発行

発行株式数 15,000株

発行価格 1株につき1,000,000円

資本組入額 1株につき 500,000円

(2) デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)によるB種優先株式の発行

発行株式数 15,000株

発行価格 1株につき1,000,000円

資本組入額 1株につき 500,000円

(3) C種優先株式の発行

発行株式数 227,273株

発行価格 1株につき11,000円

資本組入額 1株につき 5,500円

(4) D種優先株式の発行

発行株式数 2,273株

発行価格 1株につき1,100,000円

資本組入額 1株につき 550,000円

(5) E 種優先株式の発行

発行株式数 5,000株

発行価格 1株につき1,100,000円

資本組入額 1株につき 550,000円

(6) F種優先株式の発行

発行株式数 5,000株

発行価格 1株につき1,100,000円

資本組入額 1株につき 550,000円

6 C種及びD種優先株式に係る取得請求権の行使により、普通株式が45,457,300株増加するとともに、C種及びD種優先株式がそれぞれ227,273株、2,273株減少しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

(平成22年3月31日現在)

								1 102 - 1 0 1	<u> </u>
	株式の状況(1単元の株式数100株)								
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	その他の	外国法人等		個人	合計	単元未満 株式の状況
	団体	立門以代表	取引業者 法人 個人以外 個人 その他 口		その他	口印	(株)		
株主数(人)	2	37	54	426	147	27	44,455	45,148	
所有株式数 (単元)	12	212,079	78,266	473,670	135,889	212	345,933	1,246,061	1,141,614
所有株式数 の割合(%)	0.00	17.02	6.28	38.02	10.90	0.02	27.76	100.00	

- (注) 1 自己株式は「個人その他」に119単元、「単元未満株式の状況」に7株が含まれております。なお、自己株式100 株は株主名簿上の株式数であり、平成22年3月31日現在の実質所有株式数は11,807株であります。
 - 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ11単元及び92株含まれております。

A 種優先株式

(平成22年3月31日現在)

								1 13222 - 3 1	<u> ついロ坑江)</u>
		株式の状況(1単元の株式数1株)							
区分	政府及び 地方公共 金融機関	政府及びは金融機関は金融商品		ŧ│ ;≠↓ 「	外国法	去人等	個人	合計	単元未満 株式の状況
団体 団体	並削到及法	^{版)} 取引業者	個人以外		個人	その他		(株)	
株主数(人)		4						4	
所有株式数 (単元)		15,000						15,000	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

B種優先株式

(平成22年3月31日現在)

								1 13222 - 3 1	
	株式の状況(1単元の株式数1株)								
区分	五		その他の 外国		外国法人等		合計	単元未満 株式の状況	
団体 団体	取引業者	法人	個人以外	個人	その他		(株)		
株主数(人)		4						4	
所有株式数 (単元)		15,000						15,000	
所有株式数 の割合(%)		100.00						100.00	

E 種優先株式

(平成22年3月31日現在)

								1 100 -	<u>/ 10 H // IL / </u>
	株式の状況(1単元の株式数1株)								
区分 政府及び 地方公共 金融機 団体	TH구 // H 스패+※目		金融商品取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人	合計	単元未満 株式の状況
	立	個人以外			個人	その他		(株)	
株主数(人)				1				1	
所有株式数 (単元)				5,000				5,000	
所有株式数 の割合(%)				100.00				100.00	

F種優先株式

(平成22年3月31日現在)

	 					\	TIXZZT 3	<u> </u>
	株式の状況(1単元の株式数1株)							
区分 政府及び 地方公共 金融機関 団体	金融商品	その他の	外国法	去人等	個人	合計	単元未満 株式の状況	
	取引業者		個人以外	個人	その他		(株)	
株主数(人)			1				1	
所有株式数 (単元)			5,000				5,000	
所有株式数 の割合(%)			100.00				100.00	

(7) 【大株主の状況】

所有株式数別

(平成22年3月31日現在)

	T	1 13222 - 3	<u> </u>
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
合同会社 A C A インベストメンツ (注) 1	東京都千代田区平河町二丁目16 - 15	45,467	36.15
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	5,443	4.33
C S K グループ社員持株会	東京都港区南青山二丁目26 - 1	4,302	3.42
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	3,991	3.17
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	3,242	2.58
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 - 6	2,335	1.86
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	2,142	1.70
三菱UFJ証券株式会社(注)2	東京都千代田区丸の内二丁目4 - 1	1,709	1.36
SOCIETE GENERALE, PARIS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東京都中央区日本橋三丁目11 - 1)	1,535	1.22
MORGAN WHITEFRIARS EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, DELAWARE DE 19801 USA (東京都中央区月島四丁目16 - 13)	1,308	1.04
合計		71,479	56.83

所有議決権数別

(平成22年3月31日現在)

		\ 1 /-/0 1 -	/ <u> </u>
氏名又は名称	住所	所有 議決権数 (個)	総株主の議決 権に対する 所有議決権数 の割合(%)
合同会社 A C A インベストメンツ (注) 1	東京都千代田区平河町二丁目16 - 15	454,573	36.49
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11 - 3	54,439	4.37
C S K グループ社員持株会	東京都港区南青山二丁目26 - 1	43,026	3.45
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-11	39,910	3.20
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 3	32,428	2.60
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目 6 - 6	23,358	1.88
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8-12	21,422	1.72
三菱UFJ証券株式会社(注)2	東京都千代田区丸の内二丁目4 - 1	17,097	1.37
SOCIETE GENERALE, PARIS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	SOCIETE GENERALE 29 BOULEVARD HAUSSMANN PARIS-FRANCE (東京都中央区日本橋三丁目11 - 1)	15,359	1.23
MORGAN WHITEFRIARS EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行決済営業部)	1209 ORANGE STREET, WILMINGTON, DELAWARE DE 19801 USA (東京都中央区月島四丁目16 - 13)	13,080	1.05
合計		714,692	57.37

- (注) 1 合同会社ACAインベストメンツは、平成21年9月30日付で当社が第三者割当増資として発行した優先株式を引き受けたこと及び平成22年3月17日付で当該優先株式に係る取得請求権を行使したことにより、主要株主になっております。
 - 2 三菱UFJ証券株式会社は、平成22年4月1日付で三菱UFJ証券ホールディングス株式会社に社名変更しております。
 - 3 当事業年度において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者3名から平成21年6月4日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年5月29日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 7 - 3	97	0.12
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	255	0.32
Highbridge Capital Management LLC	9 West 57th Street 27th Filor New York, NY 10019, USA	118	0.15
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7-3	2,931	3.65
合計		3,403	4.22

(注) J P モルガン・アセット・マネジメント株式会社及びJPMorgan Asset Management (UK) Limitedの保有 株券等の数には、潜在株式がそれぞれ97千株、255千株含まれております。

4 当事業年度において、Citigroup Global Markets Limited及びその共同保有者 1 名から平成21年10月22日付で 大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成21年10月15日現在で以下の株式を所有している旨 の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上 記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
Citigroup Global Markets Limited	Citigroup Centre 33, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB, UK	846	1.05
シティグループ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 5 - 1	111	0.14
合計		957	1.18

- (注) Citigroup Global Markets Limitedの保有株券等の数には、潜在株式が391千株含まれております。なお、 当該変更保有報告書提出事由において、平成21年9月17日付の変更保有報告書で共同保有者だった日興 アセットマネジメント株式会社が共同保有者でなくなった旨の記載がありました。
- 5 当事業年度において、野村證券株式会社及びその共同保有者4名から平成22年3月18日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年3月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9 - 1	315	0.39
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St.Martin's-le Grand London EC1A 4NP, UK	263	0.33
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N. Y. 10281–1198, USA	90	0.11
NOMURA HOLDING AMERICA Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N. Y. 10281–1198, USA		
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12 - 1	3,012	3.74
合計		3,680	4.56

- (注) 野村證券株式会社及びNOMURA INTERNATIONAL PLCの保有株券等の数には、潜在株式がそれぞれ72千株、118千株含まれております。また、NOMURA HOLDING AMERICA Inc.の保有株券等の数は90千株でありますが、共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除され、上表の保有株券等の数では0株で記載されております。
- 6 当事業年度において、Duetsche Bank Aktiengesellschaft, London及びその共同保有者2名から平成22年3月23日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年3月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
Deutsche Bank Aktiengesellschaft, London	Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, England, UK	1,096	1.35
ドイツ証券株式会社	東京都千代田区永田町二丁目11 - 1	1,183	1.47
Deutsche Bank Securities Inc.	60 Wall Street, New York, NY 10005-2858, USA		
合計		2,279	2.82

(注) Deutsche Bank Aktiengesellschaft, Londonの保有株券等の数には、潜在株式が647千株含まれております。また、Deutsche Bank Securities Inc.の保有株券等の数は129千株でありますが、共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除され、上表の保有株券等の数では0株で記載されております。

7 当事業年度において、Goldman Sachs International及びその共同保有者1名から平成22年4月6日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, UK	4,972	3.80
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, N.Y. 10004, USA	40	0.03
合計		5,012	3.83

- (注) Goldman Sachs Internationalの保有株券等の数には、潜在株式が4,927千株含まれております。また、Goldman Sachs & Co.の保有株式数と保有潜在株式数はそれぞれ252千株、315千株でありますが、上表の保有株券等の数は共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在する株券等526千株が控除された40千株で記載されております。なお、平成21年12月21日付の変更保有報告書提出事由において、直前の報告書で共同保有者であったゴールドマン・サックス証券株式会社が共同保有者でなくなった旨の記載がありました。
- 8 当事業年度において、J.P.Morgan Securities Ltd及びその共同保有者2名から平成22年4月7日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
J.P.Morgan Securities Ltd.	125 London Wall, London EC2Y 5AJ, UK	1,022	0.81
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7 - 3	3,252	2.59
J.P.Morgan Whitefriars Inc.	500 Stanton Cristiana Road, Newark, Delaware 19713, USA	1,283	1.02
合計		5,558	4.42

9 当事業年度において、住友信託銀行株式会社及びその共同保有者1名から平成22年4月7日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成22年3月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等 の数(千株)	株券等 保有割合(%)
住友信託銀行株式会社	大阪市中央区北浜四丁目 5 - 33	1,122	0.89
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7 - 1	3,013	2.40
合計		4,135	3.29

(注) 平成21年10月21日付の大量保有報告書の提出者に関する事項において、住友信託銀行株式会社と日興アセットマネジメント株式会社が共同保有者となった旨の記載がありました。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数((株)	議決権の	の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 B種優先株式 E種優先株式	15,000 15,000 5,000			優 先 株 式 の 内 容 は、 「 1 . 株式等の状況」の 「 (1)株式の総数等」の 「 発行済株式」の注記
	F種優先株式	5,000			に記載されております。
議決権制限株式(自己株式等)					
議決権制限株式(その他)					
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式	11,800			
70 T 18%//(E/M 20 (C) C/M 20 (C)	(相互保有株式) 普通株式	23,600		_	(注) 1
完全議決権株式(その他)	普通株式	124,570,700	普通株式	1,245,707	(注) 2
単元未満株式	普通株式	1,141,614			1 単元(100株)未満の株式 (注) 3
発行済株式総数		125,787,714		_	
総株主の議決権				1,245,707	

- (注) 1 相互保有株式は、平成20年8月1日付の当社とコスモ証券株式会社との株式交換により同社が取得したものでありますが、平成22年4月16日付で当社が同社の全株式を譲渡したことにより、相互保有は解消されております。
 - 2 「完全議決権株式(その他)」には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株含まれております。また「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が11個含まれております。
 - 3 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式7株、コスモ証券株式会社保有の相互保有株式92株が含まれております。

【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

				(T/1X224)	/ <u>10: H 20 IL /</u>
所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山 二丁目26 - 1	11,800 (注) 1		11,800	0.01
(相互保有株式) コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今 橋一丁目 8 - 12	23,600 (注) 2		23,600	0.02
合計		35,400		35,400	0.03

- (注) 1 このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が100株あります。 なお、当該株式数は、 「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。
 - 2 このほか、株主名簿上はコスモ証券株式会社名義となっておりますが実質的に所有していない株式が 5,100株あります。

なお、当該株式数は、「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する単元未満株式の買取請求による普通株式の取得会社法第155条第4号に該当する取得請求によるC種及びD種優先株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(平成22年6月28日現在)

区分		株式の種類	株式数(株)	価額の総額(百万円)
	当事業年度における取得自己株式	普通株式	4,310	1
	当期間における取得自己株式	普通株式	603	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取請求による取得は含まれておりません。

会社法第155条第4号に該当する取得請求によるC種及びD種優先株式の取得

(平成22年6月28日現在)

区分	株式の種類	株式数(株)	価額の総額(百万円)
火東米ケウにかける四個ウコサイ	C種優先株式	227,273	
当事業年度における取得自己株式	D種優先株式	2,273	
当期間における取得自己株式			

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの取得請求による取得は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

(平成22年6月28日現在)

		当事美	業年度	当期間		
区分	株式の種類	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	
引き受ける者の募集を 行った取得自己株式						
消却の処分を行った取	C種優先株式	227,273				
得自己株式	D種優先株式	2,273				
合併、株式交換、会社分割に係る取得自己株式 の移転						
その他 (単元未満株式の処分に よる減少)	普通株式	1,305	1	92	0	
保有自己株式数	普通株式	11,807		12,318		

(注) 当期間における保有自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの優先株式の消却及び普通株式の単元未満株式の処分は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社グループは、株主の皆様のご理解とご支援に応えるべく、安定配当を継続してまいりましたが、平成17年10月1日からの新たな経営体制への移行と近年の社会経済の動向を踏まえ、平成17年4月に新しい株主還元方針を策定し、公表しております。

新しい株主還元方針は、グループの事業活動の成果である「連結業績」、将来に向けた成長の源泉となる「事業投資の状況」、財務基盤の重要要素である「有利子負債の状況」、「社会経済の動向」を総合的に勘案し、株主資本配当率^(注)(DOE)をベースにした「連結財務ポジション連動型」の積極的な株主還元であります。

(注) 株主資本配当率(DOE: Dividends On Equity)

= 配当金総額÷(前期末・当期末平均の株主資本)×100

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

この株主還元方針に基づき、配当を実施しておりましたが、当事業年度については、連結業績において多額の損失を計上するに至り、中間及び期末配当を無配とさせていただきます。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回 次 第38期		第39期	第40期	第41期	第42期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	6,330	6,040	5,240	2,655	629
最 低(円)	3,600	4,610	2,075	122	243

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年 10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月
最高(円)	436	416	445	464	418	418
最 低(円)	341	330	347	398	365	377

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。

5 【役員の状況】

役名	氏 名 (生年月日)	略	任期	所有 株式数 (千株)
代表取締役 会 長	東 明浩 (昭和36年9月23日生)	日興アントファクトリー株式会社取締役専務 執行役員 平成20年10月 株式会社アルテディア取締役 平成21年4月 株式会社ウィーヴ取締役(現在) 平成21年6月 株式会社メディスコーポレーション代表取締役社長 平成21年9月 当社代表取締役会長(現在) 平成21年10月 アントケアホールディングス株式会社取締役会長(現在) (重要な兼職の状況) ACA株式会社代表取締役社長	(注) 3	
代表取締役 社 長	中 西 毅 (昭和31年9月13日生)	アントケアホールディングス株式会社取締役会長 昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社ネットサービス事業本部長 平成15年6月 当社執行役員ネットサービス事業本部長 平成16年4月 当社常務執行役員ITO開発本部長 平成16年4月 当社常務執行役員ITO開発本部長 平成18年4月 株式会社CSKシステムズ常務執行役員中部 グループ統括担当 平成19年4月 CSKシステムズ中部設立準備株式会社(現 株式会社CSKシステムズ)代表取締役社長 平成20年4月 株式会社CSKシステムズ常務執行役員 平成20年4月 株式会社CSKシステムズ常務執行役員 平成21年3月 同社代表取締役社長(現在) 当社執行役員 希世軟件系統(上海)有限公司董事長(現在) 平成21年9月 当社代表取締役社長(現在) (重要な兼職の状況) 株式会社CSKシステムズ代表取締役社長 希世軟件系統(上海)有限公司董事長	(注) 3	5

役名	氏 名 (生年月日)	略歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役	熊 崎 龍 安 (昭和33年5月2日生)	昭和56年4月 当社入社 平成3年12月 CSKベンチャーキャピタル 締役 平成8年4月 当社参事 平成14年4月 当社参事 平成16年2月 当社経理本部長 平成16年4月 当社執行役員経理部長 平成17年2月 当社執行役員経理部長 平成17年2月 当社執行役員経理部長 平成19年7月 当社執行役員経理部長 平成20年6月 コスモ証券株式会社専務取締行 平成21年1月 当社常務執行役員財務経理部 平成21年6月 コスモ証券株式会員財務経理部 平成21年6月 当社常務執行役員財務経理部長 平成21年9月 当社常務執行役員財務経理部長 平成21年9月 当社取締役常務執行役員財務 生本部長 株式会社CSKCHINA TION代表取締役社長(現在) 株式会社CSKCPドミニストレーションサー 役社長 株式会社CSKCHINA CORPORA 取締役社長	経理部長 統制推進室長 设 ・経理管掌兼再 CORPORA 注) こ) レーションサー ビス代表取締	11
取締役	堀 江 聡 寧 (昭和47年 9 月29日生)	平成8年4月 住友商事株式会社入社 平成17年4月 住商オートインベストメント 兼マネージングディレクター 来び19年9月 株式会社ウイルプラスホール 役(現在) 平成20年1月 メディア・キャピタル・パー 社取締役 平成20年7月 株式会社福岡クライスラー取終 平成21年1月 アント・コーポレートアドバ 社(現 ACA株式会社)マネートナー(現在) 平成21年4月 株式会社ウィーヴ取締役(現在) 平成21年8月 合同会社ACAインベストメ (現在) 平成21年9月 当社取締役(現在) (重要な兼職の状況) ACA株式会社マネージング・パートナー 合同会社ACAインベストメンツ職務執行者	ディングス取締 トナーズ株式会 締役(現在) イザリー株式会 (注) ージング・パー 3 ご) ンツ職務執行者	

役名	氏名(生年月日)		略歷	任期	所有 株式数 (千株)
		昭和58年4月	住友商事株式会社入社		(1 1911)
			米国フェニックスコア社Vice President		
		平成11年 1 月 	米国住友商事会社機電第一部門機械部長		
		型成12年11日 平成12年11日	(シカゴ) 住友商事株式会社情報電子部企画マーケティ		
		1 17% 14 十 1 1 1 7 1	ング長		
		平成14年6月	住商エレクトロニクス株式会社監査役		
取締役	山崎弘之	平成21年4月	住友商事株式会社メディア・ライフスタイル	(注)	
以約1 又	(昭和36年2月3日生)		総括部参事(現在)	3	
			住商情報システム株式会社社長室長		
			当社取締役(現在)		
		平成22年4月	住商情報システム株式会社執行役員待遇経営		
		│ │(重要な兼職 <i>0</i>	企画・総務人事グループ長兼社長室長(現在)		
		,	ハハル) 会社メディア・ライフスタイル総括部参事		
			テム株式会社執行役員待遇経営企画・総務		
		人事グループ	長兼社長室長		
		1	株式会社ダイエー入社		
		1	日本ドリーム観光株式会社専務取締役		
			株式会社ダイエー事業開発本部長		
		平成4年6月	リクルートグループ・ファーストファイナン		
		亚世46年 6 日	ス株式会社常務取締役		
		平成12年9月 	株式会社ダイエー・ホールディング・コーポーレーション代表取締役社長		
		平成12年10月	日本CFO協会専務理事		
			株式会社TCブレインズ代表取締役会長		
取締役	近藤勝重		日本CFO協会副理事長(現在)	(注)	
IZANE IZ	(昭和21年4月19日生)		株式会社NSI取締役	3	
			日本天然素材株式会社監査役(現在)		
		平成18年6月	三和デンタル株式会社監査役(現在)		
		平成21年7月	株式会社テンポスバスターズ取締役(現在)		
		平成21年9月	当社取締役(現在)		
		平成21年10月	アントケアホールディングス株式会社取締役		
		/==:- 	(現在)		
		(重要な兼職の			
			ールディングス株式会社取締役 日本電気株式会社入社		
			ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロー・ロ		
		下版14十4月	いっとグリューションス株式芸社第三シスプム事業本部長		
		平成13年 6 月	同社執行役員第三ソリューション営業事業本		
			部長		
取締役	渕 上 岩 雄		同社執行役員常務	(注)	
	(昭和21年3月4日生)		同社取締役兼執行役員常務	ì 3	
			同社取締役兼執行役員専務		
		平成18年6月	NECネクサソリューションズ株式会社代表		
		亚世纪年 4 日	取締役執行役員社長		
			同社顧問(平成22年6月29日退任予定)		
		十成22年6月	当社取締役(現在)		

役名	氏 名 (生年月日)		略 歴	任期	所有 株式数 (千株)
取締役	臼 井 紀 男 (昭和18年7月19日生)	昭和51年3月 昭和53年8月 昭和57年8月 昭和60年4月 昭和60年4月 平成63年6月 平成64年1 平成10年4月 平成10年4月 平成14年3月 平成14年11月 平成14年年 東城14年6 東 東城14年6 東 東城14年6 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	日本IBM株式会社入社 同社製造部門アドバンスド・システムズ部長 同社製造・開発部門情報システム部長 同社本社製造部門計画・管理部長 同社計画部長 同社りEM事業部長 シーラス・ロジック株式会社代表取締役社長 日本ディジタルイクイップメント株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・パッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・ポッカード株式会社 (現 日本ヒューレット・リンクド株式会社 (現 日本ヒューレット・リンクド株式会社代表取締役 社長のオービー・パートナーズ代表取締役 社長(現在) 株式会社ユニーク・リンク代表取締役社長 当社取締役(現在) ン状況) ビー・パートナーズ代表取締役社長	(注) 3	
常勤監査役	播 磨 昭 彦 (昭和37年 5 月24日生)	昭和60年4月 昭和62年11月 平成14年6月 平成21年4月 平成21年9月	株式会社加ト吉(現 テーブルマーク株式会社)入社 当社入社 当社監査室長 当社監査室長乗特定プロジェクト担当部長 当社常勤監査役(現在)	(注) 4	
常勤監査役	海 前 忠 司 (昭和25年12月 1 日生)	平成14年4月 平成15年2月 平成17年4月 平成17年10月 平成22年4月	当社技術企画・推進本部プロフェッショナルサービスサポート部長当社流通サービスシステム事業本部流通・サービスシステム第二事業部長当社産業システム事業本部流通・サービスシステム第一事業部長当社執行役員株式会社CSKシステムズ執行役員	(注) 5	1

有価証券報告書

役名	氏 名 (生年月日)		略	歴	任期	所有 株式数 (千株)
監査役	石 川 岩 雄 (昭和12年3月14日生)	昭和43年11月昭和45年10月昭和61年10月平成7年5月平成14年3月平成15年5月平成20年3月平成20年12月平成20年12月平成21年3月	監査法人トーマツ 同社常務代表社長 不力 日本 できまる できまる できまる できまる かいま	務所入所 藤共同事務所(現 有限責任)入所 ージャパン株式会社(現 ア ・パートナーズ株式会社) 一監査役(現在)	(注) 4	
監査役	下 二 井 政 信 (昭和21年11月16日生)	平成8年10月 平成9年10月 平成12年2月 平成13年6月 平成15年6月	務部長 同社法務部長 同社関連会社部長 同社税務部長	式会社水島自動車製作所総	(注) 4	
		É	計			17

- (注) 1 取締役山崎弘之氏、取締役近藤勝重氏、取締役渕上岩雄氏及び取締役臼井紀男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 - 2 監査役石川岩雄氏及び監査役下二井政信氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
 - 3 当該取締役の任期は、平成22年6月25日開催の定時株主総会後、1年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 4 当該監査役の任期は、平成21年9月30日の臨時株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 5 当該監査役の任期は、平成22年6月25日開催の定時株主総会後、4年以内に終了する事業年度のうち最終の ものに関する定時株主総会の終結の時までとなっております。
 - 6 各役員の所有株式は、全て普通株式であります。
 - 7 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)		略歴	任期	所有 株式数 (千株)
	昭和51年10月	監査法人中央会計事務所入所		
	昭和57年8月	公認会計士登録		
	昭和60年3月	梶原公認会計士事務所代表者(現在)		
	平成2年5月	中央経営コンサルティング株式会社代表取締		
梶 原 岳 男		役社長(現在)	 (注)	
(昭和28年4月30日生)	平成5年6月	スーパーソフトウェア株式会社監査役	(<i>1</i> ±)	
	平成19年6月	株式会社ベリサーブ監査役(現在)		
	(重要な兼職の	0状況)		
	梶原公認会計	士事務所代表者		
	中央経営コン	サルティング株式会社代表取締役社長		

(注) 任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。

(ご参考)

当社は経営戦略決定の迅速化及び監督体制・業務執行体制の強化のため、執行役員制度を導入しております。

平成22年6月28日現在の執行役員の陣容及び担当は次のとおりであります。

常務執行役員 熊崎 龍安 株式会社CSKアドミニストレーションサービス代表取締

役社長

株式会社CSK CHINA CORPORATION代表

取締役社長

執行役員 石村 俊一 株式会社 С S K サービスウェア代表取締役社長

希世軟件系統(大連)有限公司董事長

鈴木 正彦 株式会社CSKシステムズ取締役副社長執行役員 谷原 徹 株式会社CSK-ITマネジメント代表取締役社長 株式会社CSKシステムマネジメント代表取締役社長

経営企画部、事業推進部、グローバル推進室、グループ情報統

括部管掌

清水 康司 財務部、経理部管掌

田財 英喜

遠藤 正利 広報・IR部、法務部、人事部、総務部、社会貢献推進室管掌

- 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】
 - (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループが構築してきたコーポレート・ガバナンス及びマネジメント体制を通じて、全てのステークホルダーに対し、有形・無形の社会的責任と義務を果たす必要があるものと考えております。

コーポレート・ガバナンスの基本的構成項目についての当社グループの考え方は、次のとおりであります。

- 株主の権利と平等性: 資本主義経済・資本市場自体が、株主の存在を前提に成立しており、株主の権利が適切に行使される環境の提供が企業としての重要な責任と考えております。議決権行使の判断基準となる経営情報の開示・提供、更に、適切な利益還元を通じ、株主の権利の十分な尊重を目指しております。また、特定の株主への偏重や法的に許容されない不平等な株式発行等が起こらないように、常時株主の平等性に留意した企業運営を推進しております。
- ステークホルダーとの関係: あらゆるステークホルダーからの信任があってこそ、当社グループは、この経済社会に存在し得ると考えております。ステークホルダーとの関わり方は多様でありますが、特に株主以外のステークホルダーとの関係は、相互の成長発展のために協力的かつ相互尊重的であるべきであり、一方で、商取引が不公正や排他的にならないよう十分な注意と配慮を持つべきであると考えております。
- 情報開示と透明性:情報開示は、投資家及び株主が適切な投資判断を行う上で不可欠なものであり、 上場企業として果たすべき最重要の責務の一つと認識しております。定期的な業績に関する情報 開示だけではなく、様々な形で発生する経営状況に重要な影響を与える事象についても、当社グ ループはタイムリーかつ正確・公平な情報開示に努め、透明性の維持向上を追求してまいります。
- 取締役会・監査役会の役割: 取締役会・監査役会は、ともに株主による選任により、企業経営の監督管理を委任されており、コーポレート・ガバナンスにおける最重要の実施主体であると考えております。 取締役会は、業務執行の適法性・健全性及び効率性につき常時監督を行い、監査役会は、取締役の職務遂行の適法性を監査すると同時に、会計及び業務執行が適切であるかを監査することを責務としており、この二つが有効に機能することが、企業価値の健全な向上に資するものと考えております。

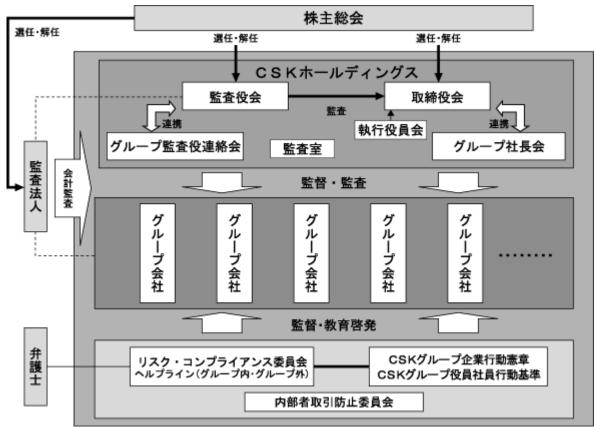
2) 会社の機関の基本構成

当社は、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化を図ることを目的として、執行役員制度を導入しております。取締役会は経営の意思決定と監督機能に専念することで経営の機動性を高め、業務執行機能については、その権限を執行役員に大幅に委譲しております。

取締役員数枠は8名以内、取締役の任期は1年、役員退職慰労金制度は実質的廃止となっており、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。なお、当社グループでは、監査役制度を採用しております。

また、当社では、取締役総数8名のうち社外取締役4名、監査役総数4名のうち社外監査役2名(いずれも当有価証券報告書提出日現在)となっており、総役員数に対する社外役員の割合は一定程度確保できていると考えられます。独立性を有する「社外取締役と社外監査役」を確保することを通じて、経営の透明性を確保し、特殊株主に偏重しない株主の平等性に留意したガバナンス機構を構築しております。

当社グループの「コーポレート・ガバナンス及びマネジメント体制」は、下図のような構成となっております。



3) 会社の機関の内容

-) 取締役会は、原則として毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査役も毎回出席しております。
-) 執行役員会は、迅速な意思決定と適切な経営モニタリング実施に向け、執行役員(主要グループ会社社長を兼務する者を含む)等が参加し、経営上の重要な事項について審議及び報告並びに取締役会から委譲された事項について決議がなされております。
-) 当社グループ全体の運営としては、グループ各社の代表者が参加する会議体を定期的に開催し、また、各社の取締役が出席する業績・営業状況に関する報告会を原則として月例で実施しております。 加えて、個別の検討会議を随時実施し、グループ各社の営業・人事・総務・法務・広報・情報システム・経理等の実務責任者レベルの連絡協議会を定期的に開催しております。

4) 内部統制システムの整備の状況

当社グループの会社法に係る内部統制システム、すなわち「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制」と並行して、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制システム」及び㈱東京証券取引所の規則に基づく「適時開示に係る内部体制」についても、当社グループとして体制の整備・運用を実施しており、この3つの「内部統制システム及び体制」の適切な整備・運営を通じて、より透明性の高いグループ経営の実現を目指しております。具体的な内容は、以下のとおりであります。

< 当社グループの考える内部統制システム全般への取組み >



<会社法に係る内部統制システム>

-) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a) CSKグループ企業行動憲章及びCSKグループ役員社員行動基準を制定し、法令遵守が全ての企業活動の前提であることをグループの全ての役員・社員に徹底するとともに、役員・社員が法令及び定款を遵守するために必要なその他の関連規程類を整備し、その浸透・徹底を図る。
- b) グループ全体のコンプライアンスに関する統括組織としてリスク・コンプライアンス委員会を 設置する。リスク・コンプライアンス委員会の委員長は、グループ全体のコンプライアンス態勢 の整備に関する統括責任者としての責任と権限を持つ。
- c) コンプライアンス違反等が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できる体制をグループ各社と連携のうえ整備する。また、コンプライアンス違反の未然防止と早期解決を図ることを目的に、「CSKグループへルプライン」を設置・運用する。
- d) コンプライアンス推進担当部門はグループ全体のコンプライアンスの推進、教育・啓発等を行う。また、定期的にコンプライアンス意識調査を実施し、コンプライアンスの浸透度等につきモニタリングを行う。
- e) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体による不当要求に対しては、組織 全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体 制を整備する。
- f) 財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所規則等への適合性を確保の上、担当部門を設けて十分な体制を整備して運用する。

-) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書又は電磁媒体に記録して保存する。
- b) 文書の保存、管理は文書ごとに管理部門を定め、保存期限は文書保存年限表による。
- c) 取締役及び監査役は文書管理規程に基づき、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
-)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a) グループ全体の総合的なリスク管理を推進するため、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、当社及びグループ各社が行うリスク管理活動を統制する。また、企業価値を毀損しかねない事態が発生した場合には、同委員会が速やかにその情報を集約し、最高意思決定機関である当社取締役会へ報告する。
- b) グループ情報セキュリティポリシーに基づき、機密情報管理規程、個人情報保護規程を制定し、機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を行い、研修及び啓発の実施やガイドブックの配布を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図る。
- c) 内部者取引防止委員会においては、役員・社員による当社、グループ会社及び顧客企業の株式等の売買に関する事前チェックを実施し、積極的に啓発活動を行い、インサイダー取引の未然防止に努める。
-) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a) 取締役会は定款及び取締役会規程に基づき運営し、定時開催の他、必要に応じて臨時に開催する。取締役会では、付議事項の審議及び重要な報告を行い、監査役も毎回出席する。
- b) 取締役会に付議される事項については、事前に十分な審議及び議論を実施して、取締役の職務が 効率的に行われるような事業運営を行う。
- c) 事業計画を定め、達成すべき目標を明確にして、定期的(月次、四半期、半期、年間)に進捗を確認し、必要な対策や見直しを行う。
-) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a) グループ社長会及びグループ監査役連絡会の他、グループ横断的な会議体を開催して、グループ 間情報の共有化を図る。
- b) 内部監査部門は、グループ各社の内部監査を定期的に実施し、リスクに対する統制の状況を遵法 性と合理性の観点から評価する。
- c) グループ会社間協定書により、グループ会社における業務の遵法性と適正性を確保する。
- d) グループ全体で規程類の内容を統一化・標準化し、一層の業務の適正化及び効率化を図る。
-) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査役の業務を補助するため、専属の使用人を配置する。
- b) 監査業務補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分は監査役の承認を得る。
-) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制 取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部 監査の実施状況、ヘルプラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告する。報告の方法につい ては、取締役会と監査役との協議により決定する方法によるものとする。

) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が社内の重要な会議に出席する機会、取締役及び重要な使用人からヒアリングする機会を確保するとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

<財務報告に係る内部統制システム>

適用2年目に入り、グループ全体として財務報告に係る内部統制システムの整備・運用状況のさらなる改善、「CSKグループ財務報告に係る内部統制構築基準」に基づく構築・評価基準の均質化等を進め、全社的観点での内部統制評価や業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況の評価を実施してまいりました。

当社の重要な事業拠点として、業務プロセス及びIT全般統制の整備・運用状況に関する評価対象とした会社は上場子会社である㈱JIEC、㈱ベリサーブの他に㈱CSKシステムズ、㈱CSK・ITマネジメント、㈱CSKシステムズ西日本、㈱CSK証券サービス、㈱CSKサービスウェア、コスモ証券㈱、㈱クオカード及び当社の計10社になります。

なお、当期中において発見された内部統制の不備事項につきましては、グループ全体あるいは各社で 改善し、グループとして財務報告の信頼性の確保をしてまいりました。

< 適時開示に係る内部体制 >

当社グループでは、金融商品取引法及び㈱東京証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報並びに投資判断に影響を与えると思われる情報等について、「情報の収集」、「適時開示の判定」、「開示の実行」という三段階の業務フローの中で、網羅的な情報収集、複数部門による検討及び多重的検証、適切な審議・決裁が実行できる組織的管理体制のもと、適時開示に係る業務を遂行しております。

また、当社では開示内容並びにその手続きの適正性・適法性・適時性を確保するために適時開示規程を制定しており、重要な会社情報のタイムリーかつ公平な開示方針を定めることにより、関連法令及び諸規則を遵守することに加え、株主・投資家・地域社会をはじめとするステークホルダーの当社に対する理解を促進し、適正な評価に資する適切な情報開示に努めております。

なお、重要事実については、当社の定める内部者取引防止規程に従い、当社内に内部者取引防止委員会を設置しており、定期的な委員会開催に加え、随時の重要事実の判定、グループ社員向けの教育・指導を行っており、情報管理の徹底及びインサイダー取引の防止を図っております。

5) リスク管理体制の整備の状況

) 当社は、リスク管理の中核となる重要な体制として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、 担当役員、推進担当部門のもと、法令及び企業倫理の遵守を徹底するための仕組み作りを推進しております。また、コンプライアンスに係る報告・情報提供を適切に収集できるヘルプライン制度の設置 及び緊急事態発生時にその情況を速やかに集約できるグループ緊急連絡センターの設置を通じ、万 一の問題発生時に迅速に対応できる体制を構築しております。

-)機密情報管理・個人情報保護については、各グループ会社で、情報管理責任者や情報管理担当者を設置しております。また、グループ会社及び顧客企業の機密情報の管理徹底と個人情報の適切な保護を目的に、各グループ会社で情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程その他の関連規程類を制定しており、全社員教育を通じて、その重要性及び取扱方法の浸透・徹底を図っております。また、主要なグループ会社においては、社員用ガイドブックを配布するなど、機密情報管理・個人情報保護の一層の徹底を図っております。
-) 当社グループとして法令及び企業倫理の遵守を徹底するために、「CSKグループ企業行動憲章及びCSKグループ役員社員行動基準」を制定しており、携帯用カードを全役員・社員に配布し、浸透と徹底を図っております。
-) 個人情報保護の積極的推進策の一環として、グループ全体でプライバシーマーク (注) の取得を積極的に推進しており、当社を含め22社が取得しております。
- (注) プライバシーマーク : 財団法人日本情報処理開発協会が個人情報を適切に保護する体制を整備している事業者に対し付与するマーク。
-) 内部者取引防止委員会においては、役員・社員による当社、グループ会社及び顧客企業の株式等の 売買に関する事前チェックを実施しているほか、積極的に啓蒙活動を行い、インサイダー取引の未然 防止に努めております。

6) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定す る額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の 原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

1) 監査役会は、社外監査役2名を含む3名(うち常勤1名)で構成されており、監査役会が定めた監査計画に従い監査を実施しております。なお、平成22年6月25日開催の定時株主総会において新たに監査役1名が選任されており、当有価証券報告書提出日現在の監査役会は、社外監査役2名を含む4名(うち常勤2名)となっております。

常勤監査役播磨昭彦氏は、グループ内において、経理・監査業務に長年従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役石川岩雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役下二井政信氏は、会社経営の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

法令遵守体制及び内部統制システムの整備・運用状況等について、取締役会等の重要な会議への出席、重要な書類等の閲覧、取締役等の職務執行状況の聴取を通じた監査を実施するとともに、監査室から内部監査の結果について適宜報告を受けております。更に、会計監査人から監査計画及び監査の方法と結果について定期的に報告を受けております。

また、グループとしての監査機能の充実を図るために、グループ監査役連絡会を定期的に開催する他、必要に応じてグループ会社に対しても監査を実施しております。

なお、監査役付として監査役専任スタッフ2名が配置されております。

2) 監査室は、内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況につき、全部門を対象に業務監査を計画的に実施しており、監査結果は、経営トップマネジメントに報告しております。被監査部門に対しては、改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善の進捗状況を定期的に報告させることにより、実効性の高い監査を実施しております。

また、必要に応じ、当社の監査室がグループ会社の監査も実施しております。

なお、監査室は会計監査人に対し、適宜業務監査に関する情報の提供を行っており、会計監査人からは、監査室に対し会計監査に係る定期的な報告が行われております。

監査室は、業務監査、情報セキュリティ監査、内部統制の評価を実施しており、要員数は15名であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

当連結会計年度末現在における社外取締役は2名、社外監査役は2名となっております。なお、平成22年6月25日開催の定時株主総会で新たに社外取締役2名が選任されており、当有価証券報告書提出日現在では、社外取締役は4名、社外監査役は2名となっております。

- 1) 社外取締役山崎弘之氏は、会社法上の社外取締役にあたり、同氏と同氏の属する法人等と当社の間には、特段の利害関係はなく、社外取締役としての独立性は確保できていると判断しております。また、㈱東京証券取引所の規定する独立役員の適格性検討要件(親会社・兄弟会社の役職員、主要取引先、役員報酬以外の報酬がある、主要株主、親会社・兄弟会社の役職員及び主要取引先の近親者。以下、「東証適格性検討要件」)に抵触する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に該当するものと考えます。なお、当社は、同氏の所属する住友商事㈱グループの住商情報システム㈱との間で業務・資本提携に向けた基本合意書を締結しております。この提携は、当社グループの業績拡大及び企業価値向上に必要なものであり、また、同社は主要取引先には該当しておらず、同氏には、当社の社外取締役として独立した立場で当社の経営に参画頂いております。当社の取締役会においては、当社グループの事業運営・経営管理に関し、客観的な観点から多くの有益な助言をいただく等の役割を担って頂いております。これらのことから、同氏の独立役員としての独立性は確保できているものと考えます。
- 2) 社外取締役近藤勝重氏は、会社法上の社外取締役にあたり、同氏と同氏の属する法人等と当社の間には、特段の利害関係はなく、社外取締役としての独立性は確保できていると判断しております。また、東証適格性検討要件に抵触する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に該当するものと考えます。なお、同氏はACA㈱が運営する投資ファンドの投資先でありますアントケアホールディングス㈱の取締役を兼務しております。また、ACA㈱は、当社が平成21年9月30日付で行った優先株式及び新株予約権の引受先である合同会社ACAインベストメンツの親会社であります。但し、アントケアホールディングス㈱と当社には取引実績はなく、同社との特別利害関係がないことから、当社における同氏の独立役員としての独立性は確保できているものと考えます。当社の取締役会等の場を通じ、当社グループの事業運営・経営管理に関し、客観的な観点から多くの有益な助言を頂く等の役割を担って頂いております。

- 3) 社外取締役渕上岩雄氏は、平成22年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任された会社法上の社外取締役にあたり、同氏と同氏の属する法人等と当社の間には、特段の利害関係はなく、社外取締役としての独立性は確保できていると判断しております。また、東証適格性検討要件に抵触する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に該当するものと考えます。なお、当社の取締役会においては、当社グループの事業運営・経営管理に関し、客観的な観点から多くの有益な助言をいただく等の役割を担っていただく予定です。これらのことから、同氏の独立役員としての独立性は確保できているものと考えます。
- 4) 社外取締役臼井紀男氏は、平成22年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任された会社法上の社外取締役にあたり、同氏と同氏の属する法人等と当社の間には、特段の利害関係はなく、社外取締役としての独立性は確保できていると判断しております。また、東証適格性検討要件に抵触する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に該当するものと考えます。なお、当社の取締役会においては、当社グループの事業運営・経営管理に関し、客観的な観点から多くの有益な助言をいただく等の役割を担っていただく予定です。これらのことから、同氏の独立役員としての独立性は確保できているものと考えます。
- 5) 社外監査役石川岩雄氏は、会社法上の社外監査役にあたり、社外監査役としての独立性は確保できていると判断しております。また、東証適格性検討要件に抵触する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に該当するものと考えます。なお、同氏は当社が平成21年9月30日付で行った優先株式及び新株予約権の引受先である合同会社ACAインベストメンツの親会社であるACA㈱の監査役でありますが、同氏は同社の事業運営を執り行う業務執行者でないことから独立役員に係る東証適格性検討要件に該当いたしません。また、同氏は、ACA㈱の監査役に就任してはいるものの、当社の社外監査役としては、独立した客観的な観点から当社の取締役の業務執行状況を監査していただいております。公認会計士としての長年の経験と専門的見識に加え、複数社の監査役を務めた経験から企業経営に関しても精通しており、財務・会計及び経営管理の観点から監査役監査の機能・役割を担って頂いております。これらのことから、同氏の独立役員としての独立性は確保できているものと考えます。
- 6) 社外監査役下二井政信氏は、会社法上の社外監査役にあたり、同氏と当社の間には、特段の利害関係はなく、社外監査役としての独立性は確保できていると判断しております。また、東証適格性検討要件に抵触する事項はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に該当するものと考えます。同氏は、大手製造業における役職者としての業務経験及び法務、税務に関する専門経験等を活用した監査役監査を行って頂いており、事業運営及び法務・税務に関する高度な知見を活用した監査役監査の機能・役割を担って頂いております。これらのことから、同氏の独立役員としての独立性は確保できているものと考えます。

役員報酬等

1) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等	‡	日酬等の種類別の	D総額(百万円))	対象となる
役員区分	の総額 (百万円)	基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	役員の 員数(名)
取締役 (社外取締役を除く)	83	83				7
監査役 (社外監査役を除く)	18	18				2
社外役員	24	24				9

2) 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

3) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。なお、個々人の役員報酬は、内規的に設定された報酬テーブルと前期連結業績を鑑み、代表取締役の協議によって決定しております。

株式の保有状況

1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数 18銘柄

貸借対照表計上額の合計額 679百万円

2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱ビットアイル	1,850	145	情報サービス事業における協業強化
リアルコム(株)	1,344	104	情報サービス事業との連携

- (注) (株) ビットアイル及びリアルコム(株)は、貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下でありますが、上位10銘柄(対象銘柄は2銘柄のみ)について記載しております。
 - 3) 保有目的が純投資目的である投資株式

	前事業年度 (百万円)	当事業年度(百万円)				
	貸借対照表 計上額の合計額	貸借対照表 計上額の合計額	受取配当金 の合計額	売却損益 の合計額	評価損益 の合計額	摘要
非上場株式		0	0		(注) 1	
上記以外の株式		5,704	7	135	405	(注) 2

- (注) 1 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「評価損益 の合計額」は記載しておりません。
 - 2 「評価損益の合計額」には、当事業年度における減損処理額(695百万円)が含まれております。

会計監査の状況

1) 会計監査の状況

当社及び当社グループは、会社法及び金融商品取引法の定めに基づき、決算監査及び期中監査を通じて、単体及び連結決算に係る会計監査を受けており、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しております。

2) 当社の会計監査業務を執行した公認会計士等

公認会記	計士の氏名等	所属する監査法人	継続監査年数
化宁左阳丰厂社员	古 谷 伸太郎		1年
指定有限責任社員 業務執行社員	井 出 隆	新日本有限責任監査法人	4年
未伤税11社員 	菅 田 裕 之		3年

3) 監査業務に係わった補助者の構成は、次のとおりであります。

公認会計士 14名 その他 18名

取締役の員数並びに取締役の選任の決議要件

当社の取締役員数枠は、8名以内とする旨を定款で定めております。また、取締役の選任の決議要件につきましては、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

取締役会で決議することができる株主総会決議事項

1) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

2) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式について

当社は、資本増強により経営基盤・財務基盤の確立を図るため、ACA㈱の100%子会社である合同会社ACAインベストメンツを引受先とする増資及び取引銀行4行によるデット・エクイティ・スワップ (債務の株式化)による増資により、A種、B種、C種、D種、E種、F種の各種優先株式を発行いたしました。

なお、C種優先株式及びD種優先株式の全てについて、平成22年3月17日付で、合同会社ACAインベストメンツが普通株式を対価とする取得請求権を行使いたしました。また、当該取得請求権の行使により当社が合同会社ACAインベストメンツより取得した自己株式(C種優先株式及びD種優先株式)の全てにつきましては、会社法第178条の規定に基づき、同日付で消却いたしました。

当事業年度末の発行済株式である A 種、B 種、E 種、F 種の各種優先株式は、株主総会における議決権を有しておりません。なお、当該各種優先株式に関する内容等については、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」をご参照ください。

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

1) 上場子会社の独立性に関する考え方・施策について

当社グループでは、「常に時代の要請を敏感にとらえ、お客様が必要とされる最適なサービスを提供し続けることで、継続的な成長・発展を遂げる企業グループを目指す」というグループビジョンのもと、産業全体や社会全体の発展を支えるより大きな領域におけるサービスの提供を目指してまいります。この目標の達成のためには、グループシナジーの強化が不可欠でありますが、一方で上場子会社における独立性を維持する必要があることから、少数株主に不利益が生じないよう、業務執行にあたっては、特に公平性及び公正性の確保に留意しております。

2) 関連当事者との関係

関連当事者との関係については、外部株主及び外部債権者の利益及び権利を保護することを前提に、 人事・資金・技術の供与、適切な取引関係の構築及び維持運用をしております。また、第三者の利益及 び権利を適法に確保しつつ、適切な取引価格を設定しております。

当社グループは、継続的な成長・発展を遂げる企業グループとして事業展開するために必要な幅広いサービスラインナップを有しており、関連当事者との経済的合理性に基づく適切な関係を基礎に、企業価値の最大化に積極的に取り組んでおります。

3) 弁護士との関係

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象について、外部弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

E ()	前連結会	会計年度	当連結会	会計年度
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	89	6	87	
連結子会社	332	14	283	14
計	421	21	370	14

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社及び当社子会社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、内部統制に関するアドバイザリー業務等の対価を支払っております。

(当連結会計年度)

当社は、該当事項はありません。なお、当社子会社は、新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、証券業に関するシステム監査等の対価を支払っております。

【監査報酬の決定方針】

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査公認会計士等に対する監査報酬について、監査日数、監査内容等を総合的に勘案し、監査公認会計士等と協議の上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令 第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社の連結子会社で証券業を主たる事業とする会社の連結財務諸表は、連結財務諸表規則第46条及び第68条の規定に基づき「金融商品取引業者等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日付日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

なお、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。 以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当連結会計年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)及び当事業年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、研修に参加しております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5 36,309	5 45,250
受取手形及び売掛金	27,680	23,300
短期貸付金	-	22,261
有価証券	₅ 11,159	₅ 8,485
営業投資有価証券	2,144	3,970
たな卸資産	4,146	1, 4 2,180
未収還付法人税等	2,905	3,261
繰延税金資産	1,385	2,873
金融サービス運用資産	3, 5 101,940	3
証券業における預託金	26,810	26,593
証券業におけるトレーディング商品	6,859	10,232
証券業における信用取引資産	20,503	24,551
その他	27,221	28,757
投資損失引当金	46	-
貸倒引当金	419	8,724
流動資産合計	268,599	192,993
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,746	23,855
減価償却累計額	8,740	10,463
建物及び構築物(純額)	15,006	₅ 13,392
土地	20,413	8,809
その他	14,100	13,595
減価償却累計額	9,511	9,314
その他(純額)	4,588	4,280
有形固定資産合計	40,009	26,482
無形固定資産		
のれん	375	268
その他	6,251	5,158
無形固定資産合計	6,626	5,427
投資その他の資産		
投資有価証券	2, 5 34,925	2, 3, 5 31,065
前払年金費用	2,983	2,378
繰延税金資産	1,478	1,574
その他	₅ 9,891	8,144
貸倒引当金	583	315
投資その他の資産合計	48,695	42,847
固定資産合計	95,331	74,756
資産合計	363,931	267,749

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
宣 掛金	8,678	6,602
短期借入金	₅ 78,423	5 10,933
未払法人税等	1,347	1,15
カード預り金	50,761	53,18
賞与引当金	5,763	3,78
開発等損失引当金	1,836	4 5
解約違約金損失引当金	1,811	
金融サービス負債	3, 5 41,016	
証券業におけるトレーディング商品	542	1,00
証券業における信用取引負債	13,865	19,12
証券業における預り金及び受入保証金	33,121	35,99
その他	19,407	18,80
流動負債合計	256,575	150,64
固定負債	200,070	100,0
社債	20,000	
新株予約権付社債	56,792	56,79
長期借入金	<u>-</u>	5 40,06
退職給付引当金	274	19
役員退職慰労引当金	114	2
その他	4,056	3,54
固定負債合計	81,237	100,61
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	₈ 870	8 68
特別法上の準備金合計	870	68
負債合計	338,684	251,94
純資産の部		
株主資本		
資本金	73,225	96,22
資本剰余金	30,763	53,76
利益剰余金	80,313	139,49
自己株式	68	6
株主資本合計	23,607	10,42
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	990	23
為替換算調整勘定	2,440	20
評価・換算差額等合計	3,430	23
新株予約権	5.070	46
少数株主持分 純資産合計	5,070	4,68
	25,247 363,931	15,80 267,74

(単位:百万円)

【連結損益計算書】

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日) 売上高 206,099 169,518 263,769 116,601 売上原価 売上総利益又は売上総損失() 57,669 52,916 販売費及び一般管理費 従業員給料及び手当 19.063 17,020 賞与引当金繰入額 1,776 1,014 998 退職給付費用 1,468 支払手数料 9,219 5,627 地代家賃 5,803 4,701 のれん償却額 1,437 その他 26,628 19,378 販売費及び一般管理費合計 65,397 48,740 営業利益又は営業損失() 123,066 4,176 営業外収益 受取利息 119 77 受取配当金 402 191 カード退蔵益 989 1,084 729 その他 1,182 営業外収益合計 2,695 2,082 営業外費用 支払利息 19 696 投資有価証券売却損 664 260 退職給付費用 260 投資事業組合運用損 374 480 株式交付費 支払手数料 608 匿名組合投資損失 524 その他 768 789 営業外費用合計 3,339 2,108 経常利益又は経常損失() 122,479 2,919 特別利益 225 投資有価証券売却益 832 989 事業譲渡益 180 金融商品取引責任準備金戻入益 713 183 その他 469 109 特別利益合計 2,037 1,664

		株式会社CSKホールデ
		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
持別損失		
固定資産除却損	₄ 520	-
減損損失	₅ 14,721	-
投資有価証券評価損	2,032	-
事業再編による損失	6 1,218	-
本社建設中止に係る損失	₇ 2,542	-
不動産証券化事業撤退損失	-	₈ 55,940
特別退職金	-	9 2,802
その他	2,867	5,356
特別損失合計	23,903	64,099
税金等調整前当期純損失()	144,345	59,515
去人税、住民税及び事業税	2,899	1,908
法人税等還付税額	700	-
法人税等調整額	14,881	2,415
法人税等合計	17,080	506
少数株主利益	103	172
当期純損失()	161,529	59,180

【連結株主資本等変動計算書】

	 前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	73,225	73,225
当期変動額		
新株の発行	<u> </u>	23,00
当期変動額合計	-	23,00
当期末残高	73,225	96,22
資本剰余金		
前期末残高	37,791	30,76
当期変動額		
新株の発行	4,025	23,00
自己株式の処分	2	
株式交換による自己株式の処分	11,051	
当期変動額合計	7,028	23,00
当期末残高	30,763	53,76
利益剰余金		
前期末残高	83,007	80,31
当期変動額	·	•
剰余金の配当	1,410	
当期純損失()	161,529	59,18
自己株式の処分	- ·	
株式交換による自己株式の処分	379	
当期変動額合計	163,320	59,18
当期末残高	80,313	139,49
自己株式		10,,,,
前期末残高	31,614	(
当期変動額	31,011	
自己株式の取得	76	
自己株式の処分	6	
株式交換による自己株式の処分	31,615	
当期変動額合計	31,546	
当期末残高	68	(
株主資本合計		
前期末残高	162,410	23,60
当期変動額	102,410	23,00
新株の発行	4,025	46,00
剰余金の配当	1,410	40,00
当期純損失()	161,529	59,18
自己株式の取得	76	39,10
自己株式の処分	4	
株式交換による自己株式の処分	20,184	
当期変動額合計	138,802	13,18
当期末残高	23,607	10,42

・ へ(EU4786) 有価証券報告書 (単位:百万円)

#疑疑へッジ損益 前期末残高 7 - 1 当期変動額 7 - 1 当期変動額合計 7 - 1 当期変動額合計 7 - 1 当期来残高 7 - 1 当期来残高 7 - 1 当期変動額分計 7 - 1 当期変動額分 7 - 1 当期変動額 625 2,440 当期変動額 625 2,440 当期変動額分計 1,814 2,440 当期変動額合計 1,814 2,440 当期末残高 2,440 - 1 評価・投算差額等合計 1,063 3,430 当期変動額分		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
前期末残高			
当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 2,686 1,224 当期來残高 990 234 繰延ヘッジ損益 7 - 前期未残高 7 - 当期変動額 7 - 場所受動額合計 7 - 当期変動額合計 7 - 当期変動額合計 625 2,440 当期変動額 1,814 2,440 当期変動額 1,814 2,440 当期変動額合計 1,814 2,440 計財交動額 1,063 3,430 計野変動額 4,494 3,664 当期変動額合計 4,494 3,664 当期変動額合計 4,494 3,664 当期変動額合計 4,494 3,664 当期表残高 3,430 234 新株子資権 1,063 3,430 当期未残高 3,430 234 新株子資権 1,063 3,644 当期変動額合計 4,494 3,664 当期変動額合計 4,494 3,664 当期変動額合計 - 467 当期変動額合計 - 467 <td></td> <td>1,696</td> <td>990</td>		1,696	990
額) 2,686 1,224 当期末残高 990 234 繰延ヘッジ損益 前期末残高 7 当期変動額合計 7 当期変動額合計 7 当期変動額合計 7 当期表域高 7 当期表域高 7 当期表域高 7 当期表域高 625 2,440 当期変動額合計 625 2,440 当期変動額合計 1,814 2,440 当期変動額合計 1,814 2,440 当期末残高 625 2,440 一 計期表域高 1,814 2,440 当期未残高 1,063 3,430 当期変動額 4,494 3,664 割期変動額 4,494 3,664 割期変動額 4,494 3,664 計期未残高 3,430 234 新株予約権 1,494 3,664 当期未残高 3,430 234 新株予約権 1,494 3,664 当期表域高 1,494 3,664 当期未残高 3,430 234 新株予約権 1,494 3,664 当期未残高 2,201 5,070 当期変動額合計 2,2021 5,070 前期未残高 2,2021 5,070 当期変動額 4,494 3,664 計期変動額合計 2,2021 5,070 当期変動額 4,494 3,664 計財表 2,2021 5,070 当期変動額 4,494 計財表 3,467 計財変動額合計 2,2021 5,070			
当期未残高 990 234 繰延ヘッジ損益 7 - 前期未残高 7 - 当期変動額合計 7 - 当期変動額合計 7 - 為替換算調整勘定 - - 前期未残高 625 2,440 当期変動額 1,814 2,440 当期変動額合計 1,814 2,440 当期未残高 2,440 - 評価・換算差額等合計 1,063 3,430 当期変動額合計 4,494 3,664 当期変動額合計 4,494 3,664 当期未残高 3,430 234 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 4,494 3,664 当期未残高 3,430 234 新株子約権 3,430 234 新株子約権 3,430 234 新未交高 3,430 234 新株主資本以外の項目の当期変動額(純額) - 467 当期表残高 - 467 当期表残高 - 467 当期表残高 - 467 当期未残高 - 467 当期変動額合計 - 467 当期表残高 <td>額)</td> <td>2,686</td> <td>1,224</td>	額)	2,686	1,224
#疑惑へッジ損益 前期未残高 7 - 1 当期変動額 7 - 1 当期変動額合計 7 - 1 当期変動額合計 7 - 1 当期来残高 7 - 1 当期来残高 7 - 1 当期来残高 7 - 1 当期来残高 625 2,440 当期変動額 625 2,440 当期変動額 1,814 2,440 当期変動額合計 1,814 2,440 当期来残高 2,440 - 1 評価・投資差額等合計 1,814 2,440 当期変動額 1,814 3,430 当期変動額 1,814 3,430 当期変動額 3,430 計期を動語 1,814 3,430 計期変動額 3,430 計期変動額 3,430 計期変動額 4,494 3,664 当期変動額合計 2,407 3,40			
前期末残高		990	234
当期変動額	繰延ヘッジ損益		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額	前期末残高	7	-
当期変動額合計 7 - 一 当期末残高 - 一 為替換算調整勘定 前期末残高 625 2,440 当期変動額 625 2,440 当期変動額	当期変動額		
当期末残高 つ 一 為替換算調整勘定 625 2,440 当期変動額 1,814 2,440 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 1,814 2,440 当期末残高 2,440 つ 評価・換算差額等合計 1,063 3,430 当期変動額 4,494 3,664 当期変動額会計 4,494 3,664 当期変動額合計 4,494 3,644 当期変動額合計 5 2,467 当期変動額合計 6 467 当期変動額合計 6 467 当期未残高 5 467 当期未残高 2,2021 5,070 当期変動額 (純額) 16,951 390 財政変動額合計 16,951 390 当期変動額合計 16,951 390		7	-
高替換算調整勘定 1814 2,440 2,400	当期変動額合計	7	-
前期未残高 625 2,440 2月 2月 2月 2月 2月 2月 2月 2	当期末残高	-	-
当期変動額	為替換算調整勘定		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	前期末残高	625	2,440
額) 当期変動額合計1,8142,440当期末残高2,440-評価・換算差額等合計1,0633,430前期末残高1,0633,430当期変動額4,4943,664当期変動額合計4,4943,664当期末残高3,430234新株予約権前期末残高当期変動額-467当期変動額合計-467当期末残高-467少数株主持分前期末残高22,0215,070当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390	当期変動額		
当期未残高2,440-評価・換算差額等合計 前期未残高1,0633,430当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計4,4943,664当期末残高3,430234新株予約権 前期未残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 		1,814	2,440
評価・換算差額等合計 前期末残高 1,063 3,430 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 4,494 3,664 当期末残高 3,430 234 新株予約権 前期末残高 5 2,021 5,070 当期変動額合計 6,951 390 当期変動額 (純額) 16,951 390	当期変動額合計	1,814	2,440
前期未残高 当期変動額1,0633,430株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計4,4943,664当期末残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計-467当期未残高 当期未残高 前期未残高 前期未残高 計期未残高 計期未残高 計期表 計算 計期表 計算 計期表 計算 計 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 計算 	当期末残高	2,440	
当期変動額4,4943,664権負)4,4943,664当期変動額合計4,4943,664当期末残高3,430234新株予約権前期未残高当期変動額-467当期変動額合計-467当期末残高-467少数株主持分-467前期末残高22,0215,070当期変動額-467株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390当期変動額合計16,951390	評価・換算差額等合計		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)4,4943,664当期変動額合計4,4943,664当期末残高3,430234新株予約権前期末残高当期変動額-467当期変動額合計-467当期末残高-467少数株主持分-467前期末残高22,0215,070当期変動額-5,070株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390	前期末残高	1,063	3,430
額)4,4943,604当期変動額合計4,4943,664当期末残高3,430234新株予約権・ 当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)- 467当期変動額合計- 467当期末残高- 60467少数株主持分 前期末残高 前期未残高 当期変動額 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計22,021 16,9515,070 390 390 390	当期変動額		
当期末残高3,430234新株予約権・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		4,494	3,664
新株予約権 前期末残高	当期変動額合計	4,494	3,664
前期末残高 当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計-467当期末残高 少数株主持分 前期末残高 前期末残高 当期変動額-467株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計16,951390当期変動額合計16,951390	当期末残高	3,430	234
当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-467当期変動額合計-467当期末残高-467少数株主持分-22,0215,070当期変動額-16,951390当期変動額合計16,951390	新株予約権		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-467当期変動額合計-467当期末残高-467少数株主持分 前期末残高22,0215,070当期変動額45390株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390	前期末残高	-	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)-467当期変動額合計-467当期末残高-467少数株主持分 前期末残高22,0215,070当期変動額45390株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390	当期変動額		
当期末残高-467少数株主持分22,0215,070前期末残高22,0215,070当期変動額16,951390出変動額合計16,951390		-	467
当期末残高-467少数株主持分22,0215,070前期末残高22,0215,070当期変動額16,951390出変動額合計16,951390	当期変動額合計	-	467
少数株主持分 前期末残高22,0215,070当期変動額16,951390株主資本以外の項目の当期変動額(純額) 当期変動額合計16,951390	当期末残高	-	467
前期末残高22,0215,070当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390			
当期変動額株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390		22.021	5.070
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)16,951390当期変動額合計16,951390		, 0	3,070
当期変動額合計 16,951 390		16.951	390
	当期末残高	5,070	4,680

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	185,495	25,247
当期变動額		
新株の発行	4,025	46,000
剰余金の配当	1,410	-
当期純損失 ()	161,529	59,180
自己株式の取得	76	1
自己株式の処分	4	0
株式交換による自己株式の処分	20,184	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21,445	3,741
当期変動額合計	160,248	9,439
当期末残高	25,247	15,807

(単位:百万円)

【連結キャッシュ・フロー計算書】

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成20年4月1日 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日) 至 平成22年3月31日) 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純損失() 144,345 59,515 減価償却費 7,053 5,639 減損損失 14,890 1,213 のれん償却額 1,437 153 引当金の増減額(は減少)及び前払年金費用 2,295 2,120 の増減額(は増加) 金融商品取引責任準備金の増減額(は減少) 713 183 受取利息及び受取配当金 1,936 1,272 支払利息 2,154 2,995 投資有価証券評価損益(は益) 2,032 1,005 不動産証券化事業撤退損失 46,733 売上債権の増減額(は増加) 3,345 4,308 たな卸資産の増減額(は増加) 742 1,959 仕入債務の増減額(は減少) 2,906 2,055 カード預り金の増減額(は減少) 4,197 2,421 営業投資有価証券の増減額(は増加) 1,826 324 金融サービス運用資産の増減額(は増加) 1,085 89,523 金融サービス負債の増減額(は減少) 1,176 証券業における預託金の増減額(は増加) 6,081 583 証券業におけるトレーディング商品(資産)の増減 35 3,372 額(は増加) 証券業における約定見返勘定(資産)の増減額(3,001 2.777 は増加) 証券業における信用取引資産の増減額(は増加) 25,601 4,047 証券業における有価証券担保貸付金の増減額(2,737 600 は増加) 証券業におけるトレーディング商品(負債)の増減 2,059 465 額(は減少) 証券業における約定見返勘定(負債)の増減額(679 は減少) 証券業における信用取引負債の増減額(は減少) 5,458 5,256 証券業における預り金及び受入保証金の増減額 11,006 2,873 (は減少) その他 2,089 1,633 小計 4,053 8,000 利息及び配当金の受取額 1,345 2,085 利息の支払額 2,093 3,064 法人税等の支払額 1,654 781 営業活動によるキャッシュ・フロー 5.715 5,500

・ヘ(EU4786) 有価証券報告書 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入・払戻(純額)	3,043	205
有価証券の売却・取得による収入・支出(純額)	4,478	3,181
有形固定資産の取得による支出	13,791	1,948
有形固定資産の売却による収入	-	7,350
無形固定資産の取得による支出	5,943	1,646
投資有価証券の取得による支出	9,245	8,976
投資有価証券の売却による収入	8,971	8,898
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る収入	-	366
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る支出	-	691
その他	89	201
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,398	6,531
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減 額(は減少)	67	42,353
長期借入れによる収入	-	50,000
長期借入金の返済による支出	5,157	5,000
社債の償還による支出	-	20,000
株式の発行による収入	-	16,000
配当金の支払額	1,414	-
新株予約権の発行による収入	-	467
その他	42	1,083
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,681	1,969
現金及び現金同等物に係る換算差額	239	551
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,035	9,511
現金及び現金同等物の期首残高	59,200	33,882
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	281	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 33,882	1 43,394

EDINET提出書類 株式会社 C S K ホールディングス(E04786) 有価証券報告書

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)

有価証券報告書

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 87社

主要な連結子会社の名称

㈱CSKシステムズ

(株) С S K - I T マネジメント

(株)CSKシステムズ西日本

(株)CSKシステムズ中部

(株)ジェー・アイ・イー・シー

(平成21年6月23日付で㈱JIECに社名変更)

㈱CSIソリューションズ

(株) С S K システムマネジメント

スーパーソフトウェア(株)

(株)CSK Winテクノロジ

(株)福岡CSK

㈱北海道CSK

(株)サービスウェア・コーポレーション

(株)CSKコミュニケーションズ

(株)福井 C S K

(株)島根CSK

(株)岩手CSK

(株)大分CSK

(株)北九州 C S K

(株) CSKマーケティング

(株)CSK証券サービス

(株)ベリサーブ

㈱CSKプレッシェンド

㈱ISAO

ビジネスエクステンション(株)

(株)CSKアドミニストレーションサービス

(株)ライトワークス

CSKファイナンス(株)

(株) CVCビジネス

ゲン・アセット(株)

CSKベンチャーキャピタル(株)

プラザアセットマネジメント(株)

プラザキャピタルマネジメント(株)

CSKプリンシパルズ(株)

コスモ証券(株)

津山証券(株)

コスモエンタープライズ(株)

㈱クオカード

(株) CSK-IS

他49社

(匿名組合43社及び投資事業組合 2 社含む)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 28社

主要な連結子会社の名称

㈱CSKシステムズ

(株)СSK-ITマネジメント

(株)CSKシステムズ西日本

(平成22年4月1日付で㈱CSKシステムズと合併)

(株)CSKシステムズ中部

(平成22年4月1日付で㈱CSKシステムズと合併)

(株) JIEC

㈱CSIソリューションズ

(株)CSKシステムマネジメント

スーパーソフトウェア(株)

(株)CSK Winテクノロジ

(株)福岡CSK

(株)北海道CSK

㈱CSKサービスウェア

(株) CSKニアショアシステムズ

(株)CSK証券サービス

(株)ベリサーブ

(株) С S K プレッシェンド

(株) ISAO

(平成22年4月1日付で㈱四谷ビジネスに社名変更)

ビジネスエクステンション(株)

(平成22年4月1日付で㈱CSKサービスウェアと合併)

(株)CSKアドミニストレーションサービス

CSKベンチャーキャピタル(株)

プラザアセットマネジメント(株)

CSKプリンシパルズ(株)

コスモ証券(株)

(平成22年4月16日付で全株式を譲渡)

コスモエンタープライズ(株)

㈱クオカード

㈱CSK-IS

他投資事業組合2社

EDINET提出書類 株式会社 C S K ホールディングス(E04786) 有価証券報告書 前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

コスモ証券㈱は、平成20年12月に当社の連結子会社であったCSK-RB証券㈱を吸収合併しております

日本環宇証券(香港)有限公司は清算により連結子会 社から除外しております。

匿名組合 3 社、投資事業有限責任組合 1 社、有限責任 事業組合 1 社及び他 2 社は当連結会計年度に出資・ 設立したことにより連結子会社に含めております。 なお、匿名組合 8 社については当連結会計年度に匿 名組合契約が終了したこと、投資事業有限責任組合 1 社は組合から脱退、有限責任事業組合は組合員の 地位譲渡、日本企業投資㈱は株式譲渡により連結子 会社から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ(株)

非連結子会社は、いずれも小規模であり合計の総資産、売上高、持分に見合う当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社(東京グリーンシステムズ(株)の及び関連会社(パナソニックビジネスシステムズ(株)(旧社名 M&Cビジネスシステムズ(株)他)は、それぞれ、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、匿名組合 1 社の決算日は 2 月28日、 匿名組合 2 社の決算日は 1 月31日、匿名組合31社、投資 事業組合 2 社及び他 4 社の決算日は12月31日であります。また、匿名組合 6 社の決算日は11月30日であるため 2 月28日を仮決算日とした仮決算を行い、匿名組合 3 社の決算日は 9 月30日であるため12月31日を仮決算日とした仮決算を行い連結しております。他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。連結決算日と連結子会社の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

津山証券㈱は、平成21年6月に全株式を売却したことに伴い連結子会社から除外しております。

(株) C S K マーケティング、(株) C S K コミュニケーションズ、(株)島根 C S K、(株)岩手 C S K、(株)大分 C S K、(株) 北九州 C S K については、(株) C S K サービスウェア (旧社名 (株)サービスウェア・コーポレーション)を存続会社とする吸収合併により平成21年7月に解散しております。また、C S K ファイナンス(株)(現社名ゲン・キャピタル(株)は、平成21年9月に全株式を売却したため、同社の連結子会社である(株) C V C ビジネス、ゲン・アセット(株) 匿名組合43社及び他4社の連結子会社とともに連結子会社から除外しております。また、(株)ライトワークスにおいては、平成21年10月に株式の一部売却により持分比率が減少したため連結の範囲から除外し、持分法適用関連会社となりました。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 東京グリーンシステムズ㈱

同左

2 持分法の適用に関する事項 (株)ライトワークス

持分法を適用していない非連結子会社(東京グリーンシステムズ(株)(他)は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が低いため、持分法の適用範囲から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、投資事業組合2社の決算日は12月31日であります。また、他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。連結決算日と連結子会社の決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

有価証券報告書

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 4 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

時価法

満期保有目的の債券

償却原価法

子会社株式及び関連会社株式

非連結子会社株式及び持分法非適用関連会社株式に ついては、移動平均法による原価法

その他有価証券(金融サービス運用資産及び営業投資 有価証券を含む)

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額 は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 主として移動平均法により算定)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法 たな卸資産

主として、個別法又は移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有する棚卸資産については、従来、主として個別法又は移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用しております。

これにより営業損失、経常損失は81,058百万円、税金等調整前当期純損失は、81,059百万円それぞれ増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント 情報に記載しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち償却可能額までの償却が終了しているものについては、残存価額を5年間で均等に償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2年~50年

- 4 会計処理基準に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

同左

満期保有目的の債券

同左

子会社株式及び関連会社株式

同左

その他有価証券(営業投資有価証券を含む)

時価のあるもの

同左

時価のないもの

同左

デリバティブ

同左

たな卸資産

主として、個別法又は移動平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く)

同左

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

但し、ソフトウェアについては、自社利用目的のソフトウェアは社内における利用可能期間に基づく定額法、販売目的のソフトウェアは主として見込販売収益に基づく償却額と見積効用年数に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(会計方針の変更)

従来、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

この変更に伴い、従来の方法に比べて、損益に与える 影響は軽微であります。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費は支出時に全額費用処理しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

投資損失引当金

金融サービス運用資産に含まれる投資について、投 資先の資産内容等を勘案し、実質価額の低下に相 当する額を計上しております。

貸倒引当金

金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額を計 上しております。

開発等損失引当金

システム開発、システム運営管理等の事業に係る不 採算案件及び瑕疵対応案件について発生が見込ま れる損失額を計上しております。

解約違約金損失引当金

本社建設中止に伴い、将来発生する可能性のある売買契約違約損失に備えるため、当連結会計年度末に必要と見込まれる損失発生見込額を計上しております。

無形固定資産(リース資産を除く) 同左

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産についてはリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

同左

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

同左

賞与引当金

同左

開発等損失引当金

同左

有価証券報告書

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度 末における退職給付債務及び年金資産の見込額に 基づき計上しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度 末において年金資産見込額が退職給付債務見込額 から会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数 理計算上の差異を控除した額を超過しているた め、超過額を投資その他の資産の「前払年金費 用」に計上しております。

会計基準変更時差異については、主に15年による按 分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員 の平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法 により、発生の翌連結会計年度から費用処理して おります。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平 均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生時から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、役員への退職慰労金 支給に備えるため、内規による必要額を計上して おります。

なお、当社は内規を改定し、平成15年6月26日の定時 株主総会後、必要額は増加いたしません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算 の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

なお、当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度 末において年金資産見込額が退職給付債務見込額か ら会計基準変更時差異の未処理額及び未認識数理計 算上の差異を控除した額を超過しているため、超過 額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上し ております。

会計基準変更時差異については、15年による按分額を 費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の 平均残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均 残存勤務期間以内の一定年数による定額法により、 発生時から費用処理しております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる営業利益、経常利益及び税金等調整 前当期純損失に与える影響はありません。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員への退職慰労金支給に備 えるため、内規による必要額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上 基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗率の見積りは、原価比例法によっております。

(会計方針の変更)

請負契約に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を適用しておりましたが、当連結会計年度に着手した請負契約から、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を当連結会計年度より適用しております。

有価証券報告書

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

これにより、当連結会計年度の売上高は1,167百万円増加し、営業利益及び経常利益はそれぞれ340百万円増加、税金等調整前当期純損失は340百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報に記載しております。

プリペイドカード事業における第三者型カード発行 の会計処理

第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの 券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使 用金額をカード預り金から取崩しております。

また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から取崩し、営業外収益のカード退蔵益に計上しております。

その他の事業における会計処理

営業投資有価証券

自らが業務執行組合員となっている投資事業組合等については、最近の決算に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。このうち有価証券の持分相当額を営業投資有価証券としております。

また、連結子会社である投資事業組合が保有する有価証券については、営業投資有価証券としております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算 の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場に より円貨に換算し、換算差額は損益として処理して おります。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債務、外貨建予定取引、借入金利息 ヘッジ方針

社内規程に基づき、通常業務を遂行する際の為替及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。

前連結会計年度
(自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日)

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動額を比較すること等によってヘッジの有効性を判断しております。特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(7) 金融サービス事業における会計処理

金融サービス運用資産

匿名組合への出資

匿名組合への出資による資金運用取引については、 組合から得られた分配金を売上高として計上して おります。

株式及び不動産

株式及び不動産を対象とする資金運用取引については、売却益(売却損)相当額を売上高(売上原価)として計上しております。また株式には、時価のあるその他有価証券が含まれております。

投資事業組合等への出資

投資事業組合等への出資による資金運用取引については、最近の決算に基づいて、組合等の利益(損失)の持分相当額を純額で売上高(売上原価)として計上しております。なお、組合等がその他有価証券を保有している場合で当該有価証券に評価差額が発生している場合には、評価差額に対する持分相当額をその他有価証券評価差額金に計上しております。

営業投資有価証券

自らが業務執行組合員となっている投資事業組合等については、最近の決算に基づいて、組合等の資産・負債・収益・費用を持分割合に応じて計上しております。このうち有価証券の持分相当額を営業投資有価証券としております。

また、連結子会社である投資事業組合が保有する有価証券については、営業投資有価証券としております。

(8) プリペイドカード事業における第三者型カード発 行の会計処理

第三者型カード発行の会計処理は、発行したカードの 券面金額をカード預り金に計上し、使用に応じて使 用金額をカード預り金から取崩しております。

また、法人税法の「発行年度ごとに区分管理する方法」に準拠し、過去の使用実績率に基づき算出した、使用されないと見込まれる金額をカード預り金から 取崩し、営業外収益のカード退蔵益に計上しております。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(会計方針の変更)	
従来、カード預り金から生じる運用収益は営業外収益	
に計上しておりましたが、当連結会計年度より売上	

高に計上する方法に変更しました。 この変更は、ギフトカードの発行拡大により増加した 運用収益に係る会計処理を見直した結果、当該運用 収益はカード利用者の便益に対応する対価であり、 かつ、カード利用に伴う手数料収入とカード預り金 から生じる運用収益は相互補完的に機能し、一体と

なって営業活動を維持している実態がより明確と なってきたことに伴い、収益と費用の対応関係を財 務諸表に適切に反映させ営業実態をより明瞭に表示 するために行ったものです。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、 売上高は383百万円増加し営業損失は同額減少いた しましたが、経常損失及び税金等調整前当期純損失 への影響はありません。

なお、セグメント情報に与える影響は、セグメント情報に記載しております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

連結納税制度

連結納税制度を適用しております。

- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時 価評価法を採用しております。
- 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 のれん及び負ののれんは、原則として5年均等償却を しております。但し、金額の僅少なものについては発生 年度に一時に償却しております。
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及 び現金同等物)は、手許現金、随時引出可能な預金及び 容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少 なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期 限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の処理方法

同左

連結納税制度

同左

- 5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 同左
- 6 のれん及び負ののれんの償却に関する事項 同左
- 7 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左

【表示方法の変更】

	前連結会計年度
(自	平成20年4月1日
至	平成21年3月31日

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(連結損益計算書)

- 1 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「為替差損」(当連結会計年度143百万円) は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、 当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」 に含めて表示しております。
- 2 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「投資事業組合運用損」 (前連結会計年度44百万円)は、営業外費用の総額の100 分の10を超えたため、当連結会計年度においては、区分 掲記しております。
- 3 前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「事業譲渡益」(前連結会計年度11百万円)は、特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度においては、区分掲記しております。

(連結貸借対照表)

1 前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「短期貸付金」(前連結会計年度520百万円)は、総資産の100分の5を超えたため、当連結会計年度においては、区分掲記しております。

(連結損益計算書)

- 1 前連結会計年度において区分掲記しておりました販売費及び一般管理費の「のれん償却額」(当連結会計年度153百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。
- 2 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「投資有価証券売却損」(当連結会計年度147百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 3 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業外費用の「投資事業組合運用損」(当連結会計年度193百万円)は、営業外費用の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。
- 4 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「株式交付費」(前連結会 計年度0百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超 えたため、当連結会計年度においては、区分掲記してお ります。
- 5 前連結会計年度において営業外費用の「その他」に 含めて表示しておりました「支払手数料」(前連結会 計年度48百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を 超えたため、当連結会計年度においては、区分掲記して おります。
- 6 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「固定資産除却損」(当連結会計年度229百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
- 7 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「減損損失」(当連結会計年度1,213百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
- 8 前連結会計年度において区分掲記しておりました特別損失の「投資有価証券評価損」(当連結会計年度1,005百万円)は、特別損失の総額の100分の10以下となったため、当連結会計年度においては、特別損失の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前連結会計年度において営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「証券業における約定見返勘定(資産)の増減額(は増加)」(前連結会計年度 223百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。
- 2 前連結会計年度において区分掲記しておりました財務活動によるキャッシュ・フローの「自己株式の取得による支出」(当連結会計年度 23百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。
- 3 前連結会計年度において区分掲記しておりました営業活動によるキャッシュ・フローの「法人税等の還付額」(当連結会計年度1,393百万円)は、その重要性が低くなったことから、当連結会計年度においては、営業活動によるキャッシュ・フローの「法人税等の支払額」に含めて表示しております。

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(連結キャッシュ・フロー計算書)

- 1 前連結会計年度において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「有形固定資産の売却による収入」(前連結会計年度116百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。
- 2 前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「長期借入れによる収入」(前連結会計年度52百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。
- 3 前連結会計年度において財務活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「株式の発行による収入」(前連結会計年度1百万円)は、その重要性が高くなったことから、当連結会計年度においては、区分掲記しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)

1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。 商品 1,108百万円 仕掛品 3,000百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対する投資額は次の とおりであります。

投資有価証券(株式)

1,100百万円

投資有価証券(投資事業組合持分)

312百万円

3 金融サービス運用資産のうち主要なものは次のと おりであります。

匿名組合への出資 19,493百万円 株式 3,457百万円 不動産 62.612百万円

株式の中には時価のある株式が579百万円含まれてお

金融サービス負債のうち主要なものは次のとおりで あります.

短期借入金(責任財産限定型債務(ノンリコースロー ン)を含む)

38,001百万円

金融サービス運用資産の不動産及び金融サービス負 債の短期借入金は連結子会社である匿名組合の資産 負債であります。

4

- 5 担保資産
- (1) 以下の資産は短期借入金3,570百万円、金融サービ ス負債37,374百万円、証券業における信用取引負債 6,005百万円、流動負債その他(未払金)1,308百万円 の担保に供しております。

現金及び預金 1,200百万円 金融サービス運用資産 36,108百万円

証券業における

351百万円 トレーディング商品 投資有価証券 5,962百万円

43,622百万円

上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券の うち担保に供されているものが228百万円(期末時 価)あります。

当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)

1 たな卸資産の主要なものは次のとおりであります。 商品 790百万円

仕掛品

1,356百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対する投資額は次の とおりであります。

投資有価証券(株式)

投資有価証券(投資事業組合持分) 239百万円

3 金融サービス事業からの撤退に伴い、第2四半期連 結会計期間末残高5,007百万円を流動資産の「金融 サービス運用資産」から投資その他の資産の「投資 有価証券」に振り替えております。

- 4 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と開 発等損失引当金は、相殺せずに両建てで表示してお ります.
- 損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな 産のうち、開発等損失引当金に対応する額 は10百 万円(仕掛品)であります。
- 5 担保資産

合計

(1) 以下の資産は短期借入金6,370百万円、証券業にお ける信用取引負債12,439百万円、流動負債その他(未 払金)1,310百万円、長期借入金40,000百万円の担保 に供しております。

現金及び預金 1,775百万円

証券業における

350百万円 トレーディング商品

建物及び構築物 8,447百万円

土地 6,716百万円

投資有価証券 482百万円 17.772百万円

上記のほか、信用取引の自己融資に係る見返り株券の うち担保に供されているものが443百万円(期末時 価)あります。

また、当社が保有する子会社株式のうち担保に供され ているものが74,034百万円(個別財務諸表上の帳簿 価額)あります。なお、このうち連結子会社株式 73,839百万円は連結上相殺消去されております。

前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日現在)
(2) 前払式証票の規制等に関する法律第13条第	「第2事業の状況 7財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2)当連結会計年度に実施した経営施策」に記載のとおり、資本増強の一環として取引銀行4行との「シンジケートローン契約書」を締結し、当連結会計年度末残高45,000百万円のうち5,000百万円については1年以内に返済予定の長期借入金として上記担保債務の短期借入金に含まれており、残りの40,000百万円については長期借入金として上記担保債務に含まれております。なお、当該シンジケートローン契約書における借り換え債務に供している担保資産は、子会社株式、土地、建物及び構築物であります。
(2) 前払び証票の税間等に関する法律第13宗第基づく発行保証金として、有価証券10,780百万動資産「その他」(差入保証金)3,977百万円、価証券13,182百万円を供託しております。 (3) 宅地建物取引業法第25条に基づく営業保証	「円、流 基づく発行保証金として、有価証券7,550百万円、流 投資有 動資産「その他」(差入保証金)7,661百万円、投資有 価証券14,527百万円を供託しております。
て投資その他の資産「その他」(差入保証金) 円を供託しております。	
(4) トレーディング商品を先物取引差入証拠金 として300百万円、信用取引の自己融資見返り 先物取引差入証拠金の代用として625百万円 れております。	株券を 拠金の代用として901百万円を差入れております。
(5) 担保等として差入をした有価証券の時価額 (1)に属するものを除く)は、次のとおりであり	
信用取引貸証券 8,235	百万円 信用取引貸証券 7,372百万円 百万円 信用取引借入金の本担保証券 12,712百万円
有恤証券	直万円差入保証金代用有価証券1,001百万円その他10,943百万円
その他 4,846	百万円 百万円
(6) 差入を受けた有価証券の時価額は、次のとおります。	ります。
	百万円 信用取引貸付金の本担保証券 21,395百万円 百万円 信用取引借証券 3,198百万円
	百万円 受入保証金代用有価証券 47,088百万円 百万円 その他 527百万円
6 保証債務 当社の子会社が投資している特定目的会社の 関からの借入に対し、債務保証を行っておりる	きす。 融機関からの借入に対し、債務保証を行っておりま
ダイコク・ディストリビューショ ンセンター特定目的会社()	す。 5万円 ポートタウン特定目的会社 3,310百万円
ポートタウン特定目的会社 3,802	
エルス特定目的会社2,700合計11,502	
契約により、当社の子会社と他の共同スポン間の内部負担割合は50%(2,500百万円)となります。	サーの

前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日現在)
7 貸出コミットメント	7
(1)貸手側	
当社が中心となって、グループ全体の効率的な資金運	
用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュ	
マネジメントシステム(以下「CMS」)を導入して	
おります。	
当社は、グループ会社35社とCMS運営基本契約を締	
結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。	
これらに基づく当連結会計年度末の貸付未実行残高	
は次のとおりであります。(連結子会社分は含めず記	
載しております。)	
CMSによる貸付限度額の総額 80百万円	
貸付実行残高 百万円	
差引貸付未実行残高 80百万円	
なお、上記CMS運営基本契約において、資金使途が	
限定されているものが含まれているため、必ずしも	
全額が貸出実行されるものではありません。	
(2)借手側	
当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的	
な調達を行うため、取引銀行 4 行とコミットメント	
契約を締結しております。	
これら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行	
残高は次のとおりであります。	
借入極度額 40,000百万円	
借入実行残高 35,929百万円	
差引借入未実行残高 4,070百万円	
8 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、	8 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、
次のとおりであります。	次のとおりであります。
金融商品取引責任準備金	金融商品取引責任準備金
金融商品取引法第46条の 5	金融商品取引法第46条の 5
(会計方針の変更)	
「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第46条の5	
の規定に基づく金融商品取引責任準備金について	
は、当連結会計年度より「金融商品取引業等に関す	
る内閣府令」第175条に定めるところにより算出し	
た額を計上しております。	
この変更に伴い、前連結会計年度と同一の方法に	
よった場合と比べ、税金等調整前当期純損失が320百	
万円減少しております。	

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

発費は498百万円であります。

1 売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開

- 1 売上原価、販売費及び一般管理費に含まれる研究開 発費は1,769百万円であります。
- 2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低 下による簿価切下額

売上原価81,058百万円特別損失0百万円合計81,059百万円

- 3 事業譲渡益は、㈱ISAOのISP事業譲渡による 利益であります。
- 4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

建物及び構築物319百万円その他(主にソフトウェア)200百万円合計520百万円

- 5 減損損失の主な内訳は次のとおりであります。
- (1) 減損損失を計上した主な資産

(1) // // // // // // // // // // // // //		
場所(発生会社)	用途	種類
		ソフトウェア
十匹士中中区签		建物付属設備
大阪市中央区等	事業用資産	工具、器具及び備品
(コスモ証券(株)) 		建物
		構築物
愛知県名古屋市		建物
(株)CSKホールディング	事業用資産	建物付属設備
ス)		土地
		ソフトウェア
市合和中中区		ソフトウェア仮勘定
東京都中央区 (㈱CSK証券サービス)	事業用資産	リース資産
(例に3ト証分り一に人)		工具、器具及び備品
		建物付属設備
(コスモ証券(株))	その他	のれん

(2) 資産のグルーピングの方法

遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業資産においては管理会計上の区分としております。

(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法 主に収益性が著しく低下した事業用資産において は、不採算事業における回収可能性の将来キャッ シュ・フローを考慮し、帳簿価額と回収可能価額と の差額を減損損失として計上しております。当連結 会計年度においては減損損失として14,721百万円計 上しており、その主な内訳は、のれん6,700百万円、ソフトウェア仮勘定2,472百万円、ソフトウェア1,925 百万円、土地1,089百万円であります。

また上記資産のうち、のれんにつきましては、主に子会社でありますコスモ証券㈱への投資に係るのれんの減損損失であります。

- 3 事業譲渡益は、㈱ISAOの法人向けISP事業譲渡による利益であります。
- 5

2

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
コスモ証券㈱においては、株式交換		
た収益が見込めなくなったことから	ら、のれんの全額	
6,585百万円を減損損失として計上		
なお、回収可能価額は、使用価値に		
り、将来キャッシュ・フローを2.2%	で割り引いて算	
定しております。		
6 事業再編による損失は、証券事業の)冉編による損失	6
であり、内訳は次のとおりです。		
固定資産除却損	689百万円	
その他 529百万円		
合計 1,218百万円		
7 本社建設中止に係る損失の内訳は次のとおりであ		7
ります。		
解約違約金損失引当金繰入額	1,811百万円	
減損損失	144百万円	
その他	587百万円	
合計	2,542百万円	
8		8 不動産証券化事業撤退損失は、主に連結子会社で
		あったCSKファイナンス㈱(現社名 ゲン・キャピ
		タル(株)の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴
		う損失41,837百万円及び同社に対して引き続き保有
		する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入
		額8,205百万円であります。
9		9 特別退職金は、早期退職優遇制度実施に伴う特別割
		増退職金及び再就職支援費用であります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	株式の種類 前連結会計年度末 (株)		減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	78,670,524	1,619,890		80,290,414

(変動事由の概要)

普通株式の増加1,619,890株は、コスモ証券(株)の完全子会社化に伴う新株発行による増加であります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	增加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式	8,121,892	37,616	8,127,014	32,494

(変動事由の概要)

普通株式の増加13,924株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の増加23,692株は、コスモ証券㈱の完全子会社化に伴い、同社が保有していた同社株式が自己株式となったことによる増加であります。

普通株式の減少8,122,541株は、コスモ証券㈱の完全子会社化に伴う株式交換による減少であります。 普通株式の減少4,473株は、自己株式処分による減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,410	20	平成20年3月31日	平成20年 6 月27日

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式 (注)3	80,290,414	45,457,300		125,747,714
A種優先株式 (注) 1		15,000		15,000
B種優先株式 (注) 1		15,000		15,000
C 種優先株式 (注) 2 , 3		227,273	227,273	
D種優先株式 (注) 2 , 3		2,273	2,273	
E種優先株式 (注) 2		5,000		5,000
F種優先株式 (注) 2		5,000		5,000
合計	80,290,414	45,726,846	229,546	125,787,714

(変動事由の概要)

- (注) 1 A種優先株式及びB種優先株式の増加それぞれ15,000株は、主要取引銀行4行へのデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)による第三者割当増資による増加であります。
 - 2 C種優先株式の増加227,273株、D種優先株式の増加2,273株、E種優先株式及びF種優先株式の増加それぞれ 5,000株は、合同会社ACAインベストメンツへの優先株式発行による第三者割当増資による増加であります。
 - 3 普通株式の増加45,457,300株、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使によるものであります。

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
普通株式 (注) 1	32,494	4,310	1,305	35,499
C種優先株式 (注) 2		227,273	227,273	
D種優先株式 (注) 2		2,273	2,273	
合計	32,494	233,856	230,851	35,499

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の増加4,310株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、普通株式の減少1,305株は、自己株式処分による減少であります。
 - 2 C種優先株式の増加227,273株及びD種優先株式の増加2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得による増加であります。また、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権が行使された日に、会社法第178条に基づきC種優先株式及びD種優先株式の全てを消却したことによる減少であります。

3 新株予約権等に関する事項

	ハ 新姓子の佐の中部 目的となる		目的となる株式の数(株)				当連結会計
区分 新株予約権の内訳		株式の種類	前連結会計 年度末	増加	減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
提出会社	第6回新株予約権(注)1 (平成21年9月30日発行)	普通株式		24,000,000		24,000,000	171
灰山云仙	第 7 回新株予約権 (注) 1 , 2 (平成21年 9 月30日発行)	普通株式		24,000,000		24,000,000	295
	合計			48,000,000		48,000,000	467

- (注) 1 第6回新株予約権及び第7回新株予約権の増加は、合同会社ACAインベストメンツへの新株予約権の発行による増加であります。
 - 2 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。
- 4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 36,309百万円 有価証券勘定 11,159百万円 合計 47,468百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など 10,780百万円 現金及び現金同等物 33,882百万円 2 自己株式の取得による支出は、連結子会社の自己株 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対 に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 45,250百 有価証券勘定 45,250百 有価証券勘定 8,485百 合計 53,735百 預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など 10,780百万円 現金及び現金同等物 33,882百万円 2 自己株式の取得による支出は、連結子会社の自己株 2
至 平成21年3月31日)至 平成22年3月31日)1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対 に掲記されている科目の金額との関係現金及び預金勘定36,309百万円 有価証券勘定現金及び預金勘定45,250百 有価証券勘定合計47,468百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,804百万円 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など10,780百万円 公社債投資信託及び国債など 現金及び現金同等物2,284百 (農選期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など 現金及び現金同等物
に掲記されている科目の金額との関係に掲記されている科目の金額との関係現金及び預金勘定36,309百万円現金及び預金勘定45,250百有価証券勘定11,159百万円有価証券勘定8,485百合計47,468百万円合計53,735百預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,804百万円 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,284百現金及び現金同等物10,780百万円 33,882百万円23,882百万円現金及び現金同等物43,394百
現金及び預金勘定 36,309百万円 有価証券勘定 11,159百万円 有価証券勘定 11,159百万円 有価証券勘定 45,250百 有価証券勘定 8,485百 合計 6計 53,735百 預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 10,780百万円 公社債投資信託及び国債など 10,780百万円 現金及び現金同等物 33,882百万円 現金及び現金同等物 43,394百
有価証券勘定11,159百万円 合計有価証券勘定8,485百合計47,468百万円 預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,804百万円 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,284百 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,284百 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など現金及び現金同等物33,882百万円現金及び現金同等物43,394百
合計47,468百万円合計53,735百預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,804百万円 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,284百 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など現金及び現金同等物33,882百万円現金及び現金同等物43,394百
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金又は担保差入の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える (資調間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など 現金及び現金同等物2,804百万円 預金又は担保差入の定期預金 (資還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など 現金及び現金同等物2,284百 (資週期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など 現金及び現金同等物
預金又は担保差人の定期預金2,804日万円 質選期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など預金又は担保差人の定期預金 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など2,284日 償還期間が3ヶ月を超える 公社債投資信託及び国債など8,057百現金及び現金同等物33,882百万円現金及び現金同等物43,394百
公社債投資信託及び国債など10,780日万円 現金及び現金同等物公社債投資信託及び国債など8,097日 現金及び現金同等物公社債投資信託及び国債など8,097日 現金及び現金同等物
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2 白己株式の取得による古出け、連续子会社の白己株 2
2 日じ休込の状体による文田は、建設」芸社の日じ休 -
式の取得による支出を含めております。
3 株式の売却により連結子会社でなくなった会
資産及び負債の主な内訳
CSKファイナンス(株) (平成21年9月30日現在)
流動資産 78,226百
資産合計 81,206百
流動負債 174,733百
固定負債 80百
負債合計 174,813百
C S K ファイナンス(株)株式の 売却価額
CSKファイナンス㈱の 543百 現金及び現金同等物
差引: CSKファイナンス(株) 543百
売却による支出
4 重要な非資金取引の内容
債務の株式化(デット・エクイティ・スワップ) よる増加額及び減少額
資本金増加額 15,000百
資本準備金増加額 15,000百
短期借入金減少額 30,000百

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

1)有形固定資産

主にデータセンター関連施設であります。

2)無形固定資産

主にソフトウェアであります。

リース資産の減価償却方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	5,129	3,051	587	1,490
その他	1,732	1,159	238	334
合計	6,861	4,210	825	1,825

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損 勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年以内1,305百万円1年超1,508百万円合計2,813百万円

リース資産減損勘定期末残高

727百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 1,847百万円

リース資産減損勘定の取崩額98百万円減価償却費相当額1,612百万円支払利息相当額225百万円

減損損失

434百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の 差額を利息相当額とし、各期への配分については 利息法によっております

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能な ものに係る未経過リース料

1 年以内 2,799百万円 1 年超 16,171百万円 合計 18,971百万円 1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

1)有形固定資産

同左

2)無形固定資産

同左

リース資産の減価償却方法

同左

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
工具、器具 及び備品	3,289	2,052	586	649
その他	608	331	234	41
合計	3,897	2,384	821	691

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損 勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1年以内646百万円1年超719百万円合計1,365百万円

リース資産減損勘定期末残高

504百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料1,189百万円リース資産減損勘定の取崩額221百万円減価償却費相当額1,064百万円支払利息相当額67百万円減損損失0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能な ものに係る未経過リース料

1年以内2,782百万円1年超13,384百万円合計16,167百万円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資の資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入による方針であります。また、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(CMS)により当社でグループ各社の資金を一括管理し、グループ各社の資金繰りに応じて資金供給を行う体制となっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、主に責任財産限定債権、すなわち返済原資となる財産の範囲に限定を加えた債権であり、債務者の信用力ではなく、責任財産から生じるキャッシュ・フロー(収益や処分代金)をその返済原資として債務の履行を担保するものであるため、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、株式は業務上関係を有する企業の株式であり、債券は満期保有目的の国債で前払式証票の規制等に関する法律第13条第1項に基づく発行保証金でありますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は流動性リスクに晒されておりますが、1年以内の支払期日であります。

短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)及び長期借入金は、取引銀行4行によるシンジケートローンで、当社が保有していた短期借入債務を長期借入債務へ借り換えたものであります。決算日以降約定返済で、最終返済期日は4年後であり、流動性リスクに晒されております。変動金利であるため、金利変動リスクに晒されております。

カード預り金は、一部の子会社で行っているプリペイドカード事業に係るものであり、無利子の金融 債務であるため金利変動リスクはありませんが、流動性リスクに晒されております。

新株予約権付社債は、主に設備投資等に係る資金調達を目的として当社が発行したもので、償還日は平成23年9月及び平成25年9月であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権は顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信制度による取引先ごとの信用状況のモニタリング、期日管理、残高管理を実施するなどリスク低減に努めております。

短期貸付金に含まれる責任財産限定債権は、責任財産から生じるキャッシュ・フローの変動リスクに晒されておりますが、当該キャッシュ・フローの変動を定期的に分析・管理するとともに、責任財産の処分見込額を貸倒引当金として計上するなどリスク低減に努めております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価等を把握しリスク低減に努めております。

営業債務、借入金、カード預り金及び新株予約権付社債は流動性リスクに晒されておりますが、CMSにより当社でグループ各社の資金を一括管理するとともに、グループ各社から月次で資金繰り報告を受け、グループ全体の資金繰り動向を把握・管理する体制になっております。

なお、一部の子会社で行っている証券事業については以下のとおりです。

(1) 金融商品に対する取組方針

金融商品取引業及びそれらに係る付随業務等を行っております。これらの業務遂行のため、当該子会社では、市場リスク及び信用リスクのある金融資産・負債を保有することがあり、それらの資金につきましては、自己資金及び主に金融機関からの短期借入金により調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

商品有価証券等は、(イ)株式や債券に代表される商品有価証券の現物取引(ロ)株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引や先物オプション取引といった取引所におけるデリバティブ取引及び(ハ)選択権付債券売買取引等の取引所取引以外のデリバティブ取引、の3種類に大別されますが、これらは主に市場価格の変動リスクに晒されております。特にデリバティブ取引においては近年、リスクの多様化・複雑化が進んでおります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

お客様を初めとする各取引先等に係る信用リスクについて、当該子会社の諸規程諸規則に従い、与信審査、与信限度管理、問題債権に係る対応をしております。

市場リスクの管理

市場リスクの管理に係る社内規則を整備し、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の規定に従って算出される市場リスク相当額に基づく市場リスク枠、ロスカットルール等の市場リスク管理体制を構築しております。また、各商品部門から独立した管理部署でポジション残高、リスク量、損益状況の把握を行い、その結果を関係役員等に報告することとなっております。

2.金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)	現金及び預金	45,250	45,250	
(2)	受取手形及び売掛金	23,300		
	貸倒引当金 (注) 1	105		
		23,195	23,195	
(3)	短期貸付金	22,261		
	貸倒引当金 (注) 2	8,619		
		13,642	13,642	
(4)	有価証券	8,485	8,524	38
(5)	営業投資有価証券	51	51	
(6)	証券業における預託金	26,593	26,593	
(7)	証券業におけるトレーディング商品 (注)3	10,232	10,232	
(8)	証券業における信用取引資産	24,551	24,551	
(9)	投資有価証券	22,135	22,281	146
資産語	i t	174,136	174,322	185
(10)	買掛金	6,602	6,602	
(11)	短期借入金	5,870	5,870	
(12)	短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)	5,063	5,063	
(13)	カード預り金	53,183	53,183	
(14)	証券業におけるトレーディング商品 (注)3	1,008	1,008	
(15)	証券業における信用取引負債	19,121	19,121	
(16)	証券業における預り金及び受入保証金	35,994	35,994	
(17)	新株予約権付社債	56,792	48,316	8,476
(18)	長期借入金	40,063	40,063	
負債詞	i l	223,698	215,223	8,476
デリノ	ドティブ取引 (注) 4			
	ヘッジ会計が適用されていないもの	33	33	
	ヘッジ会計が適用されているもの			
デリノ	(ティブ取引計	33	33	

- (注) 1 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
 - 2 短期貸付金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。
 - 3 証券業におけるトレーディング商品にはデリバティブに関する債権、債務が含まれております。
 - 4 デリバティブによって生じた正味の債権、債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(4) 有価証券、(5) 営業投資有価証券、(9) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(6) 証券業における預託金(8) 証券業における信用取引資産

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(7) 証券業におけるトレーディング商品

時価については、取引所の価格又は公表された基準価格によっております。

負債

(10) 買掛金 (11) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(12) 短期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金)、(18) 長期借入金

長期借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状況は借入の実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(13) カード預り金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(14) 証券業におけるトレーディング商品

時価については、取引所の価格又は公表された基準価格によっております。

(15) 証券業における信用取引負債((16) 証券業における預り金及び受入保証金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額に よっております。

(17) 新株予約権付社債

時価については、取引所の価格によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式	6,751
非上場債券	87
投資事業組合に対する出資持分	2,999
匿名組合への出資	2,083
子会社株式及び関連会社株式	926

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	45,250			
受取手形及び売掛金	23,300			
短期貸付金	22,261			
証券業における預託金	26,593			
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債	8,051	5,112	9,272	
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債・地方債	10			
社債		187		
合計	125,466	5,299	9,272	

その他有価証券のうち償還予定額が時価によって変動する5,957百万円は含めておりません。

(注4) 新株予約権付社債、長期借入金の連結決算日後の返済予定額

連結附属明細表「社債明細表」及び「借入金等明細表」を参照ください。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

次へ

(有価証券関係)

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品)

. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,							
1 1 * * * 5	前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)						
種類 	資産 負債 (百万円) (百万円)		評価差額 (百万円)				
(1)株券	35	23		4			
(2)債券	6,760	505		87			
合計	6,796	529		82			

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

2 海州休日日ののほかでは間ののもでい					
	前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)				
	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	
	(1)国債・地方債	23,968	24,165	197	
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(2)社債				
	(3)その他				
	小計	23,968	24,165	197	
	(1)国債・地方債				
時価が連結貸借対照表	(2)社債				
計上額を超えないもの	(3)その他				
	小計				
合	<u> </u>	23,968	24,165	197	

3 その他有価証券で時価のあるもの

5 ての他有側証分で時間のあるもの					
	前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)				
	 種類	取得原価	連結貸借対照表	差額	
		(百万円)	計上額(百万円)	(百万円)	
	(1)株式	4,267	6,050	1,783	
	(2)債券				
演は代供社の主社し短が	国債・地方債				
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債				
	その他				
	(3)その他	5,255	5,306	50	
	小計	9,522	11,356	1,834	
	(1)株式	3,376	2,387	989	
	(2)債券				
	国債・地方債	10	10	0	
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債	100	92	7	
以付が間で起えない。00	その他				
	(3)その他	4,244	3,177	1,067	
	小計	7,730	5,666	2,064	
合語	it	17,253	17,023	230	

⁽注)「(3)その他」には、投資信託や投資事業組合等への出資を含めております。

4 前連結会計年度中に売却したその他有価証券

TOTAL TIME TOTAL T					
前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)					
売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)			
19,986	2,186	4,210			

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

3 時間間間と10℃の後の工場は間に20~13日次の圧制質目21点状的工品				
前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)				
(+1),21+3	731日死任)			
種類	連結貸借対照表計上額(百万円)			
(1)満期保有目的の債券				
(2)その他有価証券				
マネー・マネジメント・ファンド等	378			
非上場株式	7,572			
非上場債券	95			
投資事業組合に対する出資持分	4,059			
匿名組合への出資	19,493			
(3)子会社株式及び関連会社株式	1,100			

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的債券の今後の償還予定額

前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)						
1 年以内 1 年超 5 年以内 5 年超10年以内 10年超 (百万円) (百万円) (百万円) (百万円)						
(1)債券 国債・地方債 社債 その他 (2)その他	10,780	12,006 60	1,196 92 7,964			
合計	10,784	12,066	9,253			

⁽注) 当連結会計年度において減損処理を行い、売上原価に11,881百万円、投資有価証券評価損に2,032百万円をそれぞれ計上しております。

当連結会計年度

1 売買目的有価証券(証券業におけるトレーディング商品) 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 70百万円

2 満期保有目的の債券

	当連結会計年度 (平成22年 3 月31日現在)			
	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1)国債・地方債	18,121	18,316	195
時価が連結貸借対照表	(2)社債			
計上額を超えるもの	(3)その他			
	小計	18,121	18,316	195
	(1)国債・地方債	3,968	3,958	9
時価が連結貸借対照表	(2)社債			
計上額を超えないもの	(3)その他			
	小計	3,968	3,958	9
合計		22,089	22,274	185

3 その他有価証券

	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)			
	種類	連結貸借対照表	取得価額	差額
	1主大只	計上額(百万円)	(百万円)	(百万円)
	(1)株式	739	515	224
	(2)債券			
 	国債・地方債			
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	社債	100	100	0
	その他			
	(3)その他	5,327	5,156	171
	小計	6,167	5,771	395
	(1)株式	452	527	75
	(2)債券			
 	国債・地方債	10	10	0
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	社債			
牧舟床間を超えないもの	その他			
	(3)その他	1,952	2,060	107
	小計	2,415	2,597	182
合計		8,582	8,369	212

⁽注) 1 「(3)その他」には、投資信託を含めております。

² 上記の金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は含めておりません。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)					
種類	売却額 (百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)		
(1)株式	7,530	1,120	779		
(2)債券					
国債・地方債					
社債					
その他					
(3)その他	1,970	1	527		
合計	9,500	1,122	1,307		

- (注)上記の金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券は含めておりません。
- 5 減損処理を行った有価証券

当連結会計年度において、有価証券については783百万円減損処理を行っております。 なお、減損処理金額には、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券 は含めておりません。

前へ 次へ

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1) 証券業におけるトレーディング商品に係るもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

トレーディングの内容及び利用目的

当社グループが行うトレーディング業務は、証券市場を通じ顧客の多様なニーズへの 的確な対応と有価証券の売買その他の取引を公正ならしめ、かつその流通を円滑ならし めることを目的としております。

当社グループが保有するトレーディングポジションは、これら顧客ニーズに対応するため、主として顧客との取引から発生しております。また、その他に商品有価証券のヘッジ取引及び裁定取引などを行っております。

当社グループのトレーディングにおける取扱商品は、(イ)株式や債券に代表される商品有価証券の現物取引(ロ)株価指数の先物取引やオプション取引、国債証券の先物取引や先物オプション取引といった取引所取引の金融派生商品及び(ハ)選択権付債券売買取引等の取引所取引以外の金融派生商品、の3種類に大別されます。

トレーディングに対する取組方針

当社グループがトレーディング業務を行うにあたっては、取引所取引又は取引所取引以外の取引を通じて顧客ニーズへの的確な対応を図るとともに、それら流通市場の適切な運営に資することを基本としております。

トレーディングに係るリスクの内容

トレーディング業務に伴って発生し、当社グループの財務状況に大きな影響を与える リスクとしては、主としてマーケットリスクと取引先リスクがあります。

マーケットリスクは、株式・金利・為替等の市場価格が変動することによって発生するリスクであり、取引先リスクは、取引の相手方が契約を履行できなくなる場合に発生するリスクであります。

従いまして、当社グループはトレーディング業務の結果として発生するポジション及び与信に対するリスク管理については極めて重要なものと認識しており、それぞれのリスクに対する管理体制を次のとおり確立しております。

トレーディングに係るリスク管理体制

金融商品取引業者は、市場価格の変動を伴う商品を主な対象として業務を行っており、加えてデリバティブ取引においてはその多様化、複雑化が大きく進展しております。

そのため、当社グループはポジションに対するリスク(マーケットリスク)については、ポジション枠、ロスカットルール等リスク管理に関する基本方針、運用基準及びそれらの手続きを取締役会で定めるとともに、日々の管理体制としては各商品部門から独立した管理部署において、ポジション残高、損益状況等のリスク管理項目を把握、監視しており、その結果を関係役員に報告しております。

一方、取引先リスクについては、取引開始に先立ち当社グループが定める取引開始基準に基づき顧客の審査を行い、取引相手方の信用度に応じた与信限度額を設定するとともに、日々の管理体制としては、担保評価及び各取引の評価損益の把握等をシステム対応により常に与信状況の適切な管理を行っており、必要に応じて担保の徴求等の措置を講じる等、リスクの軽減を図る管理を行っております。

有価証券報告書

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(2) 証券業におけるトレーディング商品に係るもの以外

取引の内容及び利用目的

(通貨関連)

当社グループは営業取引における為替相場の変動リスクを軽減する目的で、為替予約取引等を利用しております。

(金利関連)

当社グループにおいて、金利変動のリスクを回避するために金利スワップ取引を利用しております。

なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を適用しております。

(ヘッジ会計の方法)

繰延ヘッジ処理によっております。また、為替予約等について振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しております。特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(ヘッジ手段とヘッジ対象)

ヘッジ手段

為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象

外貨建金銭債務、外貨建予定取引、借入金利息

(ヘッジ方針)

社内規程に基づき、通常業務を遂行する際の為替及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)や、投機目的のためにデリバティブ取引を行うことはありません。

(ヘッジの有効性評価の方法)

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動額を比較すること等によってヘッジの有効性を判断しております。特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

取引に対する取組方針

(通貨関連)

当社グループは、通貨関連におけるデリバティブ取引を、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動リスクをヘッジするために行うものであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

(金利関連)

当社グループは、金利関連におけるデリバティブ取引を、主に借入金に係る金利変動リスクを軽減するために行うものであり、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

取引に係るリスクの内容

市場リスク 通貨関連における為替予約取引等は、為替相場の変動によるリスクを有しております。

金利関連における金利スワップは、市場の金利変動によるリスクを有しております。

信用リスク 通貨関連及び金利関連とも、デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い金融機関に限って実施しておりますので、相手方の契約不履行による損失の恐れはないものと考えております。

取引に係るリスク管理体制

当社グループにおいて、デリバティブ取引の実行及び管理は、主に、「外貨建取引取扱規則」「デリバティブ取引取扱規程」等の社内規程に則り行われております。

デリバティブ取引の運用は、各社の財務部あるいは経理部等で行っておりますが、執行と事務手続を分離するなど相互牽制が働く体制を採っております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 証券業におけるトレーディング商品に係るもの

		前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)			
		資産 (百万円)		負債 (百万円)	
		契約額等	時価	契約額等	時価
為都	替予約取引	453	7	412	3
先 物	勿取引	5,444	56	4,982	9

- (注) 1 為替予約取引及び先物取引については、みなし決済損益を時価欄に記載しております。
 - 2 時価の算定方法は以下のとおりであります。

株価指数先物取引 ・・・ 各金融商品取引所が定める清算指数

株券オプション取引、

株価指数オプション取引 ・・・ 各金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段 債券先物取引 ・・・ 主たる各金融商品取引所が定める清算値段

債券オプション取引 ・・・ 主たる各金融商品取引所が定める証拠金算定基準値段 為替予約取引 ・・・ 受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に

割り引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受

取現在価値から支払現在価値を控除した額

(2) 証券業におけるトレーディング商品に係るもの以外

	前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)			
	資産 (百万円)		負債 (百万円)	
	契約額等	時価	契約額等	時価
為替予約取引	33	0	146	0

(注) みなし決済損益を時価欄に記載しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1.ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	デリバティブ取引の種類		的額等 万円) うち1年超	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引				
以外の取引	売建				
	トルコ・リラ	177		4	4
	アメリカ・ドル	68		1	1
	南アフリカ・ランド	746		11	11
	オーストラリア・ドル	82		1	1
	ニュージーランド・ドル	163		2	2
	買建				
	南アフリカ・ランド	10		0	0
	オーストラリア・ドル	313		5	5
	合計	1,563		15	15

⁽注) 時価の算定方法に関して、為替予約取引は、受取金額、支払金額をそれぞれ当該通貨の金利で現在価値に割引き、スポットの為替レートで邦貨換算して算出した受取現在価値から支払現在価値を控除した額であります。

(2) 金利関連

区分	デリバティブ取引の種類	契約額等 (百万円)		時価 (百万円)	評価損益
			うち1年超	(日ハロ)	(百万円)
市場取引	債券先物取引				
	売建	8,637		67	67
	買建	5,547		18	18
合計		14,184		48	48

⁽注) 時価の算定方法に関して、債券先物取引は、取引所が定める清算値段によっております。

 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 該当事項はありません。

前へ 次へ

(退職給付関係)

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
至 平成21年 3 月31日)	至 平成22年 3 月31日)
1 採用している退職給付制度の概要	1 採用している退職給付制度の概要
当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、企業	同左
年金基金制度、適格退職年金制度及び退職一時金制度	
を設けております。また、当社及び一部の連結子会社	
は、平成16年4月1日に厚生年金基金制度及び退職一	
時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行して	
おります。	
なお、当社及び一部の連結子会社は、平成16年4月1日	
に厚生年金基金の代行部分について厚生労働大臣から	
過去分返上の認可を受けて厚生年金基金制度から企業	
年金基金制度(СЅК企業年金基金)に変更しておりま	
す。	
2 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日現在)	2 退職給付債務に関する事項(平成22年3月31日現在)
(単位:百万円)	(単位:百万円)
退職給付債務 28,624	
年金資産 25,622	年金資産 25,645
会計基準変更時差異の未処理額 1,559	会計基準変更時差異の未処理額 1,299
未認識数理計算上の差異 4,123	未認識数理計算上の差異 2,417
未認識過去勤務債務 28	未認識過去勤務債務 25
連結貸借対照表計上額純額 2,709	連結貸借対照表計上額純額 2,180
(+ + +)	(+ + +)
前払年金費用 2,983	前払年金費用 2,378
	退職給付引当金(-) 197
(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあた	(注) 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあた
り、簡便法を採用しております。	り、簡便法を採用しております。

前連結会計年度		当連結会計年度		
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日			
至 平成21年 3 月31日)		至 平成22年 3 月31日)		
3 退職給付費用に関する事項		3 退職給付費用に関する事項		
(単位	立:百万円)	(単位:百万円)		
勤務費用	1,659	勤務費用 1,488		
利息費用	690	利息費用 700		
期待運用収益	812	期待運用収益 717		
会計基準変更時差異の費用処理額	259	会計基準変更時差異の費用処理額 260		
数理計算上の差異の費用処理額	109	数理計算上の差異の費用処理額 474		
過去勤務債務の費用処理額	394	過去勤務債務の費用処理額 0		
退職給付費用	2,300	退職給付費用 2.206		
_ (+ + + + +)	2,300	(++++++)		
_ その他 (注) 3	1,084	その他 (注) 3 3,284		
合計(+)	3,384	合計(+) 5,490		
(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の	退職給付費	(注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費		
用は「勤務費用」に含めて記載して	こおります。	用は「勤務費用」に含めて記載しております。		
2 非連結子会社が負担する出向者に係	る退職給付	2 非連結子会社が負担する出向者に係る退職給付		
費用を控除しております。		費用を控除しております。		
3 「その他」の内訳は、次のとおりであ	5ります。	3 「その他」の内訳は、次のとおりであります。		
確定拠出年金掛金の支払額	413百万円	確定拠出年金掛金の支払額 491百万円		
退職金等	656百万円	特別退職金 2,436百万円		
過年度退職給付費用	14百万円	退職金等 349百万円		
		過年度退職給付費用 6百万円		
4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項		4 退職給付債務等の計算基礎に関する事項		
	間定額基準	退職給付見込額の期間配分方法 期間定額基準		
	5%	割引率 2.5%		
	0%	期待運用収益率 3.0%		
	~ 15年	会計基準変更時差異の処理年数 15年		
	~ 12年	数理計算上の差異の処理年数 5~12年		
	~ 12年	過去勤務債務の額の処理年数 10~12年		
~ ZZENINIKINO HKOVECT IXX				

<u>前へ</u> 次へ

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

(1) (1)		T	1
会社名	提出会社		
決議年月日	平成16年 6 月25日 (第36回定時株主総会)	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 8 執行役員 14 子会社取締役 43 子会社執行役員 10 従業員 1,842 子会社従業員 557	取締役 10 執行役員 4 子会社取締役 55 子会社執行役員 29 従業員 1 子会社従業員 1,329	取締役 6 監査役 1 従業員 56
株式の種類別ストック・オ プションの数(株) (注)	普通株式 1,016,700	普通株式 1,123,000	普通株式 1,192
付与日	平成16年 8 月27日	平成17年11月14日	平成15年 8 月25日
権利確定条件	要お会はしいの地位社員年喪位権るも、社役地え又関執と利る、新けい社従新当締に喪は地職し喪行はと利は行を当社の役で約は、当ので約は、大大の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大人の大	同左	(ア) (行締のと満る社位締るは(しをも株定り入こ(て約より) 時、監では、社位の他がいますといっての事がで、書きないで、は、社従いい、年くらの曲つい。ががで、書き、は、社びい、年くらの曲つい。ががで、書き、は、世のののののののののののののののののである。というでは、本代の書ののののののののののののののののののののののののののののののののののの
対象勤務期間			
権利行使期間	平成17年7月1日~ 平成20年6月30日	平成18年7月1日~ 平成21年6月30日	平成15年9月1日~ 平成22年8月31日

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

会社名	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ	コスモ証券㈱	
決議年月日	平成16年 6 月17日	平成17年 6 月24日	平成16年 6 月29日	
// · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(第3回定時株主総会)	(第4回定時株主総会)	(第106回定時株主総会)	
 付与対象者の区分及び人数	取締役 4	取締役 4	取締役 7	
(名)	監査役 1	監査役 1 = 50	執行役員及び	
` '	<u>従業員</u> 21	従業員 53	部店長等幹部社員 259	
株式の種類別ストック・オ プションの数(株) (注)	普通株式 281	普通株式 283	普通株式 1,642,000	
付与日	平成16年 8 月10日	平成17年9月6日	平成16年10月29日	
権利確定条件	(行締のと満る社位締るは(しをも株定(入こ(て約よア)特に、住民会にの新場使と約る新そを「」新時監をすよ・にっがめ限株合すす権、たしたに合と、がめりまり、は、社では、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのは、というのと満る社にはの他がいいので、書でいるのののは、というのは、というのと満る社にはの他がいいので、書でいるのののは、というのと満る社にはの他がいいので、書では、というのと満る社にはの他がいいので、書では、というのと満る社にはの他がいいので、書では、というのと満る社には、というのと、これには、というのと、これには、というのと、は、というのと、というのは、はいうのと、というのは、はいうのと、というのは、はいうのは、はいうのと、というのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいうのは、はいいうのは、はいいうのは、はいいうのは、はいいうのは、というのは、はいいうのは、はいいうのは、はいいうのは、はいいうのは、はいいいうのは、はいいうのは、はいいいうのは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいは、はいいいいいは、はいいいいは、はいいいいいは、はいいいは、はいいいいは、はいいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいいは、はいいいは、はいいいは、はいいは、はいいいは、はいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいいは、はいは、はいいは、はいいは、はいは、はいは、はいいは、はいいはいは、はいはいは、はいは、はいはいいは、はいは、はいは、はいは、はいいはいは、はいいはいは、はいいはいは、はいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はいはいは、はいいは、はいは、はいはいはいは、はいは、はいはいは、はいはいはいはいはいは、はいはいは、はいは、はいはいは、はいはいは、はいは、はいは、はいはいは、はいはいは、はいはいはいはいは、はいはいは、はい	同左	新問京社・ (本会社) 大学 (大学) (大学)	
対象勤務期間				
権利行使期間	平成17年7月1日~ 平成20年6月30日	平成18年7月1日~ 平成21年6月30日	平成17年7月1日~ 平成20年6月30日	

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成16年 6 月25日 (第36回定時株主総会)	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	969,500	1,122,400	653
権利確定			
権利行使			80
失効	969,500		
未行使残		1,122,400	573

会社名	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ	コスモ証券(株)
決議年月日	平成16年 6 月17日 (第 3 回定時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)	平成16年 6 月29日 (第106回定時株主総会)
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	281	278	1,642,000
権利確定			
権利行使			
失効	281		1,642,000
未行使残		278	

単価情報

会社名	提出会社	提出会社	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成16年 6 月25日 (第36回定時株主総会)	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)
権利行使価格(円)	4,820	4,990	41,250
行使時平均株価(円)			203,411
付与日における公正な評価 単価(円)			

会社名	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ	コスモ証券(株)
決議年月日	平成16年 6 月17日 (第 3 回定時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)	平成16年 6 月29日 (第106回定時株主総会)
権利行使価格(円)	1,350,000	640,000	1
行使時平均株価(円)			
付与日における公正な評価 単価(円)			

⁽注) 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
云仙石			
決議年月日	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)
付与対象者の区分及び人数 (名)	取締役 10 執行役員 4 子会社取締役 55 子会社執行役員 29 従業員 1 子会社従業員 1,329	取締役 6 監査役 1 従業員 56	取締役 4 監査役 1 従業員 53
株式の種類別ストック・オ プションの数(株) (注)	普通株式 1,123,000	普通株式 1,192	普通株式 283
付与日	平成17年11月14日	平成15年 8 月25日	平成17年9月6日
権利確定条件	受お会はしいの地位社員年喪位権るも 社役地え又関執と利る新けい社従新当締に要は地職し喪行はと利は行を当社の役で的社ははた子あり合、2間を 明子社のとはた子あり合、2間を 明子社のといると当位にた失使権す行当役を出社の役での利は行こ行社行が合社によ場後期利る。時子又し、当的社査るる割行は行こ行社行が合社たのれ間囲使 お社従場子・取役に合いて時社員。に会員のび従が位れしとき て取員と会本の業はとるに子又但お社の地当業定を地、する 当締のいた的、員権するに子又但お社の地当業定を地、する 当締のいた的、員権するに子又但お社の地当業定を地、する 当締のいた的、員権する。	(行締のと満る社位締るは(しをも株定(入こ(て約より)特に監をは、というのと満る社位締るは、した行の予めりのと満る社位にはの他がいまった。当になり、年くらの由ついががで、書きののの件をといる。とにったの地で、おけて、定したでは、は、社びい、年くらの出ついががで、書きののの件をといる。とにったの地がい死こさ、「」に、おいまでは、社びい、年くらの出ついががで、書きののの件をといる。当に、年くらの出ついががで、書きののの件をといる。当に、年くらの出ついががで、書きののの件をといる。当に、「は、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、「は、」に、」に、は、」に、は	同左
対象勤務期間			
権利行使期間	平成18年7月1日~ 平成21年6月30日	平成15年 9 月 1 日 ~ 平成22年 8 月31日	平成18年7月1日~ 平成21年6月30日

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成22年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算しております。

ストック・オプションの数

会社名	提出会社	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,122,400	573	278
権利確定			
権利行使		254	
失効	1,122,400		278
未行使残		319	

単価情報

会社名	提出会社	(株)ベリサーブ	(株)ベリサーブ
決議年月日	平成17年 6 月28日 (第37回定時株主総会)	平成15年 8 月22日 (臨時株主総会)	平成17年 6 月24日 (第 4 回定時株主総会)
権利行使価格(円)	4,990	41,250	640,000
行使時平均株価(円)		151,579	
付与日における公正な評価 単価(円)			

⁽注) 会社法施行日前に付与したストック・オプションであるため、公正な評価単価は記載しておりません。

<u>前へ</u> 次へ

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年 3 月31日現在)		当連結会計年度 (平成22年 3 月31日現在)		
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発		
の内訳		の内訳		
	(単位:百万円)		(単位:百万円)	
繰延税金資産		繰延税金資産		
繰越欠損金	23,748	繰越欠損金	67,871	
減価償却費	370	減価償却費	169	
ソフトウェア開発	3,486	ソフトウェア開発	2,086	
退蔵益未計上	3,762	退蔵益未計上	3,475	
減損損失	7,791	減損損失	6,756	
投資有価証券評価損	2,054	投資有価証券評価損	1,928	
貸倒引当金	340	貸倒引当金	3,671	
賞与引当金	2,343	賞与引当金	1,541	
開発等損失引当金	747	匿名組合投資損失	689	
解約違約金損失引当金	737	未払事業税	238	
未払事業税	101	退職給付引当金	834	
退職給付引当金	856	金融商品取引責任準備金	276	
金融商品取引責任準備金	353	その他	1,210	
金融サービス運用資産の評価損	37,082	繰延税金資産小計	90,751	
その他	1,866	評価性引当額	86,347	
繰延税金資産小計	85,644	繰延税金資産合計	4,403	
評価性引当額	82,519			
繰延税金資産合計	3,125			
繰延税金負債		繰延税金負債		
前払年金費用	1 215	前払年金費用	969	
別が中立員用 その他有価証券評価差額金	1,215 683	形が生金員用 その他有価証券評価差額金	393	
その他有個証分計個差額並	1,342	その他	600	
繰延税金負債合計	3,241	繰延税金負債合計	1,963	
繰延税金資産の純額	116	森延枕並負債ロロ 繰延税金資産の純額	2,440	
無些枕並員座の部領		林煌州並負煙の制領	2,440	
2 法定実効税率と税効果会計適用後率との間に重要な差異があるときのとなった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の 率との間に重要な差異があるときの、 となった主要な項目別の内訳		
	(単位:%)		(単位:%)	
国内の法定実効税率	40.7	国内の法定実効税率	40.7	
(調整)		(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.2	交際費等永久に損金に 算入されない項目	0.2	
住民税均等割	0.2	住民税均等割	0.5	
評価性引当額の増減	49.2	評価性引当額の増減	26.6	
のれん償却額	0.4	のれん償却額	0.1	
その他	2.6	債務消滅益	11.4	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	11.8	その他	0.9	
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.9	

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(共通支配下の取引等)

1 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称 並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称 (㈱СЅКホールディングス(以下、「当社」)

コスモ証券(株)

事業の内容 当社: CSKグループ及びグループ会社の経営管理、並びにそれに付帯する業

務

コスモ証券㈱: 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・

代理業

(2) 企業結合の法的形式

当社を完全親会社としコスモ証券㈱を完全子会社とする株式交換

(3) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社グループにおける証券系ビジネスを推進する体制が整いつつあることから、この証券系ビジネスを本格的な事業の柱とすべく取組みを始め、コスモ証券㈱をその中核とし、グループ一体となって証券系ビジネスを推進してまいります。

この再編を円滑に進めるために、当社は、コスモ証券㈱を株式交換の方法により完全子会社といたしました。

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成19年11月15日)に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得の対価

(株) CSKホールディングスの普通株式 2

24,209百万円

取得に直接要した支出

株式交換比率算定費用等

26百万円

取得原価

24,236百万円

- 4 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額
 - (1) 株式の種類及び交換比率

普通株式 (株) C S K ホールディングス 1:コスモ証券(株) 0.046

(2) 交換比率の算定方法

当社及びコスモ証券(株は、第三者機関にそれぞれ株式交換比率の算定を依頼し、両者の株式について、市場株価平均法等により株式交換比率案を算定いたしました。その算定結果を参考に両社間で交渉・協議を重ねた結果、結論の交換比率といたしました。

(3) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 9,742,431株

評価額 24,209百万円

- 5 発生したのれん又は負ののれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間
 - (1) のれんの金額 7,742百万円
 - (2) 発生原因

本件株式交換により減少する少数株主持分の金額が、追加取得したコスモ証券㈱の普通株式の取得原価を下回ることにより発生したものであります。

(3) 償却の方法及び償却期間

定額法により5年間で償却

- (注) 当該のれんにつきましては、当連結会計年度末残高6,585百万円を全額減損損失として計上しております。 なお、詳細については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結損益計算書関係)」をご参照ください。
- (4) 企業結合契約に規定される条件付取得対価の内容及び当該連結会計年度以降の会計処理方針該当事項はありません。
- (5) 取得原価のうち研究開発費等に配分され費用処理された金額及びその科目名 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 記載すべき重要なものはありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

<u>前へ</u>

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

区分	情報 サービス 事業 (百万円)	金融 サービス 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	184,441	3,470	15,600	2,587	206,099		206,099
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	6,352	2	21	155	6,532	(6,532)	
計	190,793	3,473	15,621	2,743	212,631	(6,532)	206,099
営業費用	182,008	119,084	23,490	2,559	327,142	2,024	329,166
営業利益又は営業損失()	8,785	115,611	7,868	183	114,510	8,556	123,066
資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出							
資産	67,833	116,907	89,604	51,449	325,795	38,136	363,931
減価償却費	4,165	39	1,125	126	5,456	1,596	7,053
減損損失	3,243	311	10,176	12	13,745	1,145	14,890
資本的支出	7,167	5	1,230	52	8,456	11,974	20,430

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、

コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事

業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

金融サービス事業 投資事業組合・匿名組合・不動産・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル

事業、投資信託委託業等

証券事業 証券業、証券業付随業務等

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

- 2 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は38,136百万円であり、主として当社運用資金(現 預金等)、長期投資資金(投資有価証券等)等に係る資産であります。また、営業費用のうち、消去又は全社の 項目に含めた配賦不能営業費用の金額は14,911百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等 であります。
- 3 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用とその償却費が含まれております。

(会計方針の変更)

棚卸資産の評価に関する会計基準等の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 (1) 」に記載のとおり、当連結会計年度より、棚卸資産の評価基準を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、営業利益は「情報サービス事業」で3百万円、「金融サービス事業」で81,054百万円、「プリペイドカード事業」で1百万円それぞれ減少しており、資産は「情報サービス事業」で4百万円、「金融サービス事業」で81,054百万円、「プリペイドカード事業」で1百万円それぞれ減少しております。

プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 (8)」に記載のとおり、当連結会計年度より、プリペイドカード事業における第三者型カード発行の会計処理を変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「プリペイドカード事業」における売上高及び営業利益は383百万円それぞれ増加しております。また、資産は「プリペイドカード事業」で16,268百万円増加し、「消去又は全社」で同額減少しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

区分	情報 サービス 事業 (百万円)	プリペイド カード 事業 (百万円)	証券事業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	147,804	3,023	17,619	1,070	169,518		169,518
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	3,248	168	11	0	3,430	(3,430)	
計	151,053	3,192	17,631	1,071	172,948	(3,430)	169,518
営業費用	139,732	2,960	17,485	2,920	163,099	2,242	165,341
営業利益又は営業損失()	11,321	231	145	1,848	9,849	5,672	4,176
資産、減価償却費、減損損失 及び資本的支出							
資産	64,303	58,315	94,058	10,463	227,141	40,608	267,749
減価償却費	3,706	107	439	13	4,266	1,372	5,639
減損損失	6		54	10	71	1,142	1,213
資本的支出	3,049	28	682	12	3,772	910	4,683

(注) 1 事業セグメント区分の方法及び各区分に属する主要なサービスの名称

サービスの種類、性質、業務形態の類似性により下記のとおり区分しております。

情報サービス事業システム開発、システム運営管理、コンピュータ機器の保守、データエントリー、

コンピュータ関連のコンサルティング及び教育等のサービス事業、

業務運用、コンピュータ及びコンピュータ関連の周辺機器・消耗品等の販売事

業、コンピュータビル等の工事請負事業、コンピュータビルの賃貸事業

プリペイドカード事業 プリペイドカードの発行・精算事業、カードシステムの開発・販売事業

証券事業 証券業、証券業付随業務等

その他の事業 投資事業組合・株式等への投資事業、ベンチャーキャピタル事業、投資信託委託

業等

- 2 資産のうち消去又は全社の項目に含めた全社資産の金額は40,608百万円であり、主として当社運用資金(現 預金等)、長期投資資金(投資有価証券等)等に係る資産であります。また、営業費用のうち、消去又は全社の 項目に含めた配賦不能営業費用の金額は8,280百万円であり、当社で発生したグループ会社の管理費用等で あります。
- 3 減価償却費及び資本的支出には長期前払費用とその償却費が含まれております。
- 4 不動産証券化事業をはじめとする金融サービス事業からの撤退に伴い、当連結会計年度より同事業をその他の事業として表示しております。また、それに併せて事業区分の記載順番の見直しを行ない、当連結会計年度より「情報サービス事業」、「プリペイドカード事業」、「証券事業」、「その他の事業」の順番に変更いたしました。

(会計方針の変更)

請負契約に係る完成工事高及び完成工事原価の計上基準の適用

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 (5) 」に記載のとおり、当連結会計年度に着手した請 負契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については工事進行 基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の請負契約については工事完成基準を適用しております。

これにより、当連結会計年度における情報サービス事業の売上高は1,167百万円増加し、営業利益は340百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

全セグメントの売上高の合計及び全セグメント資産の金額の合計額に占める「本邦」の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満のため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月 17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	合同会社 A C A イ ンベストメンツ	東京都千代田区		当社の株式 及び新株予 約権の保有 及び処分、投 資業	(被所有) 直接 36.5	当社への出資	第三者割当 優先株式 新株予約権	16,000 467		
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	ACAプロパ ティーズ投資事業 有限責任組合	東京都千代田区		ゲン・キャ ピタル(株)の 株式、債権の 保有及び経 営指導	なし	債権等の譲渡	子会社債権等 の譲渡 譲渡額 関係会社貸 付金譲渡損失	481 50,588		
主要株主 (法人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社 等	ゲン・キャピタル (株)	東京都 港区	100	不動産投資 事業	なし	事業資金の 貸付	資金の貸付 当期減少額 受取利息		短期貸付金 未収収益	21,610 0

- (注) 1 合同会社ACAインベストメンツは、ACA(㈱が当社の株式保有を目的に設立された合同会社であり、当社における実質的な主要株主は、ACA(㈱であります。
 - 2 A C A プロパティーズ投資事業有限責任組合は、当社の実質主要株主である A C A (株)が無限責任組合員を務めており、当社子会社であった C S K ファイナンス(株)(現社名 ゲン・キャピタル(株))の債権譲渡並びに同社株式の保有を目的として組成された組合であるため、主要株主の子会社としております。
 - 3 ゲン・キャピタル(株)は、平成21年9月30日付で当社子会社から、当社の実質主要株主の子会社であるACAプロパティーズ投資事業有限責任組合の子会社へ異動しております。よって、取引金額は平成21年9月30日から平成22年3月31日までの取引について記載しております。
 - 4 ゲン・キャピタル(株)への貸付金利息につきましては、市場金利を勘案し適切な利率を適用しております。なお、 ゲン・キャピタル(株)への貸付金の一部について、8,219百万円の貸倒引当金を計上しております。



(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		
1 株当たり純資産額 251	.40円 1	株当たり純資産額	241.34円	
1株当たり当期純損失金額 2,097	.39円 1	株当たり当期純損失金額	720.62円	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 ましては、潜在株式は存在するものの1株当たり 損失であるため記載しておりません。	当期純 き	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純マ モましては、潜在株式は存在するものの1ネ セ損失であるため記載しておりません。		

⁽注) 1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	25,247	15,807
普通株式に係る純資産額(百万円)	20,176	30,339
差異の主な内訳(百万円)		
A 種優先株式		15,000
B種優先株式		15,000
E 種優先株式		5,500
F 種優先株式		5,500
第6回新株予約権		171
第7回新株予約権		295
少数株主持分	5,070	4,680
普通株式の発行済株式数(千株)	80,290	125,747
普通株式の自己株式数(千株)	32	35
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	80,257	125,712

2 1株当たり当期純損失金額

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
連結損益計算書上の当期純損失()(百万円)	161,529	59,180
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	161,529	59,180
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
期中平均株式数(千株)	77,014	82,124

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益調整額(百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		
普通株式増加数(千株)		
(うち新株引受権)		
(うち新株予約権)		
(うち新株予約権付社債)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た	<当社>	<当社>
り当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の 概要	新株予約権(平成16年 6月25日決議)9,695個	新株予約権(平成17年 6月28日決議)11,224 個
	新株予約権(平成17年 6月28日決議)11,224個 なお、新株予約権(平成16年6月25日決議) は当連結会計年度において権利行使期間を終 了しております。	開 6 回新株予約権 (平成 21年 9 月 2 9 日 2 9 日 決議) 240,000個 第 7 回新株予約権 (平成 21年 9 月 2 9 日 決議) 240,000個 なお、新株予約権 (平成 17年 6 月 28 日 決議 17年 6 月 28 日 決 は 当連組 17 しております。
	ユーロア建転付付 (円) 第型額面第型 (円) 第型 (円) 第型 (円) 第型 (型) 1 (円) 第型 (型) 1 (円) 第型 (型) 1 (円) 第一 (型) 1 (型	ユ新新館 21,792 再報 21,792 再 21,7

有価証券報告書

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	く㈱新8新6がはい了コ新6がはい了ボーンお 関ベ株月株月大日間ではいて、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・プロのでは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででできない。 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・でででは、 ・ででできない。 ・でででは、 ・でででは、 ・ででできない。 ・でででできない。 ・ででできない。 ・ででできない。 ・でできない。 ・でできない。 ・でできない。 ・でできない。 ・ででできない。 ・ででできない。 ・ででできない。 ・でできない。 ・でででできない。 ・ででできない。 ・ででできない。 ・でででできない。 ・でででできない。 ・でででできない。 ・ででででできない。 ・ででででできない。 ・でででできない。 ・ででででできない。 ・ででででできない。 ・でででででできない。 ・ででででででできない。 ・ででででででできない。 ・でででででででででででででいる。 ・でででででででででででいる。 ・でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	A株B株C株D株E株 5 株 5 先年株ま 「況(1発記すく㈱新8新6 が成はい了 新 7 ンお 2 大の 2 大の 3 大の 3 大の 3 大の 4 大の 4 大の 4 大の 4 大の 4

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日	(自 平成	結会計年度 ,21年 4 月 1 日		
至 平成21年3月31日)		22年3月31日)		
	(連結子会社の株式の譲渡	•		
		15日開催の取締役会において、		
		コスモ証券㈱の全株式を、岩井		
		決議いたしました。なお、当該		
		、平成22年4月16日に完了して		
	おります。			
	(1) 譲渡の理由	•		
		- プ再生に向けた事業基盤の再		
		不動産証券化事業からの完全撤		
		財務基盤の強化、経営体制の刷		
		の経営資源の集中など、事業構		
	造及びコスト構造の改革			
		営資源を集中するにあたり、今		
		事業の方向性を検討した結果、		
		モ証券㈱については、事業上の		
		が薄いこと、加えて関西地区で		
		井証券㈱との連携は、コスモ証		
		「有益であると判断いたしまし		
	た。			
	(2) 譲渡先の概要			
		証券株式会社		
		5中央区北浜1丁目8番16号		
	代表者の氏名 代表取締役社長 沖津 嘉昭			
	資本金の額 100億			
	事業の内容 金融商品取引業			
	当社との関係 該当事	■頃はのりません		
	(3) 譲渡日 平成22年 4 月16日			
	「M2244万10日 (4) 譲渡する子会社の概	亜		
	` '	女 ∃証券株式会社		
		5中央区今橋 1 丁目 8 番12号		
	代表者の氏名 代表耳			
	資本金の額 135億			
		,- 5品取引業		
		連結経営成績及び連結財務状態		
	連結決算期	平成22年3月期		
	資産	939億円		
	負債	694億円		
	純資産	245億円		
	営業収益	176億円		
	営業利益	1億円		
	経常利益	0億円		
	当期純利益	3億円		
	(5) 株式譲渡の内容	and a series of		
		00,000株(所有割合 100%)		
		170億円		
	株式譲渡に伴う損失			
	譲渡後の持分比率	0%		
	(6) その他重要な特約等			
	該当事項はありません。	9		

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
(株) C S K ホールディン グス	第4回無担保社債	平成15年 7月10日	8,000		1.2	無担保		(注) 1
(株) C S K ホールディン グス	第5回無担保社債	平成15年 7月10日	6,000		0.4	無担保		(注) 1
(株) C S K ホールディン グス	第6回無担保社債	平成15年 7月31日	6,000		1.1	無担保		(注) 1
(株) C S K ホールディン グス	2011年満期ユーロ 円建転換社債型新 株予約権付社債	平成15年 9月4日	21,792	21,792		無担保	平成23年 9月2日	(注) 2
(株) C S K ホールディン グス	第7回無担保転換 社債型新株予約権 付社債	平成18年 7月27日	35,000	35,000	0.3	無担保	平成25年 9月30日	(注)3
合計			76,792	56,792				

- (注) 1 当連結会計年度において全額繰上償還しております。
 - 2 新株予約権付社債の権利行使条件等は次のとおりであります。

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (百万円)	新株予約権の行 使により発行し た株式の発行価 額の総額 (百万円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 行使期間	代用払込 に関する 事項
普通株式	無償	2,937.5	23,000		100	自 平成15年 10月2日 至 平成23年 8月19日	(注)

- (注) 1 本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使した時は、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなしております。
 - 2 発行価額の総額23,000百万円のうち、1,208百万円については平成19年9月4日に繰上償還しております。
- 3 新株予約権付社債の権利行使条件等は次のとおりであります。

発行すべき 株式の内容	新株予約権 の発行価額	株式の 発行価格 (円)	発行価額 の総額 (百万円)	新株予約権の行 使により発行し た株式の発行価 額の総額 (百万円)	新株予約権 の付与割合 (%)	新株予約権 行使期間	代用払込 に関する 事項
普通株式	無償	2,816.8	35,000		100	自 平成18年 9月1日 至 平成25年 9月27日	(注)

- (注)本新株予約権付社債の社債権者が本新株予約権を行使した時は、本社債の全額の償還に代えて当該本 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなしており ます。
- 4 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
	21,792		35,000	

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	78,423	5,870	1.5	
1年以内に返済予定の長期借入金		5,063	2.4	
1年以内に返済予定のリース債務	148	351	3.4	
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)		40,063	2.7	自平成24年3月 至平成26年3月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	430	1,059	3.6	自平成23年 5 月 至平成27年 2 月
その他有利子負債 金融サービス負債 (短期借入金(ノンリコースローンを含む))	38,001			
証券業における信用取引負債 (信用取引借入金)	6,005	12,439	1.0	
合計	123,009	64,847		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)(注)	(百万円)
長期借入金	10,063	10,000	20,000	

- (注) 平成22年4月16日に当社の完全子会社であるコスモ証券㈱の全株式を譲渡し、株式譲渡の払込金により10,000百万円を期限前弁済しております。
- 3 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における返済予定額は次のとおりであります。

区分	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
リース債務	334	313	276	134

(2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	
	(自 平成21年4月1日	(自 平成21年7月1日	(自 平成21年10月1日	(自 平成22年1月1日	
	至 平成21年6月30日)	至 平成21年9月30日)	至 平成21年12月31日)	至 平成22年3月31日)	
売上高(百万円)	41,871	42,732	38,766	46,147	
税金等調整前四半期純 利益金額又は税金等調 整前四半期純損失金額 ()(百万円)	13,727	44,629	995	2,190	
四半期純損失金額()(百万円)	14,041	44,606	126	436	
1株当たり四半期純損 失金額()(円)	174.95	555.80	1.57	4.97	

2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,811	17,160
売掛金	7	633
営業未収入金	926	583
前払費用	667	377
繰延税金資産	-	245
短期貸付金	-	21,613
関係会社短期貸付金	164,146	7,569
未収入金	₃ 4,193	3 2,680
未収還付法人税等	2,302	3,225
その他	699	840
貸倒引当金	92,528	8,766
流動資産合計	90,226	46,163
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,637	19,079
減価償却累計額	6,159	7,790
建物(純額)	12,478	11,288
構築物	670	689
減価償却累計額	215	297
構築物(純額)	455	391
車両運搬具	1	1
減価償却累計額	1	1
車両運搬具(純額)	0	0
工具、器具及び備品	2,572	2,576
減価償却累計額	1,620	1,856
工具、器具及び備品(純額)	951	719
土地	17,487	8,426
	419	31
有形固定資産合計	31,793	20,858
無形固定資産	31,773	20,030
商標権	5	3
ソフトウエア	1,898	1,001
その他	0	0
無形固定資産合計	1,904	1,005

・ へ(EU4786) 有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	13,789	6,384
関係会社株式	78,953	82,368
その他の関係会社有価証券	2,422	3,440
長期貸付金	14	14
従業員に対する長期貸付金	32	43
関係会社長期貸付金	22,553	23,252
破産更生債権等	-	3
敷金及び保証金	5,171	4,398
その他	1,200	1,000
貸倒引当金	12,994	16,967
投資その他の資産合計	111,144	103,937
固定資産合計	144,841	125,801
資産合計	235,068	171,965
負債の部		
流動負債	50 500	5 000
短期借入金	1 70,700	1 5,000
未払金	3,450	470
未払費用	1,431	1,037
未払法人税等	217	327
前受金	12	5
預り金	3, 4 57,495	3, 4 54,231
賞与引当金	127	44
解約違約金損失引当金	1,811	<u>-</u>
流動負債合計	135,246	61,116
固定負債		
社債	20,000	-
新株予約権付社債	56,792	56,792
長期借入金	-	1 40,000
繰延税金負債	212	315
役員退職慰労引当金	81	-
長期預り金	3, 4 7,000	4 1,000
長期預り保証金	3 2,680	3 2,777
固定負債合計	86,767	100,885
負債合計	222,013	162,001

有価証券報告書(単位:百万円)

		(十四・日川)
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	73,225	96,225
資本剰余金		
資本準備金	28,871	51,871
資本剰余金合計	28,871	51,871
利益剰余金		
利益準備金	62	62
その他利益剰余金		
別途積立金	61,821	61,821
繰越利益剰余金	149,698	200,665
利益剰余金合計	87,814	138,781
自己株式	9	9
株主資本合計	14,272	9,305
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,217	191
評価・換算差額等合計	1,217	191
新株予約権	-	467
純資産合計	13,054	9,963
負債純資産合計	235,068	171,965

【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収入	1, 2 13,792	1, 2 17,255
営業費用	·, -	., -
役員報酬	220	127
従業員給料及び手当	873	752
賞与引当金繰入額	127	44
地代家賃	1,879	910
支払手数料	1,292	767
業務委託費	4,989	2,391
減価償却費	2,776	2,454
その他	2,391	1,870
営業費用合計	14,550	9,317
営業利益又は営業損失()	757	7,937
営業外収益		
受取利息	2 3,117	1,380
施設利用料	1,279	2 364
その他	1,160	471
営業外収益合計	5,557	2,216
営業外費用		
支払利息	1,687	2,792
社債利息	269	177
投資有価証券売却損	727	-
投資事業組合運用損	3,596	-
株式交付費	-	427
支払手数料	-	600
その他	326	806
営業外費用合計	6,606	4,804
経常利益又は経常損失()	1,806	5,350
特別利益		
投資有価証券売却益	-	546
役員退職慰労引当金戻入額	-	81
関係会社株式売却益	2	-
その他		203
特別利益合計	3	831

有価証券報告書(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
特別損失		
減損損失	3 1,527	-
関係会社株式評価損	44,565	-
貸倒引当金繰入額	100,277	4,335
本社建設中止に係る損失	4 2,542	-
関係会社貸付金等譲渡損失	-	50,588
その他	1,394	4,608
特別損失合計	150,308	59,533
税引前当期純損失()	152,112	53,352
法人税、住民税及び事業税	835	2,153
法人税等調整額	913	232
法人税等合計		2,385
当期純損失()	152,190	50,966

(単位:百万円)

【株主資本等変動計算書】

		(十四:口711)
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	73,225	73,225
当期変動額		
新株の発行	-	23,000
当期変動額合計	-	23,000
当期末残高	73,225	96,225
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	28,871	28,871
当期変動額		
新株の発行	-	23,000
当期変動額合計	-	23,000
当期末残高	28,871	51,871
その他資本剰余金		<u> </u>
前期末残高	7,028	
当期変動額	,,,==	
新株の発行	4,025	
自己株式の処分	2	
株式交換による自己株式の処分	11,051	-
当期変動額合計	7,028	-
当期末残高	-	_
資本剰余金合計		
前期末残高	35,899	28,871
当期変動額	33,097	20,071
新株の発行	4,025	23,000
自己株式の処分	2	-
株式交換による自己株式の処分	11,051	
当期変動額合計	7,028	23,000
当期末残高	28,871	51,871
利益剰余金	20,071	31,071
利益準備金		
前期末残高	62	62
当期変動額	02	02
当期変動額合計	_	_
当期末残高	62	62
その他利益剰余金		02
別途積立金		
前期末残高	71,821	61,821
当期変動額	/1,021	01,821
ヨかを勤命 別途積立金の取崩	10,000	
当期変動額合計	10,000	•
		61,821
当期末残高	61,821	01,821

有価証券報告書 (単位:百万円)

繰越利益剰余金 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	成21年3月31日) 5,717 10,000 1,410 152,190 -	至 平成22年3月31日) 149,698
前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	10,000 1,410	149,698
当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	10,000 1,410	149,698
別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	1,410	-
剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	1,410	-
当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分		
自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	152,190	-
株式交換による自己株式の処分 当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	-	50,966
当期変動額合計 当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分		0
当期末残高 利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	379	-
利益剰余金合計 前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	143,981	50,967
前期末残高 当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	149,698	200,665
当期変動額 別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分		
別途積立金の取崩 剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	66,166	87,814
剰余金の配当 当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分		
当期純損失() 自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	-	-
自己株式の処分 株式交換による自己株式の処分	1,410	-
株式交換による自己株式の処分	152,190	50,966
	-	0
U HI - T- FL AT A - 1	379	-
当期変動額合計	153,981	50,967
	87,814	138,781
自己株式		
前期末残高	31,614	9
当期変動額		
自己株式の取得	17	1
自己株式の処分	6	1
株式交換による自己株式の処分	31,615	-
	31,604	0
 当期末残高	9	9
株主資本合計		
前期末残高	143,677	14,272
当期変動額	,	
新株の発行	4,025	46,000
剰余金の配当	1,410	-
当期純損失()	152,190	50,966
自己株式の取得	17	1
自己株式の処分	1 /	
株式交換による自己株式の処分	4	0
 当期変動額合計		0
当期末残高	4	0 - 4,967

・ヘ(EU4786) 有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	848	1,217
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	2,065	1,409
当期変動額合計	2,065	1,409
当期末残高	1,217	191
繰延へッジ損益		
前期末残高	0	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	0	-
当期変動額合計	0	-
当期末残高	-	-
評価・換算差額等合計		
前期末残高	847	1,217
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	2,065	1,409
当期変動額合計	2,065	1,409
当期末残高	1,217	191
新株予約権		
前期末残高	-	-
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	467
当期変動額合計	-	467
当期末残高	-	467
純資産合計		
前期末残高	144,524	13,054
当期変動額		
新株の発行	4,025	46,000
剰余金の配当	1,410	-
当期純損失()	152,190	50,966
自己株式の取得	17	1
自己株式の処分	4	0
株式交換による自己株式の処分	20,184	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,065	1,876
当期変動額合計	131,470	3,090
当期末残高	13,054	9,963
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づ 時価法(評価差額は全部純資価 は移動平均法により処理し、売却原価 は移動平均法による原価法 (3) その他の関係会社有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業組合への出こよの 商品取引法第2条第2項によりいい おお、投資事業組合への出ことの おお、投資事業組合への出ことの は、組合契約に規定される決算報 商品でして、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。 時価法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 (3) その他の関係会社有価証券 時価のないもの 同左
及び評価方法 3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)にでは、定額法を採用しております。 また、平成19年3月31日以前に即可能額までの償却が終了してい質が終了しているのにで均等に償却する方法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおります。 なお、主な耐用年数は次のとおります。 2年~50年 工具、器具及び備品2年~15年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のよりに基づく定額法 その他定額法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 同左 その他 同左

有価証券報告書

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20 年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ た会計処理によっております。 たまから に自い では、 はい といっと にはい といっと にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる	ス・いで 中で は でいた でいた でんし でんし でんし でんし でんし でんし でんし は いいに 準じ いいに 準じ かいに かいに かい いい に かい いい かい に かい いい かい いい かい いい かい いい かい いい かい いい かい か
至 平成21年 3 月31日) 至 平成22年 3 月31日 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リー ス取引に係るリース資産については リース期間を耐用年数とし、残存価 額をゼロとする定額法を採用してお ります。 なお、リース取引開始日が平成20 年 3 月31日以前の取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ た会計処理によっております。 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。	ス・いで 中で は でいた でいた でんし でんし でんし でんし でんし でんし でんし は いいに 準じ いいに 準じ かいに かいに かい いい に かい いい かい に かい いい かい いい かい いい かい いい かい いい かい いい かい か
(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リー ス取引に係るリース資産については リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20 年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス ス取引に係るリース資産に リース期間を耐用年数とし 額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20 年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	ス・リー は、
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	ONでは 、残存の 閉してお が平成20 いては、 去に準じ
ス取引に係るリース資産については リース期間を耐用年数とし、残存価 額をゼロとする定額法を採用してお ります。 なお、リース取引開始日が平成20 年3月31日以前の取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ た会計処理によっております。	ONでは、 、残存でお ず平成20 いては、 まに準じ
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。 はお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の取引については、年3月31日以前の取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 た会計処理によっております。	、残存価 用してお が平成20 いては、 去に準じ
額をゼロとする定額法を採用しております。 ります。 ります。 ります。 なお、リース取引開始日が平成20 なお、リース取引開始日が平成20 年3月31日以前の取引については、 年3月31日以前の取引につ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ 通常の賃貸借取引に係る方法 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。	用してお が平成20 いては、 去に準じ
ります。 なお、リース取引開始日が平成20 年3月31日以前の取引については、 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ た会計処理によっております。 ります。 なお、リース取引開始日が 年3月31日以前の取引につ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ た会計処理によっております。 ります。 年3月31日以前の取引につ 通常の賃貸借取引に係る方法	が平成20 いては、 去に準じ
なお、リース取引開始日が平成20 なお、リース取引開始日が 年3月31日以前の取引については、年3月31日以前の取引につ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ 通常の賃貸借取引に係る方法 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。	いては、 去に準じ
年3月31日以前の取引については、年3月31日以前の取引につ 通常の賃貸借取引に係る方法に準じ 通常の賃貸借取引に係る方法 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。	いては、 去に準じ
通常の賃貸借取引に係る方法に準じ 通常の賃貸借取引に係る方法 た会計処理によっております。 た会計処理によっております。	去に準じ
た会計処理によっております。 た会計処理によっております	
	寸 .
(会計方針の変更)	, 0
(AHI/J#IV/XX/	
従来、所有権移転外ファイナンス	
・リース取引については、賃貸借取	
引に係る方法に準じた会計処理に	
よっておりましたが、当事業年度よ	
り「リース取引に関する会計基準」	
(企業会計基準第13号(平成5年6月	
17日(企業会計審議会第一部会)、平	
成19年3月30日改正))及び「リース	
取引に関する会計基準の適用指針」	
(企業会計基準適用指針第16号(平成	
6年1月18日(日本公認会計士協会	
会計制度委員会)、平成19年3月30日	
改正))を適用し、通常の売買取引に	
係る会計処理によっております。	
この変更に伴い、従来の方法に比	
べて、損益に与える影響は軽微であ	
ります。	
4 繰延資産の処理方法 株式交付費は支出時に全額費用処理 同左	
しております。	
5 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (1) 貸倒引当金	
金銭債権の貸倒れによる損失に備 同左	
えるため、一般債権については貸倒	
実績率により、貸倒懸念債権等につ	
いては個別に回収可能性を検討し、	
回収不能見込額を計上しておりま	
वृ	
(2) 賞与引当金 (2) 賞与引当金	
従業員への賞与支給に備えるたりにあるために	
め、支給見込額を計上しております。	
(3) 解約違約金損失引当金	
本社建設中止に伴い、将来発生す	
る可能性のある売買契約違約損失に	
備えるため、当事業年度末に必要と	
見込まれる損失発生見込額を計上し	
ただなれる損失先生先の顔を引工しております。	
(0.783)	

·	
前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(4) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務及び年金資産の見込額に基づき 計上しております。 なお、当事業年度末においては、年 金資産見込額が退職給付債務見込額 から会計基準変更時差異の未処理額 及び未認識数理計算上の差異を控除 した額を超過しているため、超過額 を投資その他の資産の「その他」に 計上しております。 会計基準変更時差異については、 15年による按分額を費用処理しております。	(3) 退職給付引当金同左
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数(12年)による定額法により、発生の翌事業年度から費用処理しております。 (5) 役員退職慰労引当金役員への退職慰労金支給に備える	(会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。
ため、内規による必要額を計上しております。 なお、当社は内規を改定し、平成15年6月26日の定時株主総会後、必要額は増加いたしません。	

	前事業年度 (自 平成20年4月1日	当事業年度 (自 平成21年4月1日 五 平成22年3月24日)
	至 平成21年3月31日)	至 平成22年3月31日)
6 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法	
	繰延ヘッジ処理によっておりま	
	す。また、為替予約等について振当処	
	理の要件を満たしている場合には、	
	振当処理を採用しております。	
	(2) ヘッジ手段とヘッジ対象	
	ヘッジ手段	
	為替予約取引	
	ヘッジ対象	
	外貨建金銭債務、外貨建予定	
	取引	
	ヘッジ方針	
	社内規程に基づき、通常業務	
	を遂行する際の為替変動リスク	
	をヘッジしております。なお、短	
	期的な売買差益を獲得する目的	
	(トレーディング目的)や、投機	
	目的のためにデリバティブ取引	
	を行うことはありません。	
	ヘッジの有効性評価の方法	
	ヘッジ手段とヘッジ対象の相	
	場変動額を比較すること等に	
	場を知识を比較すること等に よってヘッジの有効性を判断し	
ファの仲財教学事作代のも	ております。	(4) 沙弗科等の加田大法
7 その他財務諸表作成のた	(1) 消費税等の処理方法	(1) 消費税等の処理方法
めの重要な事項	税抜方式によっております。	同左
	(2) 連結納税制度	(2) 連結納税制度
	連結納税制度を適用しておりま	同左
	ु चं,	

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(損益計算書)
1 前事業任度において区分場記してお

前事業年度において区分掲記しておりました営業外 収益の「受取配当金」(当事業年度285百万円)は、その 重要性が低くなったことから、当事業年度においては、 営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

当事業年度

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(損益計算書)

- 1 前事業年度において区分掲記しておりました営業外 費用の「投資有価証券売却損」(当事業年度140百万 円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度 においては、営業外費用の「その他」に含めて表示し ております
- 2 前事業年度において区分掲記しておりました営業外 費用の「投資事業組合運用損」(当事業年度423百万 円)は、その重要性が低くなったことから、当事業年度 においては、営業外費用の「その他」に含めて表示し ております。
- 3 前事業年度において営業外費用の「その他」に含め て表示しておりました「支払手数料」(前事業年度48 百万円)は、営業外費用の総額の100分の10を超えたた め、当事業年度においては、区分掲記しております。
- 4 前事業年度において区分掲記しておりました特別利 益の「関係会社株式売却益」(当事業年度30百万円) は、特別利益の100分の10以下となったため、当事業年 度においては、特別利益の「その他」に含めて表示し ております。
- 5 前事業年度において区分掲記しておりました特別損 失の「減損損失」(当事業年度1,172百万円)は、その重 要性が低くなったことから、当事業年度においては、特 別損失の「その他」に含めて表示しております。
- 6 前事業年度において区分掲記しておりました特別損 失の「関係会社株式評価損」(当事業年度888百万円) は、その重要性が低くなったことから、当事業年度にお いては、特別損失の「その他」に含めて表示しており ます。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度	
(平成21年3月31日現在)	

1 次の資産は短期借入金2,200百万円の担保に供して おります。

投資有価証券

4,935百万円

2 当社の子会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

ポートタウン特定目的会社

3.802百万円

3 資産及び負債の各科目に含まれる関係会社に係る 主なものは次のとおりであります。

未収入金 3,749百万円 未払金 3,258百万円 預り金 57,461百万円 長期預り金 7,000百万円 長期預り保証金 2,674百万円

4 預り金及び長期預り金

当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。これによる預託資金(64,460百万円)が預り金及び長期預り金に含まれております。

- 5 貸出コミットメント
 - (1) 貸手側

当社は、グループ会社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。

これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額35,770百万円貸付実行残高12,251百万円差引貸付未実行残高23,519百万円対象会社数35社

なお、上記CMS運営基本契約において、資金 使途が限定されるものが含まれるため、必ずし も全額が貸出実行されるものではありません。

(2) 借手側

当社は、運用資金の効率的な調達を行うため、 取引銀行4行とコミットメント契約を締結して おります。

これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

借入極度額 30,000百万円 借入実行残高 30,000百万円 差引借入未実行残高 百万円 当事業年度 (平成22年3月31日現在)

1 次の資産は短期借入金5,000百万円、長期借入金40,000百万円の担保に供しております。

建物 8,447百万円 土地 6,716百万円 関係会社株式 74,034百万円

2 当社の貸付先会社が投資している特定目的会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

ポートタウン特定目的会社

3.310百万円

3 資産及び負債の各科目に含まれる関係会社に係る 主なものは次のとおりであります。

未収入金2,332百万円預り金54,043百万円長期預り保証金2,774百万円

4 預り金及び長期預り金

当社は、グループ全体の効率的な資金運用・調達を行うため、CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム(以下「CMS」)を導入しております。これによる預託資金(55,043百万円)が預り金及び長期預り金に含まれております。

- 5 貸出コミットメント
 - (1) 貸手側

当社は、グループ会社とCMS運営基本契約を締結し、CMSによる貸付限度額を設定しております。

これら契約に基づく当事業年度末の貸付未実行残高は次のとおりであります。

CMSによる貸付限度額の総額5,558百万円貸付実行残高2,300百万円差引貸付未実行残高3,258百万円

対象会社数 20社

なお、上記CMS運営基本契約において、資金 使途が限定されるものが含まれるため、必ずし も全額が貸出実行されるものではありません。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1 営業収入は、主に関係会社からの配当金収入、グループ運営収入であります。
- 2 各科目に含まれている関係会社に対する主なもの は、次のとおりであります。

営業収入 13,746百万円営業費用 4,718百万円受取利息 3,099百万円施設利用料 1,249百万円

3 減損損失の主な内訳は次のとおりであります。

(1) 減損損失を計上した主な資産

場所	用途	種類	
		建物	
愛知県名古屋市	賃貸用資産	建物付属設備	
		土地	

(2) 資産のグルーピングの方法

遊休資産及び売却予定資産においては個別物件単位で、事業資産においては管理会計上の区分としております。

(3) 減損損失の計上に至った経緯及び算定方法

主に収益性が著しく低下した事業用資産においては、不採算事業における回収可能性の将来キャッシュ・フローを考慮し、帳簿価額と回収可能価額との差額を減損損失として計上しております。当事業年度においては減損損失として1,527百万円計上しており、その主な内訳は、土地1,089百万円、建物372百万円、建物付属設備62百万円であります。

なお、回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを3.6%で割り引いて算定した使用価値と不動産鑑定士による不動産鑑定評価額を比較し、いずれか高い金額を採用しております。

4 本社建設中止に係る損失の内訳は次のとおりであります。

解約違約金損失引当金繰入額 1,811百万円 減損損失 144百万円 その他 587百万円 合計 2,542百万円

5

至 平成22年3月31日

2 各科目に含まれている関係会社に対する主なもの は、次のとおりであります。

営業収入17,173百万円営業費用2,675百万円受取利息685百万円施設利用料364百万円

3

1

5 関係会社貸付金等譲渡損失の内訳は、主に連結子会社であった CSKファイナンス㈱(現社名ゲン・キャピタル㈱)の株式及び同社に対する貸付金の譲渡に伴う損失41,837百万円及び同社に対して引き続き保有する一部の貸付金に対して計上した貸倒引当金繰入額8,205百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,121,892	13,924	8,127,014	8,802

(変動事由の概要)

普通株式の増加13,924株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

普通株式の減少8,122,541株は、コスモ証券㈱の完全子会社化に伴う株式交換による減少であります。

普通株式の減少4,473株は、自己株式処分による減少であります。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式 (注)1	8,802	4,310	1,305	11,807
C種優先株式(注)2		227,273	227,273	
D種優先株式(注)2		2,273	2,273	
合計	8,802	233,856	230,851	11,807

(変動事由の概要)

- (注) 1 普通株式の増加4,310株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。また、普通株式の減少1,305株は、 自己株式処分による減少であります。
 - 2 C種優先株式の増加227,273株及びD種優先株式の増加2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによる C種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権の行使に伴い実施した自己株式の取得による増加であります。また、C種優先株式の減少227,273株及びD種優先株式の減少2,273株は、合同会社ACAインベストメンツによるC種優先株式及びD種優先株式に係る普通株式取得請求権が行使された日に、会社法第178条に基づきC種優先株式及びD種優先株式の全てを消却したことによる減少であります。



(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日) 当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

対象となる残高はありません。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」 に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
建物付属設備	18	13	4
車両運搬具	18	9	9
工具、器具 及び備品	76	59	16
合計	113	82	30

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年以内	22百万円
1 年超	9百万円
合計	32百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料25百万円減価償却費相当額24百万円支払利息相当額1百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のも のに係る未経過リース料

1 年以内	1,963百万円
1 年超	10,343百万円
	12 306百万円

1 ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 リース資産の内容

同左

リース資産の減価償却の方法

同左

同左

(1) リース物件の取得価格相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
建物付属設備	18	16	1
工具、器具 及び備品	34	30	3
合計	52	47	5

(2) 未経過リース料期末残高相当額

合計	5百万円
1 年超	百万円
1年以内	5百万円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当 額

支払リース料16百万円減価償却費相当額15百万円支払利息相当額0百万円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(5) 利息相当額の算定方法

同左

(減損損失について)

同左

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のも のに係る未経過リース料

	10 343百万円
1 年超	8,380百万円
1 年以内	1,963百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成21年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,797	4,740	942
関連会社株式			
	3,797	4,740	942

当事業年度(平成22年3月31日現在)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日) 及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式 関連会社株式	3,797	6,510	2,712
合計	3,797	6,510	2,712

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

貸借対照表計上額
(百万円)子会社株式78,499関連会社株式70合計78,570

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、 「子会社株式及び関連会社株式」に含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年 3 月31日現在)		当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)	
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別		1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別	
の内訳		の内訳	
	(単位:百万円)		(単位:百万円)
繰延税金資産		繰延税金資産	
繰越欠損金	5,092	繰越欠損金	50,545
ソフトウェア開発	1,987	ソフトウェア開発	1,011
関係会社株式評価損	28,713	関係会社株式評価損	30,629
貸倒引当金	42,933	貸倒引当金	10,464
投資有価証券評価損	590	投資有価証券評価損	50
賞与引当金	51	賞与引当金	17
解約違約金損失引当金	737	減損損失	874
減損損失	719	その他	436
役員退職慰労引当金	33	繰延税金資産の小計	94,032
その他	534	評価性引当額	93,786
繰延税金資産の小計	81,393	繰延税金資産の合計	245
評価性引当額	81,317		
- 繰延税金資産の合計	75	繰延税金負債	
		前払年金費用	226
│ │ 繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	89
前払年金費用	288	繰延税金負債の合計	315
- 繰延税金負債の合計	288	繰延税金資産の純額	69
繰延税金資産の純額	212		
 2 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担	 2 法定実効税率と税効果会計適用後の	法人税等の負担
率との間に重要な差異があるときの、 となった主要な項目別の内訳	当該差異の原因	率との間に重要な差異があるときの、 となった主要な項目別の内訳	当該差異の原因
ころンに工文の次日がいていい	(単位:%)	このフルエヌ・なべ口いのようか	(単位:%)
 法定実効税率	40.7	」 法定実効税率	40.7
(調整)		(調整)	
受取配当金等永久に益金に算入	0.0	受取配当金等永久に益金に算入	40.4
されない項目	2.8	されない項目	10.1
評価性引当額の増減	43.5	評価性引当額の増減	40.1
その他	0.0	債務消滅益	5.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.1	その他	1.1
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.5

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額 162.61円	1株当たり純資産額 250.55円	
1,975.73円	1 株当たり当期純損失金額 620.42円	
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	

⁽注) 1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

1 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成21年3月31日現在)	当事業年度 (平成22年 3 月31日現在)
貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	13,054	9,963
普通株式に係る純資産額(百万円)	13,054	31,503
差異の主な内訳(百万円)		
A 種優先株式		15,000
B種優先株式		15,000
E種優先株式		5,500
F種優先株式		5,500
第6回新株予約権		171
第7回新株予約権		295
普通株式の発行済株式数(千株)	80,290	125,747
普通株式の自己株式数(千株)	8	11
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	80,281	125,735

2 1株当たり当期純損失金額

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
損益計算書上の当期純損失()(百万円)	152,190	50,966
普通株式に係る当期純損失()(百万円)	152,190	50,966
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
期中平均株式数(千株)	77,030	82,148

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

3 相は外以過差後(外当だり当知能利益並設		Г
項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益調整額(百万円)		
(うち支払利息(税額相当額控除後)(百万円))		
普通株式増加数(千株)		
(うち新株引受権)		
(うち新株予約権)		
(うち新株予約権付社債)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当た り当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の	新株予約権(平成16年 6月25日決議)9,695個	新株予約権(平成17年 6月28日決議)11,224 個
概要	新株予約権(平成17年6月28日決議)11,224個 なお、新株予約権(平成16年6月25日決議)は当事業年度において権利行使期間を終了しております。	開第6回新株予約権(平成21年9月29日決議)240,000個第7回新株予約権(平成21年9月29日決議)240,000個なお、新株予約権(平成17年6月28日決議)は当事業年度において権利行使期間を終了しております。
	ユーロア () () () () () () () () () (ユ新新21,792年 日本 (中) 一

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		A種優先株(発) 展先株式(発) B 株式(影) B 株式(影) B 株式(影) B 株式(影) B 株式(影) B 大株(影) B 大く(影) B 大く(影)

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
(自 平成20年4月1日	(自 平成21年4月1日
	事業の内容 金融商品取引業 当社との関係 該当事項はありません (3) 譲渡日 平成22年4月16日
	(4) 譲渡する子会社の概要 名称 コスモ証券株式会社 住所 大阪市中央区今橋 1 丁目 8 番12号 代表者の氏名 代表取締役社長 金森 巧 資本金の額 135億円
	事業の内容 金融商品取引業 (5)株式譲渡の内容 譲渡株式数 40,000,000株(所有割合 100%) 譲渡価額 170億円 株式譲渡に伴う損失 78億円 譲渡後の持分比率 0%
	(6) その他重要な特約等 該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

投資有価証券

		銘 柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		マイタック・インク	6,193,440	353
		㈱国際メディアコーポレーション	4,000	200
		㈱ビットアイル	1,850	145
		リアルコム(株)	1,344	104
		エヌ・ティ・ティ情報開発㈱	1,440	72
	株式	シリコンスタジオ(株)	300	40
	か工い	㈱国際電気通信基礎技術研究所	620	31
		㈱テレビ神奈川	60,000	30
その他 有価証券		シービーアールイー・レジデンシャル・マネ ジメント㈱	420	21
		㈱北海道ソフトウェア技術開発機構	400	20
		その他 15銘柄	1,684,728	32
		株式合計	7,948,542	1,050
		銘 柄	投資口数等 (百万口)	貸借対照表計上額 (百万円)
	株式	プラザ・マルチマネジャー・ポートフォリオ	5,200	5,327
	投資 信託	プラザ・グローバルアルファ・債権ファンド P506S	10	5
		株式投資信託合計	5,210	5,333
		その他有価証券合計		6,384

【有形固定資産等明細表】

	1		1			r	
資産の種類	前事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 増加額 (百万円)	当事業年度 減少額 (百万円)	当事業年度 末残高 (百万円)	当事業年度 末減価償却 累計額又は 償却累計額 (百万円)	当事業年度 償却額 (百万円)	差引当事業 年度末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	18,637	1,176	735	19,079	7,790	1,670	11,288
			(681)				
構築物	670	18		689	297	81	391
車両運搬具	1			1	1	0	0
工具、器具及び備品	2,572	40	36	2,576	1,856	256	719
			(5)				
土地	17,487		9,061	8,426			8,426
建設仮勘定	419	630	1,018	31			31
有形固定資産合計	39,790	1,865	10,851	30,804	9,946	2,009	20,858
			(687)				
無形固定資産							
商標権	8		1	6	2	0	3
ソフトウェア	2,704	28	634	2,097	1,096	439	1,001
			(485)				
その他	0			0	0	0	0
無形固定資産合計	2,712	28	636	2,104	1,099	440	1,005
			(485)				

- (注) 1 当事業年度減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。
 - 2 当事業年度増加額のうち主なものは、以下のとおりであります。 黒松内研修施設に係る建物の増加(建設仮勘定からの振替増加309百万円等) 沖縄壷川スクエアビルに係る建物の増加(建設仮勘定からの振替増加639百万円等)
 - 3 当事業年度減少額のうち主なものは、以下のとおりであります。

本社ビル建設中止に伴う公有財産売買契約に基づく横浜市の買戻権行使による土地の減少9,058百万円建設仮勘定の有形固定資産等への科目振替1,018百万円(建物949百万円、構築物18百万円、他)オフィスビル及び店舗用賃貸ビル解約等に係る減損損失687百万円(建物681百万円、工具、器具及び備品5百万円)

グループ情報基盤の開発凍結に係るライセンスの減損損失485百万円(ソフトウェア485百万円)

【引当金明細表】

区分	前事業年度末 残高	当事業年度増加額	当事業年度減	当事業年度末 残	
<u>Δ</u> η	(百万円)	垣加領 (百万円)	目的使用	その他	高 (百万円)
貸倒引当金	105,523	25,734	92,330	13,193	25,734
賞与引当金	127	44	127		44
解約違約金損失引当金	1,811		1,811		
役員退職慰労引当金	81			81	

- (注) 1 貸倒引当金の当事業年度増加額のうち主なものは、連結子会社への貸付債権に対する引当によるものであります。また、当事業年度減少額のうち、目的使用は連結子会社の全株式及び同社に対する貸付債権の売却による当該貸付債権に対する貸倒引当金の充当、その他は洗替によるものであります。
 - 2 役員退職慰労引当金の当事業年度減少額のその他は、辞任役員の受領辞退に伴う取崩しによるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

1) 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	
預金	
当座預金	9,889
普通預金	7,263
別段預金	6
小計	17,160
合計	17,160

2) 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
(株)CSK-ITマネジメント	633	
合計	633	

ロ 売掛金の回収状況及び滞留状況

前事業年度 繰越高 (百万円) (A)	当事業年度 発生高 (百万円) (B)	当事業年度 回収高 (百万円) (C)	当事業年度末 残高 (百万円) (D)	回収率(%) (C) (A)+(B) ×100	滞留期間(日) (A)+(D)2(B)365
7	2,018	1,391	633	68.7	57.98

(注) 上記の各金額には、消費税等を含めております。

3) 営業未収入金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)	
(株)CSKシステムズ	191	
(株)CSK-ITマネジメント	107	
㈱CSKサービスウェア	78	
(株)CSKシステムズ西日本	44	
㈱CSIソリューションズ	31	
その他	130	
合計	583	

ロ 営業未収入金の回収状況及び滞留状況

前事業年度	当事業年度	当事業年度 当事業年度 当事業		回収率(%)	滞留期間(日)
繰越高 (百万円) (A)	発生高 (百万円) (B)	回収高 (百万円) (C)	残高 (百万円) (D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	(A)+(D) 2 (B) 365
926	15,434	15,777	583	96.4	17.86

(注) 上記の各金額には、消費税等を含めております。

4) 短期貸付金

相手先	金額(百万円)
ゲン・キャピタル(株)	21,610
その他	3
合計	21,613

固定資産

1) 関係会社株式

相手先	金額(百万円)
コスモ証券㈱	24,647
(株) C S K システムズ	16,817
㈱CSKサービスウェア	10,159
(株)クオカード	8,889
(株)CSK-ITマネジメント	5,826
その他	16,027
合計	82,368

2) 関係会社長期貸付金

相手先	金額(百万円)
㈱CSK-IS	11,547
CSKプリンシパルズ㈱	10,405
CSKベンチャーキャピタル(株)	1,300
合計	23,252

流動負債

1) 預り金

内容	金額(百万円)
CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム	54,043
その他	188
合計	54,231

固定負債

1) 新株予約権付社債

56,792百万円

内訳は「1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、 連結附属明細表、社債明細表」に記載して おります。

2) 長期借入金

相手先	金額(百万円)
住友信託銀行株式会社	14,900
株式会社三井住友銀行	10,700
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,714
株式会社みずほコーポレート銀行	6,686
合計	40,000

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1 単元の株式数	普通株式 100株、優先株式 1株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所 株主名簿管理人 取次所	(特別口座) 東京都中央区八重洲二丁目 3 番 1 号 住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目 5 番33号 住友信託銀行株式会社
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 電子公告アドレス http://www.csk.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

⁽注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

新株予約権の発行 平成21年9月8日関東財務局長に提出。 新株予約権の発行 平成21年9月8日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

平成21年9月8日提出の上記(1)の有価証券届出書 に係る訂正届出書 平成21年9月29日関東財務局長に提出。

平成21年9月8日提出の上記(1)の有価証券届出書 に係る訂正届出書 平成21年9月29日関東財務局長に提出。

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第41期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成21年6月29日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成21年6月29日提出の上記(1)の有価証券報告書及び確認書に係る訂正報告書及び確認書 平成21年8月31日関東財務局長に提出。

(5) 内部統制報告書

事業年度 第41期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)平成21年6月29日関東財務局長に提出。

(6) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第42期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)平成21年8月14日関東財 務局長に提出。

事業年度 第42期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)平成21年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第42期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)平成22年2月10日関東財 務局長に提出。

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

平成21年11月12日提出の上記(6)の四半期報告書及び確認書 に係る訂正報告書及び確認書 平成21年12月10日関東財務局長に提出。

(8) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成21年8月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第2号(募集によらない有価証券の発行)に基づく臨時報告書 平成21年9月8日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書 平成21年9月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)に基づく臨時報告書 平成21年9月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第4号(主要株主の異動)に基づく臨時報告書 平成21年10月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成21年11月11日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成22年2月10日関東財務局長に提出。企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)、第12号及び第19号(財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに著しい影響を与える事象)に基づく臨時報告書 平成22年4月16日関東財務局長に提出。

(9) 臨時報告書の訂正報告書

平成21年9月8日提出の上記(8)の臨時報告書 に係る訂正報告書 平成21年9月29日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月26日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 和 夫 業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員 公認会計士 菅 田 裕 之業務執行社員

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C S K ホールディングス及び連結子会社の平成 2 1年 3月 3 1日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CSKホールディングスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社CSKホールディングスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管している。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 C S K ホールディングス及び連結子会社の平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、連結子会社(コスモ証券株式会社)の株式の譲渡についての記載がある。

< 内部統制監查 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社CSKホールディングスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社CSKホールディングスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管している。

² 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 山 本 和 夫

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの 第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表につ いて監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に 対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基 準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監 査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた 見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果と して意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、株式会社CSKホールディングスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事 業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管している。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社CSKホールディングス 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 古 谷 伸 太 郎

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 井 出 隆

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 菅 田 裕 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」 に掲げられている株式会社CSKホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの 第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表につ いて監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に 対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基 準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監 査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた 見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果と して意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し て、株式会社CSKホールディングスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事 業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に、関係会社株式(コスモ証券株式会社)の譲渡についての記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途 保管している。

² 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。